

データにみる 市川市の都市基盤概要

2022



行徳橋（令和2年3月開通）

市川市



目次

1-1. 位 置	2
1-2. 沿 革	3
1-3. 市域の変遷	7
1-4. 人 口	8
1-5. 産 業	12
1-6. 予 算	13
1-7. 職 員 数	15
2-1. 市川市のまちづくり	16
3-1. 都市計画	21
3-2. 道 路	27
● 都市計画道路	27
● 道路の整備	29
● 道路の管理	31
● 地籍調査	32
● 東京外かく環状道路（外環）	33
3-3. 交 通	35
● 交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）	35
● 放置自転車対策	39
3-4. 市街地の整備	41
● 土地区画整理事業	41
● 市街地再開発事業	43
● 行徳臨海部のまちづくり	47
3-5. 水と緑・公園	51
● 水辺の環境整備	51
● 公園・緑地	54
● 動植物園	60
● 大町レクリエーションゾーン構想と概要	63
3-6. 治 水	64
3-7. 下 水 道	68
3-8. 住 宅	71
3-9. 宅地・建築	72
● 宅 地	72
● 建築の指導	75
● 公共建築物の耐震対策	79
3-10. 環境・清掃	80
● 環境の現況	80
● 地球温暖化問題への取り組み	85
● 生物多様性いちかわ戦略	89
● 循環型社会の構築	91
参考. 1 組 織	95

1-1. 位 置

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相対している。

都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、J R 総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。

地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の帯には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

■市川市の位置



位置（市役所）——東経 139 度 55 分

北緯 35 度 43 分

東西延長—— 8.2 km

南北延長—— 13.4 km

面積—— 56.39 km²

人口—— 496,104 人

（令和 4 年 4 月 1 日現在 ※千葉県毎月常住人口調査より）



市川市の北部丘陵地帯には、堀之内、曾谷及び姥山貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古代より人間が住みつき生活の場として栄えてきたことを物語っている。7 世紀には、現在の国府台周辺に下総の国府が置かれ 8 世紀には、現在の国分に国分寺が建立される等、常に地方文化の中心として発展を極めてきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、明治 6 年に千葉県在所管となり、明治 22 年の町村制の実施を経て、昭和 9 年 11 月 3 日市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について 3 番目、全国で 122 番目の市制施行になった。更に、昭和 24 年 11 月 3 日に大柏村、30 年 3 月 31 日に行徳町、31 年 10 月 1 日には南行徳町を合併し市域を拡大した。昭和 50 年代からは、急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。また、京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として昭和 32 年より順次、埋立事業を実施し、昭和 61 年 3 月までに高谷新町、二俣新町をはじめとする約 439ha に及ぶ土地が造成され、市域に編入された。

首都東京と隣接した本市は主要な交通軸上に位置し、また、臨海部への企業進出等により人口が急増したこともあり、首都圏及び千葉県の中核的な都市として発展を続けている。

◆まちづくり年表

年	事	項
1889	明治 22 年	市川町・八幡町・中山村・国分村設置
1894	27 年	総武鉄道市川～佐倉間単線開通 市川駅開設
1914	大正 3 年	京成電気軌道押上～市川真間間開通 国府台駅・真間駅開設
1915	4 年	京成電気軌道市川真間～中山間開通
1918	7 年	市内に電気供給開始
1921	10 年	江戸川放水水路完成
1923	12 年	関東大震災発生
1926	昭和元年	市内にガス供給開始
1930	5 年	市内に電話業務開始
1934	9 年	市川町・八幡町・中山町・国分村合併市制施行（人口約 41,000 人）
1935	10 年	国鉄 本八幡駅開設、京成 鬼越駅開設 市役所庁舎完成
1936	11 年	都市計画区域指定（32,99 k m ² ）
1937	12 年	市内に水道敷設
1938	13 年	都市計画法に基づく用途地域及び風致地区の指定（国府台、八幡、法華経寺）
1940	15 年	都市計画法に基づく都市計画道路の決定
1942	17 年	都市計画法に基づく公園の決定
1943	18 年	都市計画法に基づく空地地区の指定
1949	24 年	東葛飾郡大柏村を合併 大柏出張所開設
1955	30 年	東葛飾郡行徳町を合併
1956	31 年	東葛飾郡南行徳町を合併、ローリングダム式行徳橋完成
1959	34 年	市単独による公有水面埋立事業に着手、国鉄市川駅南口開設
1960	35 年	都市計画法に基づく墓園の決定、東京～千葉有料道路（京葉道路）完成

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年	事	項
1961	昭和 36 年	公共下水道事業に着手
1966	41 年	衛生処理場完成、東浜地先埋立に着手
1968	43 年	県事業市川松戸有料道路開通
1969	44 年	地下鉄 5 号線（東西線）開通、行徳駅開設、京葉港市川地区土地造成事業に着手、東京外郭環状道路（延長 11.02km・幅員 40m）の都市計画決定、市川市都市計画審議会設置、新都市計画法施行、騒音規制法による事務委任
1970	45 年	市街化区域及び市街化調整区域決定
1971	46 年	大気汚染防止法に基づく事務委任（工場以外）
1972	47 年	下水道終末処理場完成、市川市地方卸売市場開設、新行徳有料道路開通、国鉄総武線都市計画鉄道連続立体高架複々線完成、「市川市公害防止条例」を制定
1973	48 年	新都市計画法に基づく風致地区の指定（大町、梨風苑）、変更（国府台、八幡、法華経寺）
1974	49 年	西浜清掃工場完成、人口 30 万人到達、水質汚濁防止法の政令市に指定
1975	50 年	財団法人市川市清掃公社、市川市土地開発公社設立、悪臭防止法の地域指定
1977	52 年	市民憲章制定
1978	53 年	一般国道 357 号（湾岸道路）開通、国鉄武蔵野線開通 市川大野駅開設、振動規制法による地域規制及び規制基準を施行
1979	54 年	市川市総合計画（基本構想・基本計画）を策定、同第一次実施計画をスタート、真間川を総合治水対策特定河川に指定
1980	55 年	市川市斎場完成、都営地下鉄 10 号線都市計画決定
1981	56 年	東西線南行徳駅開設、江戸川流域下水道供用開始、台風 24 号で真間川水系が氾濫 浸水 7500 戸 真間川水系河川激甚災害対策特別緊急事業に着手、緑地保全地区決定
1982	57 年	市川市総合計画第二次実施計画をスタート
1985	60 年	人口 40 万人到達 雨水排水基本計画策定
1986	61 年	無電柱化事業（5 ヶ年計画）の実施、市川市総合計画（基本構想・総合 5 ヶ年計画）を策定、第一次総合 5 ヶ年計画をスタート、地区計画の都市計画決定（塩浜地区）、財団法人市川市緑の基金設立
1987	62 年	動植物園開園
1988	63 年	都市基本計画を策定、市川駅北口市街地整備としてアイアイロード完成、J R 京葉線開通 市川塩浜駅・二俣新町駅開設
1989	平成元年	都営地下鉄 10 号線開通 本八幡駅開設、地区計画の都市計画決定（南行徳駅周辺地区）
1990	2 年	市街地整備基本計画を策定、地区計画の都市計画決定（本八幡駅北口地区）、第一種市街地再開発事業を決定（本八幡 C-1、D-1、D-2 地区）、高度利用地区（本八幡駅北口地区）の都市計画決定
1991	3 年	駐車場整備地区を都市計画決定、地区計画の都市計画決定（鬼高商業・文化拠点地区）、第二次総合 5 ヶ年計画スタート、北総開発鉄道京成高砂～新鎌ヶ谷間開通 大町駅・北国分駅開設
1992	4 年	地区計画の都市計画決定（大町地区）、生産緑地地区の都市計画決定

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年	事	項
1993	平成 5 年	市川駅南口第一種市街地再開発事業の決定、地区計画の都市計画決定（市川駅南口地区、柏井地区）、市川二期地区土地造成基本計画の決定（470ha）、「自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行（平成 5 年 6 月）、東京外郭環状道路建設計画を受け入れ（幅員 60m）、鑑賞植物園を開園、「市川市生活排水対策推進計画」を策定、「いちかわ環境プラン」を策定
1994	6 年	建設局を設置、地区計画の都市計画決定（堀之内地区・妙典地区）、クリーングリーン都市を宣言、市川市クリーンセンター完成、生涯学習センター（メディアパーク市川）開館
1996	8 年	第三次総合 5 ヶ年計画スタート、東京外郭環状道路（千葉県区間）の都市計画決定（変更）
1998	10 年	保健医療福祉センター（リハビリパーク）開設、「市川市環境基本条例」を制定、市川市公害防止条例を全部改正し、「市川市環境保全条例」を制定
1999	11 年	市川二期埋立計画縮小案提示（90ha）
2000	12 年	市川市総合計画「I & I プラン 21」（基本構想・基本計画）策定、東西線 妙典駅開設、新衛生処理場完成、「市川市環境基本計画」を策定、クリーンセンターが ISO 14001 を認証取得
2001	13 年	第一次総合 5 カ年計画スタート、市川二期埋立計画中止、人口 45 万人到達、屋上緑化補助制度開始、保存樹木協定制度開始、地区計画の都市計画決定（真間 4 丁目地区）
2002	14 年	市川市情報プラザ完成（電子市役所開設）、「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」を施行、本庁舎・分庁舎・消防局で ISO 14001 を認証取得、「いちかわじゅんかんプラン 21」を策定、行徳臨海部基本構想策定
2003	15 年	都市計画マスタープラン策定、総合交通計画策定、交通バリアフリー基本構想策定、「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」を施行、円卓会議にて三番瀬再生計画案とりまとめ
2004	16 年	景観基本計画策定、大洲防災公園開園、みどりの基本計画策定、市民マナー条例施行、七中・行徳公会堂等複合施設完成（市川市初の PFI 事業）、WHO 憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言、地区計画の都市計画決定（原木西浜地区）
2005	17 年	市民（納税者）が選ぶ「市民活動団体支援制度」を開始、市民あま水条例（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例）の施行
2006	18 年	第二次総合 3 ヶ年計画スタート、市川市景観計画策定、市川市景観条例の施行、地区計画の都市計画決定（本八幡 A 地区）
2007	19 年	クリーンセンター余熱利用施設開設
2008	20 年	第 3 回健康都市連合総会・大会主催市として開催、第三次総合 3 ヶ年計画スタート 市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（B 街区）工事完了（行政サービスセンター、地域包括支援センターあんしん市川駅前、高齢者職業相談室、ヤング・ジョブ・サポートいちかわ）
2009	21 年	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（A 街区）工事完了（図書館、保育園、45 階展望フロア）、地区計画の都市計画決定（東京ベイ医療センター地区、菅野 3 丁目地区）、「市川市地球温暖化対策地域推進計画」策定
2010	22 年	広尾防災公園開園、地区計画の都市計画決定（加藤新田地区）東日本大震災により市内液状化、「市川

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年		事 項
2011	平成 23 年	東日本大震災により市内液状化、「市川市自転車の安全利用に関する条例」を施行、市川市景観計画の変更、「市川市景観条例」を改正、市川市総合計画「I & I プラン 21」（第二次基本計画：10 年間）策定及び第一次実施計画（3 年間）スタート、ISO 14001 の認証登録を返上し、市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始
2012	24 年	「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」を施行、東京ベイ・浦安市川医療センターがオープン、「第二次市川市環境基本計画」策定
2013	25 年	本八幡 A 地区第一種市街地再開発事業Ⅰ期工事（住宅棟・業務棟）工事完了、クリーンセンター延命化工事完了、「第三次市川市生活排水対策推進計画」策定、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編（暫定版）＞」策定
2014	26 年	第二次実施計画（3 年間）スタート、「生物多様性いちかわ戦略」策定
2015	27 年	臨港地区の都市計画決定、本八幡 A 地区第一種市街地再開発事業Ⅱ期工事（商業棟）工事完了
2016	28 年	地区計画の都市計画決定（二俣地区）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定、「公共施設等総合管理計画」策定、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定、無料駐輪場の有料化、都市計画道路 3・4・18 号が全線開通（未開通区間であった約 1.6km が開通）
2017	29 年	第三次実施計画（3 年間）スタート、地区計画の都市計画決定（市川塩浜第 1 期地区・北方町地区）、大和田ポンプ場の供用開始
2018	30 年	道の駅いちかわ開業、外かく環状道路の供用開始、妙典橋の供用開始
2020	令和 2 年	県道 市川浦安線 行徳橋の開通、市川市景観計画の変更、中山参道景観重点地区の指定、市川漁港の第Ⅰ期工事完了
2021	令和 3 年	都市計画道路 3・4・12 号が全線開通。都市計画道路 1・3・3 号（北千葉道路 1 号線）、都市計画道路 3・1・4 号（稲越国府台線）の一部事業化。（測量開始） 押切橋（都市計画道路 3・4・25 号湊海岸線）の都市計画変更決定。



町村合併、公有水面埋立などにより市域面積は 56.39 k m²になっている。

◆市域の変遷

	面積 [k m ²]	摘 要
昭和 9 年 11 月 3 日	22.95	市制施行(市川町、八幡町、中山町、国分村が合併)
昭和 24 年 11 月 3 日	32.99	大柏村合併
昭和 30 年 3 月 31 日	45.80	行徳町合併
昭和 31 年 10 月 1 日	51.42	南行徳町合併
昭和 37 年 11 月 1 日	52.34	公有水面の埋立により高谷新町誕生
昭和 38 年 10 月 1 日	53.02	公有水面の埋立により二俣新町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.35	公有水面の埋立により千鳥町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.42	公有水面の埋立地を本行徳字東浜に編入
昭和 43 年 7 月 30 日	53.60	公有水面の埋立により高浜町誕生
昭和 43 年 7 月 30 日	53.64	公有水面の埋立地を加藤新田字沖場に編入
昭和 44 年 10 月 1 日	53.76	建設省国土地理院による境界未定地の査定に伴う誤謬訂正
昭和 45 年 11 月 6 日	53.76	公有水面の埋立地を二俣新町に編入
昭和 46 年 4 月 30 日	53.76	公有水面の埋立地を高谷新町・高浜町に編入
昭和 46 年 11 月 5 日	53.77	公有水面の埋立地を二俣新町・下新宿に編入
昭和 48 年 1 月 19 日	54.30	公有水面の埋立により塩浜 1 丁目誕生
昭和 48 年 12 月 14 日	55.26	公有水面の埋立により塩浜 2・3・4 丁目誕生
昭和 49 年 11 月 5 日	55.72	公有水面の埋立地を千鳥町・塩浜 1・3・4 丁目に編入
昭和 51 年 1 月 23 日	55.94	公有水面の埋立により東浜 1 丁目誕生
昭和 55 年 8 月 22 日	56.31	周辺の公有水面の埋立により新浜 3 丁目誕生
昭和 59 年 10 月 30 日	56.39	公有水面の埋立地を塩浜 3 丁目に編入



●人口と世帯数

市川市の人口は、令和3年9月30日現在 491,411 人で、人口密度は 8,715 人／ k m^2 、世帯数は 250,949 世帯である。

●人口の推移

年	世帯	人 口			人口密度 (1 k m^2 当り)	世帯人員 (1 世帯 当り)	性 比 (女=100)	備 考
		総 数	男	女				
大正 9 年	3,217	17,921	9,717	8,204	781	5.57	118.4	国勢調査
14 年	6,003	29,528	15,351	14,177	1,287	4.92	108.3	国勢調査
昭和 5 年	7,467	37,789	19,067	18,722	1,647	5.06	101.8	国勢調査
10 年	8,895	46,711	22,637	24,074	2,035	5.25	94.0	国勢調査
15 年	11,706	58,060	28,324	29,736	2,530	4.96	95.3	国勢調査
20 年	16,876	74,522	35,828	38,694	3,247	4.42	92.6	人口調査
25 年	22,199	102,506	49,675	52,831	3,107	4.62	94.0	国勢調査
30 年	27,559	129,700	63,598	66,102	2,832	4.71	96.2	国勢調査
35 年	37,647	157,301	78,220	79,081	3,059	4.18	98.9	国勢調査
40 年	56,549	207,988	105,731	102,257	3,923	3.68	103.4	国勢調査
45 年	77,618	261,055	132,787	128,268	4,856	3.36	103.5	国勢調査
50 年	102,678	319,291	163,179	156,112	5,730	3.11	104.5	国勢調査
55 年	127,775	364,244	184,969	179,275	6,469	2.85	103.2	国勢調査
60 年	141,437	397,822	202,454	195,368	7,055	2.81	103.6	国勢調査
平成 2 年	169,836	436,596	225,177	211,419	7,742	2.57	106.5	国勢調査
7 年	181,213	440,555	227,873	212,682	7,813	2.43	107.1	国勢調査
12 年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.32	107.5	国勢調査
13 年	198,203	454,858	235,556	219,302	8,066	2.29	107.4	
14 年	203,210	461,603	238,796	222,807	8,186	2.27	107.2	
15 年	205,024	463,103	239,192	223,911	8,213	2.26	106.8	
16 年	206,963	464,873	240,050	224,823	8,244	2.25	106.8	
17 年	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.24	105.6	国勢調査
18 年	210,519	468,113	240,213	227,900	8,301	2.22	105.4	
19 年	213,411	470,074	241,009	229,065	8,336	2.20	105.2	
20 年	216,655	473,064	242,477	230,587	8,389	2.18	105.2	
21 年	219,184	475,751	243,836	231,915	8,437	2.17	105.1	
22 年	220,582	473,919	239,222	234,697	8,404	2.15	101.9	国勢調査
23 年	220,782	471,694	237,515	234,179	8,365	2.14	101.4	
24 年	223,126	469,273	239,062	230,211	8,322	2.10	103.8	
25 年	224,474	469,572	239,106	230,466	8,327	2.09	103.7	
26 年	227,605	472,387	240,388	231,999	8,377	2.08	103.6	
27 年	231,425	476,285	242,251	234,034	8,446	2.06	103.5	
28 年	235,582	480,570	244,207	236,363	8,522	2.04	103.3	
29 年	239,404	484,249	245,969	238,280	8,587	2.02	103.2	
30 年	242,804	487,305	247,231	240,074	8,642	2.01	103.0	
令和元年	246,460	490,145	248,317	241,828	8,692	1.99	102.7	
2 年	249,440	492,118	249,182	242,936	8,727	1.97	102.6	
3 年	250,949	491,411	248,531	242,880	8,715	1.96	102.3	

※大正 9 年から昭和 5 年までの国勢調査人口は、昭和 9 年 11 月 3 日市制施行時の市域（市川町、八幡町、中山町、国分村）をもって合算したものを示したものである。

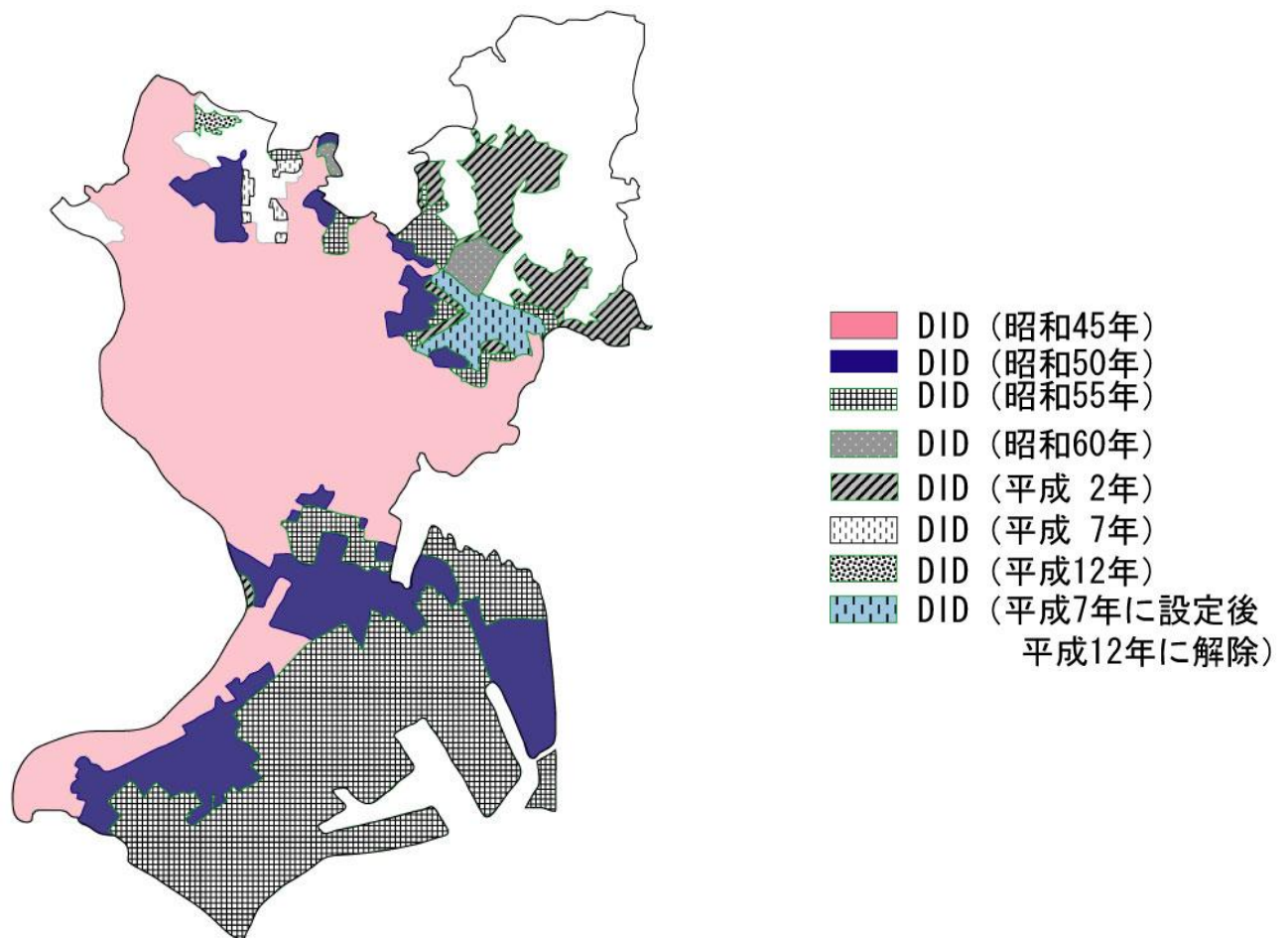
※国勢調査年以外は国勢調査後の結果にその後の毎月の出生、死亡、転入、転出を加減したものである。

※平成 24 年以降は、平成 24 年 7 月 9 日に施行された住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳を用いた集計に変更したものである。なお、平成 23 年までの数値は 10 月 1 日現在の常住人口である。

●D I D

DID（人口集中地区）の推移をみると、昭和45年には市域面積に対する割合が40.7%、市域人口に対する割合が87.7%だったものが、令和2年には、それぞれの割合が83.2%、97.9%を占め、面積、人口とも増加している。

(注) DIDとは、国勢調査区を基礎単位として、人口密度40人/ha以上の調査区が隣接して、5,000人以上を有する地域のこと。



◆D I D地区の推移

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	228,898	288,560	342,174	375,667	426,185	430,355	437,735	455,300	463,083	471,013	486,306
面積(k㎡)	21.9	29.4	44.1	44.4	46.8	47.5	47.6	47.4	47.4	47.5	46.9
人口密度(人/k㎡)	10,452	9,815	7,759	8,461	9,107	9,066	9,196	9,608	9,778	9,927	10,365
市域人口に対する割合(%)	87.7	90.4	93.9	94.4	97.6	97.7	97.6	97.6	97.7	97.8	97.9
市域面積に対する割合(%)	40.7	52.8	78.3	78.7	83.0	84.2	84.4	84.0	84.0	84.1	83.2

●産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業において就業比率は減少傾向にあり、平成27年には第1次産業就業比率は0.6%、第2次産業就業比率は16.8%、第3次産業就業比率は76.2%となっている。

◆産業別就業人口の推移

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		千葉県(参考)	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
第一次産業	1,937	0.8	1,646	0.7	1,550	0.7	1,243	0.6	1,259	0.6	80,221	2.8
第二次産業	63,969	26.6	51,566	21.5	44,943	19.2	35,824	16.0	36,404	16.8	559,952	19.4
第三次産業	171,767	71.5	179,773	75.1	179,830	76.7	166,583	74.6	165,420	76.2	2,082,474	72.3
分類不詳	2,697	1.1	6,337	2.7	8,074	3.4	19,561	8.8	14,110	6.4	157,297	5.5
合 計	240,370	100.0	239,322	100.0	234,397	100.0	223,211	100.0	217,193	100.0	2,879,944	100.0

●夜間人口及び昼間人口

夜間人口及び昼間人口を平成27年でみると、他市町村への通勤通学者の流出人口が、155,577人（東京都111,058人、県内他市町村36,020人、東京都を除く県外8,499人）で夜間人口（常住人口）481,732人の32.3%を占めている。一方、他市町村からの流入人口は69,785人で流出人口の方が85,792人多くこの結果、昼間人口は395,940人となっている。

※流出人口の内訳については、15才未満の通学者を含まない。

※平成22年以降の流出人口は他市区町村への通勤・通学者で従業地・通学地不詳の者を含まない。

※「2018年版データに見る市川市の都市基盤」にて、平成7年～17年の夜間人口及び昼間人口を年齢が確定している人口分として差し替えた。

◆夜間人口及び昼間人口の推移

(各年10月1日現在)

	A夜間人口	B昼間人口	B/A%	C流入人口	D流出人口	C-D流入超過数
平成7年	439,569	334,584	76.1	80,018	185,003	△ 104,985
平成12年	448,488	349,086	77.8	73,057	172,459	△ 99,402
平成17年	459,626	358,614	78.0	68,846	169,858	△ 101,012
平成22年	473,919	387,101	81.7	67,685	154,503	△ 86,818
平成27年	481,732	395,940	82.2	69,785	155,577	△ 85,792



●農 業

都市化の影響により、農家戸数や経営耕地面積は減少傾向にあり、特に稲作は農業環境の悪化等により衰退が顕著にあらわれている。

◆経営耕地面積の推移

世界農林業センサスの結果より 単位：a

年	総面積	田	樹園地	畑
12 年	50,849	2,277	30,295	18,277
17 年	41,595	1,260	28,297	12,038
22 年	40,706	1,476	28,388	10,842
27 年	35,257	748	24,341	10,168
令和 2 年	30,228	568	21,872	7,788

●水産業

海苔、ホンビノス貝等の貝類を中心とした浅海漁業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキ等を漁獲する小型機船底びき網及び、固定式さし網漁業が営まれている。一方、内水面漁業として江戸川ではフナやウナギ等の稚魚放流や採捕を行っている。

◆陸揚量

港勢調査より

区分 年	陸 揚 量		
	魚類（t）	貝類・その他（t）	海苔（t）
28 年	79	948	256
29 年	54	952	228
30 年	52	1,219	248
令和元年	168	1,201	172
2 年	82	865	181

●工 業

立地形態から内陸部では生活関連型の企業が展開し、臨海部では金属・鉄鋼等の素材型企業が重厚長大型工業を展開している。

◆市川市の工業の動向（従業員数 4 人以上の事業所）

工業統計調査より

		平成 26 年	平成 27 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
製造業	事業所数（所）	206	192	196	200	203
	従業員数（人）	6,446	6,151	6,599	6,809	6,853
	総出荷額（万円）	36,312,966	32,066,308	35,551,535	36,707,309	37,523,547

●商 業

店舗の経営規模は小さく、物販小売業の半数は個人経営となっている。平成 26 年における小売業 1 店舗あたりの販売額は 17,470 万円で、県下平均を下回っている。

◆市川市の商業

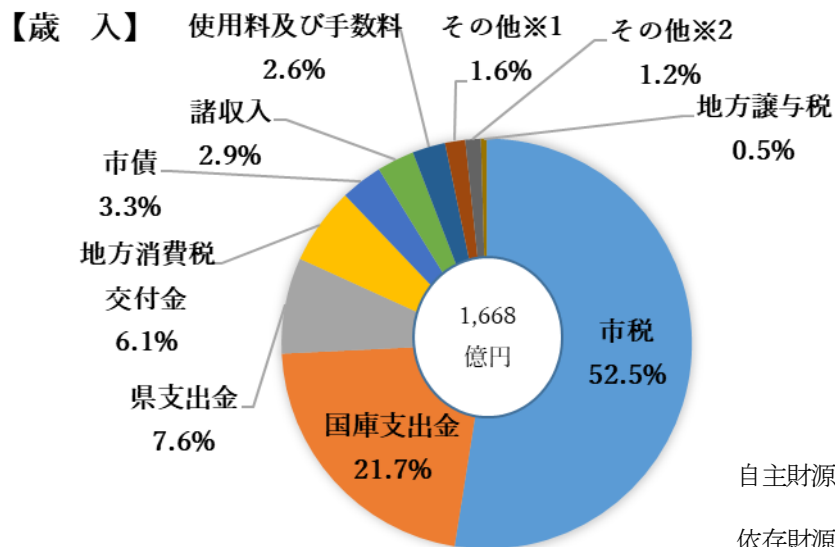
商業統計調査より

	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
商店数（店）	3,822	3,572	3,377	2,948	2,075
販売額（万円）	67,527,491	63,042,875	60,812,162	62,315,974	58,751,783
従業員数（人）	26,935	25,950	25,682	24,035	18,495

1-6. 予 算

●令和4年度当初予算

◆令和4年度一般会計



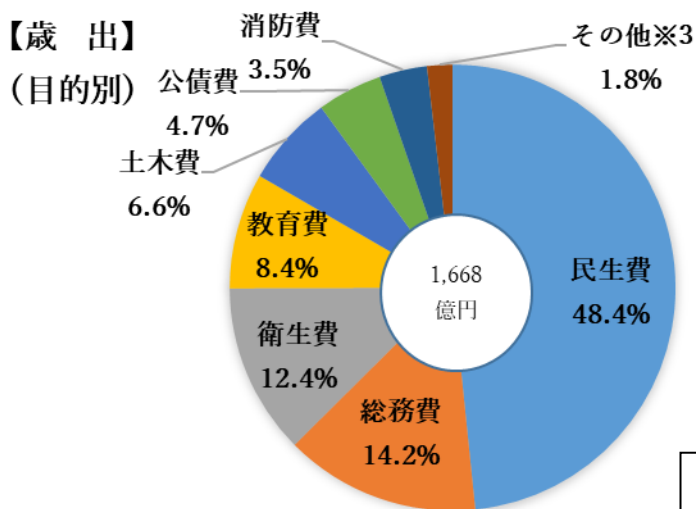
自主財源…市税、使用料及び手数料、諸収入、その他※1
 依存財源…国庫支出金、市債、県支出金、地方消費税交付金、地方譲与税、その他※2

※1の内訳

分担金及び負担金 0.9%、繰入金 0.0%、繰越金 0.3%、財産収入 0.2%、寄附金 0.2%

※2の内訳

配当割交付金 0.3%、株式等譲渡所得割交付金 0.2%、地方特例交付金 0.3%、利子割交付金 0.0%、地方交付税 0.0%、交通安全対策特別交付金 0.0%、環境性能割交付金 0.1%、法人事業税交付金 0.3%



※3の内訳

商工費 0.7%、農林水産業費 0.2%、議会費 0.5%、労働費 0.1%、諸支出金 0.0%、予備費 0.2%、観光費 0.1%

◆当初予算の推移

(単位：億円)



◆土木費の内訳

(単位：千円)

項	令和4年度	令和3年度	比較	増減率
1. 土木管理費	1,890,579	2,185,392	△294,813	△13.5%
2. 道路橋りょう費	2,752,320	3,066,447	△314,127	△10.2%
3. 河川費	957,802	1,283,713	△325,911	△25.4%
4. 都市計画費	5,435,299	4,768,448	666,851	14.0%
計	11,036,000	11,304,000	△268,000	△2.4%

◆下水道事業会計

(単位：千円)

令和4年度	令和3年度	比較	増減率
23,095,000	19,835,000	3,260,000	16.4%

1-7. 職 員 数

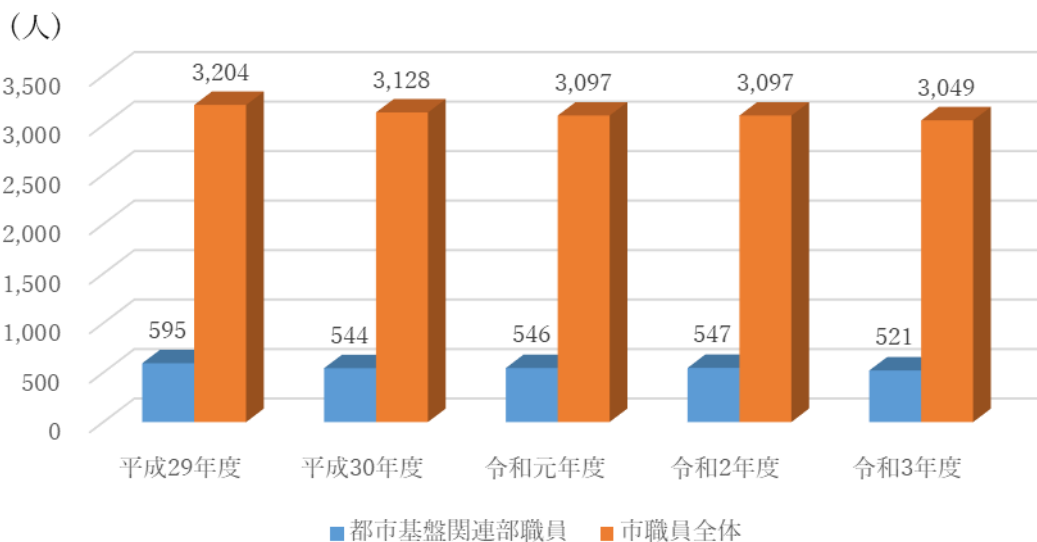
◆職員の推移

(単位：人)

	街づくり部	道路交通部	水と緑の部	行徳支所	環境部	清掃部	合 計
平成 29 年度	135	105	154	12	50	139	595
平成 30 年度	121	107	146	－	40	130	554
令和元年度	119	114	145	－	168	－	546
令和 2 年度	116	112	149	－	170	－	547
令和 3 年度	105	109	153	－	163	－	530
令和 4 年度	107	112	148	－	154	－	521

- ※ 平成 29 年度の組織改正で、水循環推進課、河川・下水道管理課、河川・下水道整備課の事務内容を見直し、下水道経営課、河川・下水道管理課、河川・下水道建設課に再編した。
- ※ 平成 30 年度は、組織改正に伴い、街づくり推進課外環道路推進・道の駅担当室と住環境整備課を廃止した。
また、都市計画道路課を道路建設課に統合した。
- ※ 令和元年度は、組織改正に伴い、清掃部を環境部に統合し、循環型社会推進課、生活環境整備課、生活環境保全課、清掃事業課、新クリーンセンター建設準備課、クリーンセンターを設置した。
- ※ 令和 2 年度は、新クリーンセンター建設準備課の名称を環境エネルギー施設整備課に改めた。
- ※ 令和 3 年度は、組織改正に伴い、都市計画課、街づくり推進課、まち並み環境整備課を街づくり計画課、街づくり整備課に再編。また、新庁舎建設課を廃止し庁舎整備担当室を設置した。

人員の推移



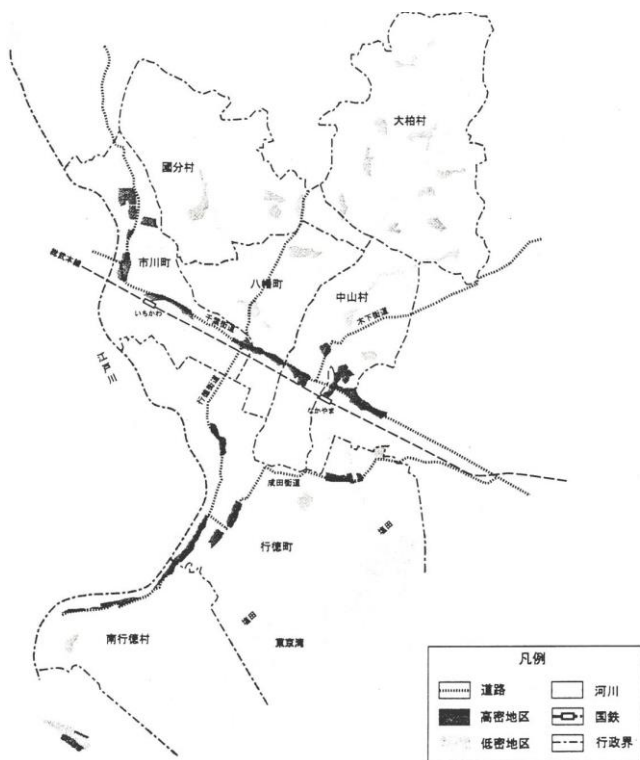
※市川市職員定数条例に基づいた、常勤の一般職の人数(育児休業取得者を除く)

2-1. 市川市のまちづくり

●都市課題の要因

○市街化の動向

①明治から戦前まで



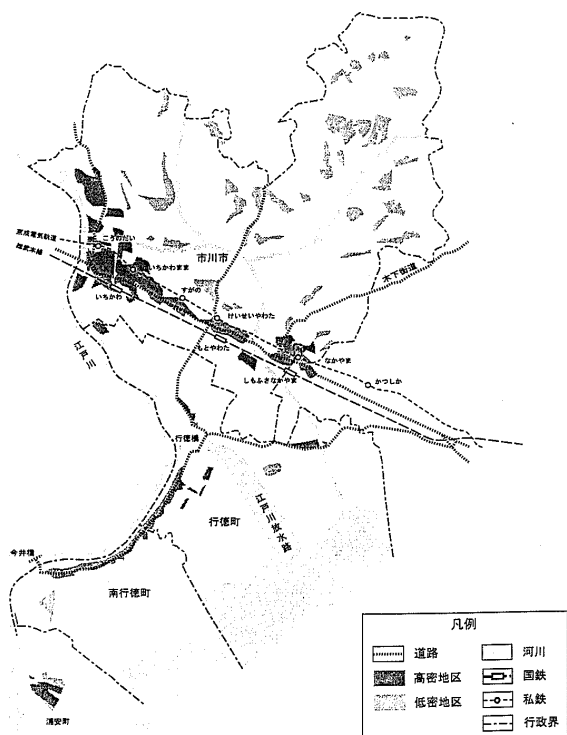
明治42年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

明治 42 年の旧版地形図をみると、まちの骨格となる交通路は、中央を東西に走る千葉街道（佐倉道）と行徳から成田に向かう成田街道、市川から松戸へ至る街道、中山から北東に伸びる木下街道が主要なものであった。

江戸時代から振り返ると、千葉街道の宿場であった八幡、江戸川の渡しと関所があった市川、法華経寺の門前町であった中山、塩の生産地であった行徳が主なまちであり、主要な街道筋に細長くまちの広がりがみられる。その他は農業集落が台地に点在していた。江戸川による舟運が主であり、行徳や浦安の河岸から東京への交通が便利であった。明治末期まで海岸線沿いに塩田が造られていた。

国府台では陸軍の施設が明治 18 年に移転してきて昭和 20 年まで留まり、軍隊のまちとしての性格を強くした。

②昭和 20 年代 都市化のはじまり

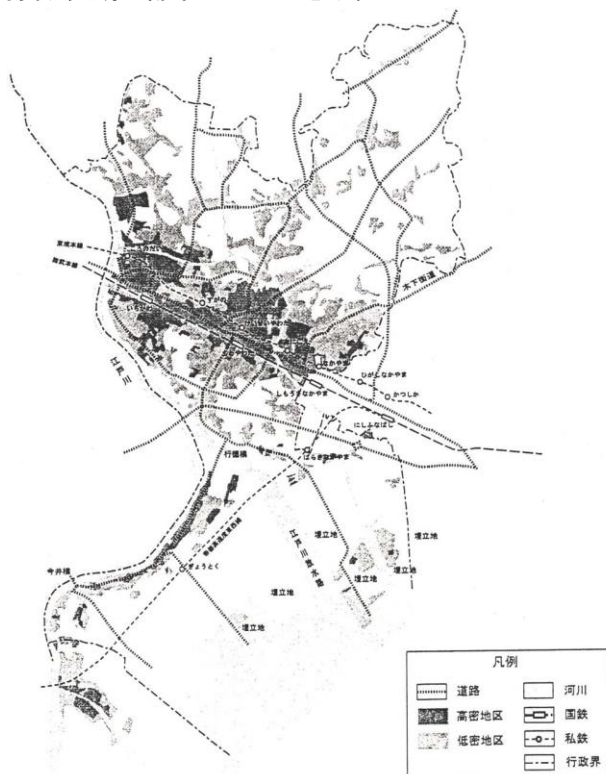


昭和27・28年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

京成電気軌道ができた大正 3 年頃に東京の近郊住宅化がはじまり、人口の急増が起こる。この京成電気軌道と従来からある総武本線に挟まれた千葉街道沿いに徐々にまちが広がり出してくる。行徳周辺も既存のまちを軸にその厚みを増している。しかし、総武本線と江戸川放水路に挟まれた地域は、ほとんど市街化が進んでいない。

前図と比べると、明治 43 年の利根川水系の大洪水を契機として大正 5 年から 8 年にかけて江戸川放水路が開削され、大正 11 年に分断された行徳町をつなぐ道として行徳橋が架設され、また東京都と結んだ今井橋も架設されている。

③高度成長期 都市としての急成長

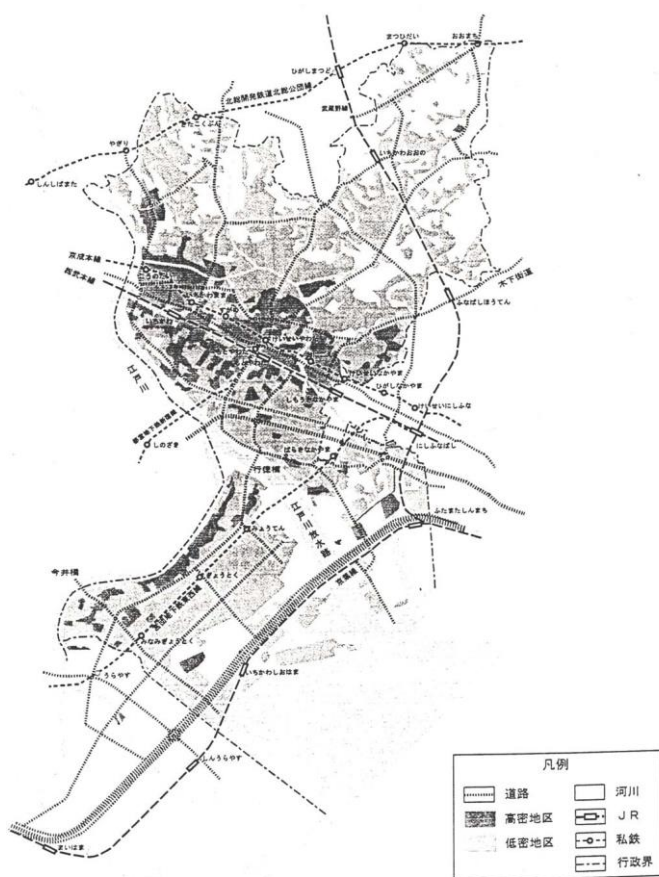


昭和43年 旧版地形図（国土地理院）
を基に作成

高度経済成長期（昭和 30～48 年頃）における東京都を中心とした市街地の急激な外延化にともない、近郊住宅都市として人口が急増し、都市基盤整備がおいつかないまま急激なスプロール化により市街地が拡大した。総武本線の北側、京成本線を超えて密度の高い市街地が形成され、また、その周辺の大正時代からの耕地整理事業により水路等の整理が行われた低地部は、道路としての整備が行われずに市街地が拡大した。

土地区画整理事業が行われた行徳地域などでは道路幅員が確保されたが、その他の地域は急速に市街地が広がりだしたことから、集落を結ぶ幅の狭い道による道路網が構成される結果となった。

④現代 臨海部の開発と市街地の拡大



平成11・12年 地形図（国土地理院）
を基に作成

市街化はさらに進展し、北部の台地部や谷津の細長い低地部、南部の原木や高谷まで広がっている。特に行徳地区の土地区画整理事業による宅地化が著しい。また、塩浜、新浜の埋立が完了し、現在の海岸線が形成されている。

武蔵野線・京葉線・都営新宿線・北総線の4路線が整備され、JR総武本線・京成本線・東西線と併せて、市街地は飛躍的に拡大した。しかし、市街地に必要な道路、公園などの都市基盤整備は十分に追いつかない状況となっている。

○地勢特性

- ・東京（江戸）の外縁都市として強い影響を受けながらまちが形成されてきた。
- ・狭い道路に沿って屋敷町が形成されてきたが、近年相続のため分割開発され屋敷林も減少している。
- ・都心から近距離にあることから地価が高く公共用地の取得が容易でない。
- ・市民の多くが市外からの転入なので地域意識が薄く、駅前の悪質な放置自転車にみられるように身近な住環境の課題以外、市民の連帯感・協働意識が薄い。
- ・幹線道路、鉄道は、市を東西に設置されたため南北交通体系が弱い都市構造となっている。
- ・通過交通が多いため市内幹線道路は渋滞が慢性化し、生活道路まで車両が進入している。

○人口流入の社会現象

- ・市の政策に関わらず今まで3回の急激な人口流入があり、都市基盤の整備が間に合わないままに市街化が進んでしまい、狭隘道路の密集市街地が形成された地区もある。

関東大震災（大正12年 避難者約2万人 3,500人が定住）

第二次世界大戦の疎開（昭和20年 約4,800人増加）

首都一極集中（昭和40年から60年まで20年間で約19万人増加、人口40万人となる）

○東京外かく環状道路建設受け入れまでの都市基盤整備の遅れ

- ・外環道路が昭和44年5月に都市計画決定されたが、計画が高架構造であったことなどから、市としては環境問題を懸念し、反対運動を展開しながら国に対し再検討を求めてきた。昭和62年に国から再検討案が示され、市川市は直ちに検討に入り、平成5年に受け入れを決定した。
- ・この間約25年間、まちづくりの骨格となる外環道路計画が明確にされなかったため将来都市構造も明らかにすることができず、社会状況の変化に対応した幹線道路整備や再開発等の計画的なまちづくり事業に多大な影響を及ぼし、適切な土地利用の規制誘導が十分行われずにきた。

●まちづくりの方向

○市川市総合計画

①基本構想（平成13年4月制定）

- ・「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていく。

目標年度・・・21世紀の第一四半期（概ね2025年）

想定人口・・・485,000人

将来都市像・・・「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」
（まちづくりの基本目標）

- 1) 真の豊かさを感じるまち
- 2) 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3) 安全で快適な魅力あるまち
- 4) 人と自然が共生するまち
- 5) 市民と行政がともに築くまち

②第二次基本計画（平成23年4月制定）

- ・「基本構想」の将来都市像の実現に向けて、これからの10年間で取り組む施策を示す。

計画期間・・・平成23年（2011）年度～平成32（2020）年度

想定人口・・・472,000人

いちかわ いろいろアプローチ（第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」継承する形で、10の視点を意識した「いちかわらしい」施策を展開）

- 1) 環境の保全・創造の視点
- 2) 安全・安心の向上の視点
- 3) ユニバーサルデザインの推進の視点
- 4) 健康の増進の視点
- 5) 文化の振興の視点
- 6) 子育ての支援の視点
- 7) 教育の振興の視点

- 8) 協働の推進の視点
- 9) 地域経済の活性化の視点
- 10) ICT の利活用の視点

③第三次実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）

・第二次基本計画に掲げる施策の体系に基づき、計画期間内に優先的に実施する都市基盤に係る重点事業。

（安全で快適な魅力あるまち）

- ☐ 安全で安心して暮らせるまちをつくります
公共下水道整備雨水事業、蓋架柵渠改修事業、橋りょう長寿命化計画事業、まごころ道路整備事業
- ☐ 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路 3・4・12 号整備事業、都市計画道路 3・6・32 号整備事業、公共下水道整備汚水事業、耐震診断・改修助成事業、空き家対策事業、庁舎整備事業
- ☐ 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります
J R 武蔵野線沿線まちづくり事業、塩浜地区整備事業、都市景観形成事業
- ☐ 産業を振興し、活力あるまちをつくります
市川漁港整備事業

（人と自然が共生するまち）

- ☐ 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります
生物多様性等推進事業、小塚山公園整備事業
- ☐ 環境への負荷の少ないまちをつくります
地球温暖化対策推進事業、大気汚染対策事業
- ☐ 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります
ごみ発生抑制等啓発事業

○市川市都市計画マスタープラン（平成 16 年 3 月策定）

・市川市総合計画に掲げる将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまちいちかわ」を実現させていくための、都市づくり部門の総合的な指針となるもの。

（都市づくりの目標）

- ☐ 活力・住みやすさを持つバランスの取れた魅力ある都市づくり
- ☐ 歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり
- ☐ 都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり
- ☐ 都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- ☐ 市民・事業者、行政の協働によるまちづくり

○その他の関連計画

・市民の多様なニーズと都市課題に対応するためのまちづくりの整備計画を策定している。

- ☐ 市川市生活排水対策推進計画(平成 5 年 3 月策定)
- ☐ 市川市環境基本計画(平成 12 年 2 月策定)
- ☐ 行徳臨海部基本構想（平成 14 年 12 月策定）
- ☐ 市川市交通バリアフリー基本構想（平成 15 年 10 月策定）
- ☐ 総合交通計画（平成 16 年 3 月策定）
- ☐ 防災まちづくり計画（平成 16 年 3 月策定。市川市地域防災計画に位置付け）
- ☐ みどりの基本計画（平成 16 年 3 月策定）
- ☐ 景観基本計画（平成 16 年 5 月策定）
- ☐ 塩浜地区まちづくり基本計画（平成 17 年 8 月策定）
- ☐ 第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編（暫定版）＞(平成 25 年 3 月策定)
- ☐ 生物多様性いちかわ戦略(平成 26 年 3 月策定)

- ☐ 市川市住生活基本計画(平成 27 年 3 月策定)
- ☐ 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(平成 27 年 5 月策定)
- ☐ まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月策定）
- ☐ 公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）
- ☐ 市川市地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞(平成 28 年 3 月策定)
- ☐ 第三次市川市環境基本計画(令和 3 年 3 月策定)
- ☐ 第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞(令和 3 年 3 月策定)
- ☐ 第三次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞(令和 4 年 2 月策定)



3-1. 都市計画

市川市では昭和 9 年 11 月に市制が施行され、昭和 11 年 3 月には都市計画区域として指定された。昭和 13 年 10 月には用途地域、風致地区が指定され、その後、防火地域、高度地区、高度利用地区、地区計画、生産緑地地区等の指定がなされた。都市施設としては、道路、公園、墓園、下水道、市場、ごみ焼却場、火葬場、駐車場、都市高速鉄道等が都市計画決定されている。

なお、昭和 45 年 7 月には市街化区域、市街化調整区域の最初の区域区分（線引き）がなされ、その後、これまで平成 19 年 2 月の変更まで 6 回の線引き見直しが行われている。

◆主な都市計画決定一覧表

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		[H16. 3. 16]/(H28. 3. 4) (千葉県告示第 135 号)
都市再開発の方針		[H19. 2. 23]/(H28. 3. 4) (千葉県告示第 174 号)
区域区分	5, 639 h a	[S45. 7. 31]/(H28. 3. 4) (千葉県告示第 157 号)
市街化区域	3, 984 h a	(70. 7%)
市街化調整区域	1, 655 h a	(29. 3%)
用途地域	3, 984 h a	[S48. 12. 25]/(H29. 7. 11) (市川市告示第 177 号)
第 1 種低層住居専用地域	1, 408 h a	(35. 3%)
第 2 種低層住居専用地域	28 h a	(0. 7%)
第 1 種中高層住居専用地域	503 h a	(12. 6%)
第 2 種中高層住居専用地域	206 h a	(5. 2%)
第 1 種住居地域	889 h a	(22. 3%)
第 2 種住居地域	28 h a	(0. 7%)
準住居地域	0 h a	(0. 0%)
田園住居地域	0 h a	(0. 0%)
近隣商業地域	121 h a	(3. 0%)
商業地域	75 h a	(1. 9%)
準工業地域	125 h a	(3. 1%)
工業地域	216 h a	(5. 4%)
工業専用地域	385 h a	(9. 7%)
高度地区	1, 820 h a	[S48. 12. 25]/(H24. 3. 30) [市川市告示第 84 号]
第 1 種高度地区	1, 034 h a	(26. 0%)
第 2 種高度地区	786 h a	(19. 7%)
高度利用地区	5. 4 h a	[H2. 3. 27]/(H18. 3. 17) [市川市告示第 58 号]
本八幡駅北口地区	1. 4 h a	[市川市告示第 44 号]
本八幡 A 地区	1. 4 h a	[市川市告示第 58 号]
市川駅南口 A 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
市川駅南口 B 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
防火・準防火地域	191 h a	[S48. 12. 25]/(H29. 7. 11) [市川市告示第 179 号]
防火地域	64 h a	(1. 6%)
準防火地域	137 h a	(3. 7%)

◆都市計画決定一覧表（その2）

地区計画（18 地区）		195.3 h a	
塩浜地区	[S61. 9.19] (H11. 8.27)	3.2 h a	市川市告示第 129号
南行徳駅周辺地区	[H 1. 8.18] (H27.12. 11)	9.2 h a	市川市告示第 247号
本八幡駅北口地区	[H 2. 3.27] (H 8.10. 1)	1.4 h a	市川市告示第 162号
鬼高商業・文化拠点地区	[H 3. 3.26] (H11. 8.27)	13.3 h a	市川市告示第 130号
大町地区	[H 4. 5.22] (H 8.10. 1)	2.6 h a	市川市告示第 159号
市川駅南口地区	[H 5. 3. 9] (H 8.10. 1)	2.6 h a	市川市告示第 158号
柏井地区	[H 5.11.26] (H 8.10. 1)	19.6 h a	市川市告示第 157号
堀之内地区	[H 6. 4.15] (H11. 8.27)	25.1 h a	市川市告示第 131号
妙典地区	[H 6.12. 2] (H11. 8.27)	50.8 h a	市川市告示第 132号
真間4丁目地区 住宅地高度利用	[H 13.7. 6]	1.8 h a	市川市告示第 104号
原木西浜地区	[H16. 3. 9] (H17.12. 9)	14.7 h a	市川市告示第 258号
本八幡A地区	[H18. 5. 2]	1.4 h a	市川市告示第 144号
東京ベイ医療センター地区	[H21. 8.14]	0.2 h a	市川市告示第 252号
菅野3丁目地区	[H21.10.23]	4.3 h a	市川市告示第 315号
加藤新田地区	[H22.11.30] (H30. 4. 1)	10.6 h a	市川市告示第 89号
二俣地区	[H28. 3. 4] (H30. 4. 1)	12.2 h a	市川市告示第 88号
市川塩浜第1期地区	[H29. 7.11]	11.3 h a	市川市告示第 181号
北方町地区	[H29.12. 5]	11.0 h a	市川市告示第 263号
市街地再開発（5 地区）		5.1 h a	
本八幡駅北口地区	C-1 地区	0.4 h a	[H2. 3.27] 千葉県告示268号
本八幡駅北口地区	D-1 地区	0.3 h a	[H2. 3.27]/ (H8. 3.8) 市川市告示33号
本八幡駅北口地区	D-2 地区	0.4 h a	[H2. 3.27]/ (H11. 3.12) 市川市告示39号
市川駅南口地区		2.6 h a	[H5. 3.9]/ (H15. 2.28) 市川市告示27号
本八幡A地区		1.4 h a	[H18. 3.17] 市川市告示57号

●都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」、「整備、開発及び保全の方針」に即した、概ね20年後（目標年次平成37年）の都市づくりビジョンである。

市民との協働により策定する総合的なまちづくりの方針となるもので、本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そしてこれらの構想を実現していくための考え方を示した「まちづくりの推進方策」で構成している。

平成12年度より策定作業が開始され、本市のまちづくりの変遷や課題、地域の現状や特徴をまとめた「まちのデータ集」や「地域別ハンドブック」を作成し、また電子会議室の開設や市民モニター（約120名）の募集などにより、多くの市民参加を求めて、まちづくりの現状や課題を把握してきた。

平成14年度からは学識経験者を含む市民主体の「策定調整委員会」と地域住民を主体とした4地域毎の「地域別市民懇談会」を開催し、全体及び地域の将来像と目標を定め、まちづくりの整備方針を検討するとともに、広報特集号やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案の作成を進め、平成16年1月の市川市都市計画審議会に諮問し答申を得て、同年3月末日に同プランを策定した。

以降、同プランに即した地域の特性を活かしたまちづくりに市民・事業者と行政が協働で取り組み、推進を図っている。

●景観基本計画

「市川市景観基本計画」は、自然や歴史など本市の特性を生かした快適な都市づくりの実現を目指し、長期的な視点から市民・事業者・市が協働で進める都市景観を重視したまちづくりの指針となるものである。本市は、策定委員会を中心に多数の市民参加により平成 16 年 5 月「市川市景観基本計画」を策定し、積極的に景観まちづくりを推進するため、景観法に基づき平成 17 年 1 月に景観行政団体となった。

なお、本計画は、本市景観形成に関するマスタープランに位置付けている。

●景観計画

「景観計画」は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画で、平成 18 年 7 月より施行した。

「市川市景観基本計画」に定める基本目標の実現を目的としており、景観計画区域として市全域を定めている。共通方針と地域の特徴的な景観要素を生かしたゾーン別方針を示すとともに、行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めている。また、まち並みの景観に影響を与える可能性のある中・大規模な建築行為等を対象に届出を義務付けている。

令和 2 年 12 月には、中山参道地区の景観を守り、またより良いものとしていくことを目的に「中山参道景観重点地区」を指定し、景観計画別冊を追加した。

●景観協定

景観協定とは、景観法に基づき、一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途などの基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準など、良好な景観の形成に関して締結する協定のことである。

◆市内の景観協定

令和3年8月19日現在

名 称	協定区域	制限の概要	有効期間
市川市中国分三丁目 景観協定	市川市中国分 三丁目 282 番 2 ほか	○区域をAゾーン及びBゾーンに区分する ○用途はAゾーンにおいては一戸建て専用住宅等とし、Bゾーンにおいては店舗とする ○容積率は120%以下とする ○建ぺい率は60%以下とする ○外壁及び屋根の色彩については色彩誘導基準を設定する ○その他	認可日 (H22. 11. 16) 公告日 (H22. 11. 17) 公告日から廃止されるまで
若宮二丁目 景観協定	市川市若宮 二丁目 417 番 18 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設定しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○駐車場の形態については景観及び環境に配慮する ○その他	認可日 (H26. 4. 25) 公告日 (H26. 4. 28) 効力が生じた日から廃止されるまで
モダンカーサ 市川市大和田四丁目 景観協定	市川市大和田 四丁目 1426 番 11 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化（シンボルツリー）及び花植えに努める ○夜間照明（常夜灯）の設置 ○その他	認可日 (H28. 11. 30) 公告日 (H28. 12. 6) 効力が生じた日から廃止されるまで
シャイニングアリーナ 市川市大野町四丁目 景観協定	市川市大野町 四丁目 2859 番 1 ほか	○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化（シンボルツリー）及び花植えに努める ○夜間照明（常夜灯）の設置 ○敷地内の道路についてはこれを維持管理し、景観に配慮する ○その他	認可日 (H29. 5. 25) 公告日 (H29. 5. 29) 効力が生じた日から廃止されるまで

市川市 プラウドシーズン 本八幡 景観協定	市川市東菅野 二丁目 1426 番 14 ほか	○区域をⅠ区及びⅡ区に区分する ○用途は一戸建ての住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置 ○その他	認可日 (H29. 12. 8) 公告日 (H29. 12. 12) 効力が生じた日から 廃止されるまで
リーズン 市川・本八幡 プライムステージ 景観協定	市川市大和田 二丁目 57 番 1 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○原則塀は設置しない ○緑化（シンボルツリー・植栽等）及び花植えに努める ○屋根先は道路境界線より 0. 5 m 以上後退、最高高さ 3 m 以下、街並みに調和した素材・デザインとする ○夜間照明（常夜灯）の設置 ○その他	認可日 (R1. 7. 19) 公告日 (R1. 7. 22) 効力が生じた日から 廃止されるまで
ミライネス市川 市川市中国分四丁目 景観協定	市川市中国分 四丁目 2301 番 6 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○階数 2 階以下 ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R2. 7. 21) 公告日 (R2. 7. 22) 効力が生じた日から 廃止されるまで
佇美（たび）の家 市川市菅野三丁目 景観協定	市川市菅野 三丁目 1886 番 6 ほか	○用途は一戸建て住宅等とする ○階数 2 階以下 ○外壁及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設置しない ○敷地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○夜間照明の設置	認可日 (R3. 2. 1) 公告日 (R3. 2. 9) 効力が生じた日から 廃止されるまで

●届出・申請・許可等件数

◆地区計画行為届出等件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行為届出件数	22	28	32	22	22
適合通知件数	22	28	32	22	22
変更届出件数	4	5	8	4	11
許可申請件数	0	2	1	0	0

◆都市計画法 53 条申請・許可件数

年 度			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請件数			36	56	55	23	51
件 数 内 訳	許 可	都市計画道路	31	44	54	17	39
		都市高速鉄道	2	4	0	6	12
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	3	0	1	0	0
		計	36	48	55	23	51
	不許可	都市計画道路	0	0	0	0	0
		都市高速鉄道	0	0	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
	取り下げ		0	8	0	0	0

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
○53 条許可申請に係るその他届出					
取り止め	3	9	10	6	2
○都市計画法第 53 条第 2 項に基づく協議					
同 意	0	0	0	0	0
○53 条に関する証明書の交付					
証 明	0	0	0	0	0

◆都市計画施設計画確認書届出件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件 数	14	16	23	14	15

◆景観に関する事前協議件数及び景観法届出等件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
届 出 件 数	215	264	222	175	242
通 知 件 数	6	5	7	6	9

※届出件数及び通知件数は、変更分も含む。

3-2. 道 路

市川市の道路は、国道 4 路線、県道 11 路線、市道 3,028 路線の合計 3,043 路線で、総距離（実延長）約 786km となっている。

◆国・県・市道路線別調書（令和 3 年度）

令和 4 年 4 月 1 日

区 分			実 延 長 (m)	路線数または 幅員	面積(道路敷) (㎡)	舗 装 率 (%)	
市 道	1 級 幹 線 道 路		97,615	67 路線	1,136,114	99.9	
	2 級 幹 線 道 路		59,503	59 路線	479,841	100	
	一 般		572,556	2,902 路線	3,129,812	99.5	
	小 計		729,674	3,028 路線	4,745,767	99.6	
国 道	1 4 号	千 葉 街 道	4,738	11.8～38.0m	92,165	100	
		京 葉 道 路	4,100	21.0m	86,100	100	
	3 5 7 号 (高速湾岸線含む)		5,970	100.0m	597,000	100	
	4 6 4 号		2,361	7.6～13.3m	26,405	100	
	小 計		17,169	4 路線	801,670	100	
県 道	主 要	1	市 川 松 戸 線	2,594	9.9～28.9m	48,091	100
		6	市 川 浦 安 線	11,663	6.0～30.7m	222,260	100
		9	船 橋 松 戸 線	4,325	3.9～18.6m	42,947	100
		50	東 京 市 川 線	715	20.5～38.5m	26,322	100
		51	市 川 柏 線	3,000	6.4～15.2m	31,646	100
		59	市 川 印 西 線	2,259	6.0～12.4m	26,275	100
	一 般	179	船 橋 行 徳 線	2,844	5.7～20.0m	26,716	100
		180	松 戸 原 木 線	3,121	7.8～26.0m	43,714	100
		202	本八幡停車場線	124	18.0m	2,455	100
		264	高塚新田市川線	3,629	5.6～23.3m	30,065	100
		283	若宮西市市川線	4,933	10.8～20.0m	83,691	100
	市松有料 (松戸原木線に含まれる)			3,050	7.8～26.0m	42,198	100
	小 計		39,207	11 路線	584,182	100	
合 計			786,050	3,043 路線	6,131,619	・ ・ ・	

注：国・県道の数値は平成 8 年 3 月 31 日現在

道路敷面積は法面を含む面積である。

市松有料とは、旧市川松戸有料道路のこと。現在は無料となっている。

●都市計画道路

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能などを有している。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成している。また、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

現在、市川市の都市計画道路は 42 路線、延長 120.48 km が都市計画決定されており、整備率は約 60%（約 72km）である。

都市計画道路一覧表

令和4年3月31日現在

番号	名 称	位 置		幅員(m)	整備状況				整備率 %	備 考
	路線名 (主):主要地方道 (県):県道	起 点	終 点		総延長 約(m)	整備済 約(m)	概成済 約(m)	未整備 約(m)		
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	4400	4400			100.0	
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	9690	9690			100.0	
1・3・3	北千葉道路1号線	稲越町	堀之内1丁目	27~41	1210			1210	0.0	
1・3・4	北千葉道路2号線	大町	大町	23~52	2040			2040	0.0	
3・5・1	南八幡八幡線 (主)市川浦安線(一部)	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	830	330	500		39.8	
3・1・2	東京湾岸道路市川線 国道357号	塩浜3丁目	二俣	100.0	5970	5670	300		95.0	事業中(国)
3・1・3	外かく環状線 国道298号	北国分1丁目	田尻	60.0	10110	10110			100.0	
3・1・4	稲越国府台線	稲越町	国府台5丁目	40~72	2800			2800	0.0	
3・1・5	大町線	大町	大町	51~67	2040			2040	0.0	
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	1860	1860			100.0	
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	1700		1220	480	0.0	
3・2・8	南行徳海岸線 (主)東京市川線(一部)	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	3310	3310			100.0	
3・3・9	柏井大町線 (主)船橋松戸線	柏井町1丁目	大町	22.0	4400			4400	0.0	一部事業中(県)
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	1580			1580	0.0	
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	1500	60	200	1240	4.0	
3・4・12	北国分線	堀之内2丁目	堀之内3丁目	20.0	930	850	80		91.4	
3・4・13	二俣高谷線 (県)船橋行徳線	二俣1丁目	高谷	20.0	1660	300		1360	18.1	
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	900			900	0.0	
3・4・15	本八幡駅前線 (主)市川柏線(一部),(県)本八幡停車場線	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	5300	230	100	4970	4.3	一部事業中(県)
3・4・16	船橋松戸線 (県)松戸原木線(一部)	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	2800		1300	1500	0.0	
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	810	810			100.0	
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線 (主)市川浦安線(一部)	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	11780	11500	280		97.6	
3・4・19	市川二俣線 (県)若宮西船市川線	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	6080	5630	450		92.6	
3・4・20	市川松戸線 (主)市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	3050	820	850	1380	26.9	
3・4・21	市川船橋線 国道14号	市川2丁目	高石神	16.0	4100	850	3250		20.7	一部事業中(県) (外環道路西側)
3・4・22	二俣二俣新町線	二俣	二俣新町	16.0	1160	1080		80	93.1	
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	3140	1460		1680	46.5	
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	3700	3700			100.0	
3・4・25	湊海岸線 (主)市川浦安線(一部)	湊	塩浜1丁目	16.0	2730	1850	560	320	67.8	
3・5・26	鬼高若宮線 (主)市川印西線(一部)	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	3180			3180	0.0	一部事業中(県)
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	490		490		0.0	
3・5・28	国分下貝塚線 (県)高塚新田市川線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	1690		730	960	0.0	一部事業中(県)
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	900	500	400		55.6	
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	2750	2680		70	97.5	
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	3700	2670		1030	72.2	
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	3900		360	3540	0.0	一部事業中(市)
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	200	140	60		70.0	
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	260	260			100.0	
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	600	600			100.0	
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	100	100			100.0	
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	470	470			100.0	
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	660	660			100.0	
合 計					120480	72590	11130	36760	60.3	

●道路の整備

◆市施工事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路 3・6・32 号整備事業	H27～R7	百万円 約 4,600	m 約 650	m ² 3,120.44	m ² 3077.17	% 98.6
道路拡幅整備事業 (市道 0233 号)	H29～R4	百万円 約 1,042	m 約 330	m ² 1,580.82	m ² 1578.83	% 99.9
道路拡幅整備事業 (市道 0232 号)	H28～R5	百万円 約 324	m 約 100	m ² 654.35	m ² 642.56	% 98.2
派川大柏川両岸道路整備事業	H12～17 H28～	百万円 約 580	m 約 1,500	m ² 1,610.88	m ² 721.42	% 44.7

◆県施工事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路 3・5・26 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H11～R7	百万円 約 6,290	m 約 465	m ² 8,705	m ² 8,492	% 97.6
都市計画道路 3・3・9 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H13～R7	百万円 約 3,550	m 約 520	m ² 12,947	m ² 9,871	% 76.2
都市計画道路 3・5・28 号整備事業 (県施工による道路整備事業)	H26～R6	百万円 約 839	m 約 319	m ² 1,241	m ² 717	% 57.8
防災・安全交付金事業交差点改良 (主)市川柏線(県からの受託事業)	H9～R4	百万円 約 2,800	m 約 350	m ² 2,939.90	m ² 2,171.47	% 73.9

「道路維持事業」「道路改良事業」「交通安全施設」における実績

(単位：千円)

	概 略 説 明	種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
道路維持補修	市内の道路を常に良好な状態に維持し、その機能を保持するための舗装	決 算 額	364,742	194,003	231,797
		延 長 m	4,394	2,475	2,447
		箇 所 数	27	17	13
道路新設改良	段差の解消や安全性、快適性の確保など歩行者利用の多い区間を優先して歩道整備等を行う	決 算 額	324,321	269,936	305,416
		延 長 m	2,186	1,488.2	993.0
		箇 所 数	13	5	3
道 路 側 溝	市民生活環境の改善を図るため排水不良地区の新設改良を行う	決 算 額	139,627	115,212	144,857
		延 長 m	1,465	1,374	1,743
私 道 整 備	市民生活環境の改善を図るため私道の整備を行う。 (私道整備事業助成金交付要綱)	決 算 額	2,841	2,513	3,000
		延 長 m	102	83	70
		箇 所 数	4	3	2
交通安全施設 (カーブミラー新設)	交通事故を未然に防止するため交差点等に設置する	決 算 額	2,480	3,321	2,180
		設置件数	36	40	31
交通安全施設 (カーブミラー補修)	カーブミラーの破損、脱落等の補修をする	決 算 額	4,945	3,325	3,219
		補修箇所	55	53	48
交通安全施設 (カーブミラー面調)	接触等によりずれたカーブミラーの角度調整をする	決 算 額	308	407	426
		調整箇所	33	43	45
道路照明灯修繕	夜間における歩行者、自転車、車両等の安全を確保する	決 算 額	13,034	12,536	7,593
		補修箇所	76	60	73

●道路の管理

◆事業実績

関 連 事 業 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
道路施設修繕事業	271 件	252 件	245 件
道路通行障害物撤去事業	3 本	3 本	2 本
電線類地中化事業	0m	0m	0m
放置車両撤去事業	8 台	16 台	12 台
不法看板等撤去事業	111 日	111 日	107 日
道路台帳整備(補正)事業	0km	0km	0 km
道路区域線(境界)確定事業	0.97km	0.44km	0.51 km
道路境界確定(一般申請)事業	5.90km	6.27km	5.13 km
法定外公共物の譲与申請事業	1 件	3 件	3 件
市川市道路工事連絡協議会	5 回	6 回	6 回
道路工事施行承認申請の処分	250 件	254 件	235 件
道路占用許可申請の処分	2,476 件	2,580 件	2,475 件
屋外広告物の設置許可申請の処分	175 件	173 件	174 件
市道路線の認定及び廃止手続き	0km	0km	0 km

◆道路施設に係る市民要望に対する処理状況

(単位：件)

要望の内容	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率	要 望	処 理	率
道路舗装 補修関係	524	538	102.7	643	610	94.9	590	584	99.0
側 溝 等 補修関係	122	132	108.2	99	102	103.0	103	108	104.9
側溝等蓋 補修関係	482	493	102.3	456	462	101.3	532	522	98.1
安 全 柵 補修関係	127	131	103.1	104	112	107.7	147	132	89.8
そ の 他 (施設関係)	910	898	98.7	773	724	93.7	812	752	92.6
側 溝 等 清掃関係	429	440	97.5	493	437	88.6	459	503	109.6
合 計	2,594	2,632	101.5	2,568	2,447	95.3	2643	2601	98.4

※処理件数が、要望件数を上回っているのは、当該年度以前の要望に対する処理件数も含まれているため。

●地籍調査

○地籍調査事業とは

市道のうち、官民境界が確認されているのは約3割に止まっている。このため、用地買収に時間がかかったり、近隣で住民に紛争が生じたりすることがある。また、大災害が起こると土地の境界復元が困難となると予想される。そのため、土地の境界を確認し、測量して記録を残す必要がある。

地籍調査事業は、一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である（国土調査法第2条第5項）。

官官・官民境界のみの調査・測量を優先する市街地緊急地籍調査事業を中心に市川市では行うこととしている。国が1/2を、県が1/4を、市が1/4を負担する。

○地籍調査の工程

- A工程 地籍調査事業計画・事務手続
- B工程 地籍調査事業準備（実施組織の確立、補助金申請、趣旨の普及など）
- C工程 地籍図根三角測量（平成15年度に市内全域で実施済み）
- D工程 地籍図根多角測量
- E工程 一筆地調査（調査図素図等の作成、現地調査、立会、境界杭の設置など）
- F工程 地籍細部測量
- G工程 地積測定
- H工程 地籍図及び地籍簿の作成

○地籍調査の進捗

年度	事業名	調査区域	実面積(km ²)	換算面積(km ²)*	累計(km ²)
平成15	地籍図根三角測量	河川等を除く市全域	41.00	2.05	2.05
平成16	市街地緊急地籍(官民)	田尻1(D, E1工程)	0.17	0.02	2.07
平成17	都市再生地籍(官民)*	田尻1(E2~H工程)	0.17	0.07	2.14
	都市再生地籍(包括)*	田尻1(E2~H工程)	0.04	0.01	2.15
平成18	都市再生地籍(官民)*	田尻2(D~E1工程)	0.11	0.01	2.16
	都市再生地籍(包括)*	真間1(D~H工程)	0.01	0.01	2.17
平成19	都市再生地籍(官民)*	田尻2・3(D~H工程)	0.17	0.08	2.25
	都市再生地籍(官民)*	原木1(D~E1工程)	0.17	0.02	2.27
平成20	都市再生地籍(官民)*	原木(E2~H工程)	0.17	0.08	2.35
	都市再生地籍(官民)*	宮久保(D~E1工程)	0.12	0.01	2.36
平成21	都市再生地籍(官民)*	宮久保1・2(D~H1工程)	0.14	0.07	2.43
	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(D~E1工程)	0.15	0.02	2.45
平成22	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(E2~H工程)	0.15	0.07	2.52
	都市再生地籍(官民)*	大和田1(D~E1工程)	0.11	0.01	2.53
平成23	都市再生地籍(座標変換)	宮久保3外	41.00	2.05	2.53
平成24	都市再生地籍(座標変換)	堀之内2丁目外	41.00	2.05	2.53

* 換算面積とは、C工程を完了するとその区域の5%の作業が完了したものとして、実面積に5%を乗じた面積をいう。他の工程にも同様に換算面積率が設定されている。

* 事業名で「官民」とは官民境界のみを先行して調査する事業をいい、「包括」とは民境界までの調査測量を包括的に民間に委託する事業をいう。

* 平成23年度は、宮久保地区の座標変換事業のため、累計面積には加算しない。

○市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

公共測量や分筆の際の地積測量図の作成は世界測地系で行わなければならないことになった（測量法第11条、不動産登記規則第77条）。これに伴い、平成16年度に国が設置した街区三角点と街区多角点が平成19年に移管された。要綱を定め、道路工事等で基準点を一時撤去して復元する場合等で、原因者負担を明確にした。

○市内の世界測地系の基準点数

(単位：点)

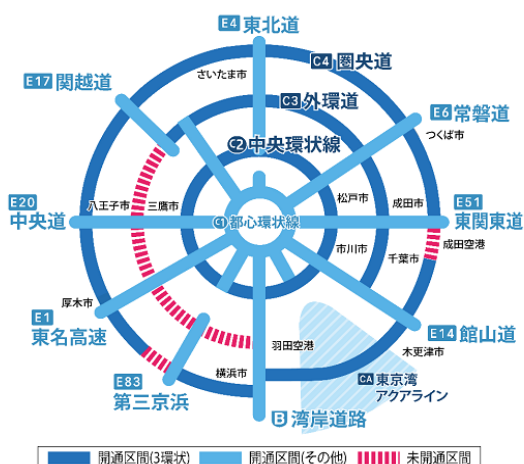
区分	1級基準点	地籍図根三角点	街区三角点	街区多角点	街区多角点 補助点	図根多角点	区画整理内 3級基準点
地上	15	15	28	2,505	1978	372	16
屋上	11	108	6	0	0	1	0
計	26	123	34	2,505	1978	373	16

●東京外かく環状道路（外環）



出典：国土交通省 関東地方整備局ホームページを編集して作成 (<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/index00000039.html>)

混雑を極める首都圏の交通事情。その解消のための中核となるのが「3環状9放射」ネットワーク構想である。これを構成する1つの道路「東京外かく環状道路（外環）」は、都心から約15kmの地域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。この道路は、放射方向の幹線道路を相互に連結して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせる等の役割を果たすものである。

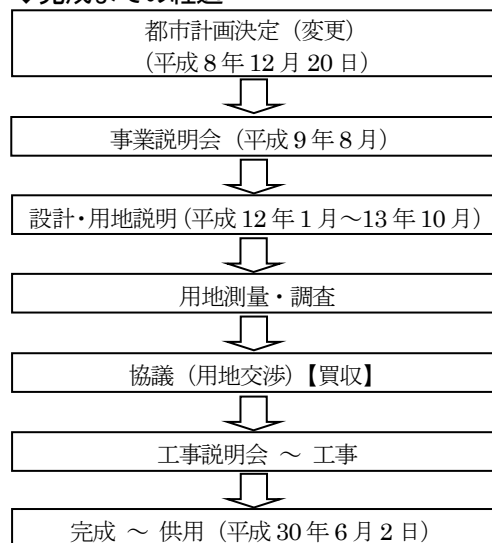


出典：国土交通省 関東地方整備局ホームページ (https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000131.html)

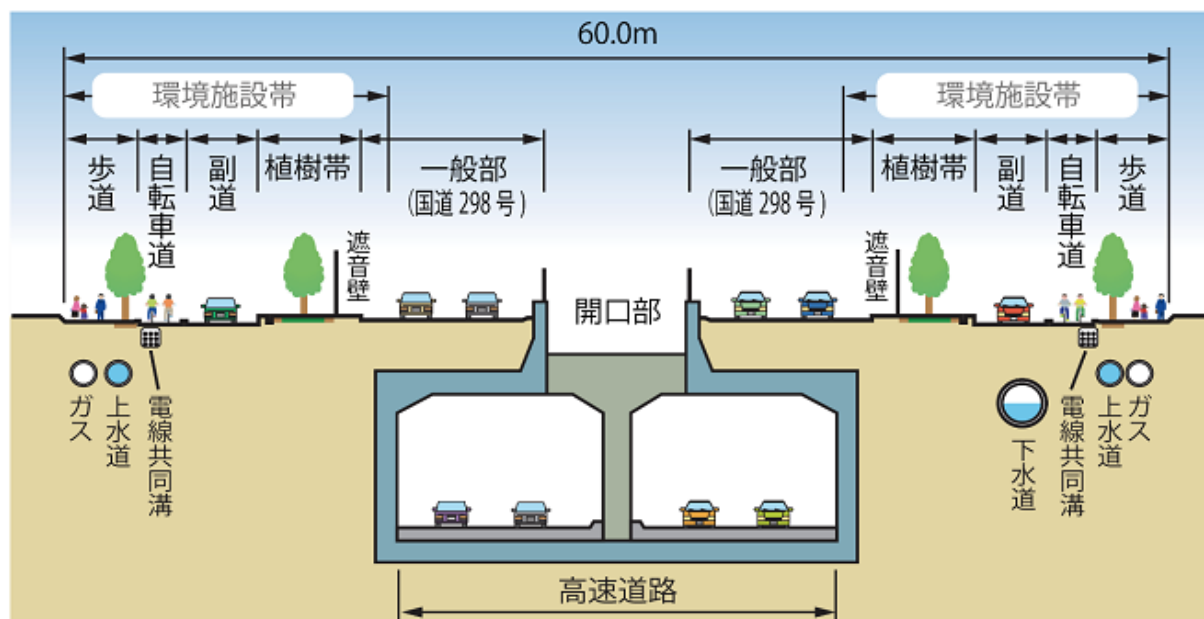
◆都市計画の概要

		一 般 部	専 用 部
種 別		幹 線 街 路	自 動 車 専 用 道 路
名称	番 号	3. 1. 3	1. 2. 2
	路線名	外かく環状線	高速外かく環状線
位置	起 点	北国分1丁目	北国分1丁目
	終 点	田 尻	高 谷
	主な経過地	大和田3丁目	大和田3丁目
区域	延 長	約10,110m	約9,690m
構造	構造形式	地表式、嵩上式	堀割式、地表式、嵩上式
	標準幅員	60m	35.1m

◆完成までの経過



◆千葉県区間の標準断面図



出典：国土交通省 関東地方整備局ホームページ (https://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000133.html)

◆市の関連組織

- | | | |
|---------------------------|------------|--------|
| 1 東京外郭環状道路に関連する特別委員会（市議会） | 昭和62年12月設置 | 11名で構成 |
| 2 市川市東京外郭環状道路対策協議会（庁内組織） | 昭和63年1月設置 | 11名で構成 |



3-3. 交 通

●交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）

○鉄道

市川市内における鉄道は、中心部にＪＲ総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にＪＲ京葉線、大野・柏井地区にＪＲ武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の７路線約30.1km16駅が整備されている。

鉄 道 路 線 名	開 通 年 月 日	市 内 延 長	駅 名	開 業 年 月 日	所 在 地	乗 降 客 数 (人) (一日平均)		
						30 年 度	元 年 度	2 年 度
東日本旅客鉄道株 総武本線	M27. 7. 20	約 4. 3Km	市 川 駅	M27. 7. 20	市川1-1-1	122, 836	123, 150	92, 338
			本八幡駅	S10. 9. 1	八幡2-17-1	120, 250	120, 322	92, 450
東日本旅客鉄道株 武蔵野線	S53. 10. 2	約 2. 9Km	市川大野駅	S53. 10. 2	大野町3-1423	23, 962	23, 606	18, 564
東日本旅客鉄道株 京 葉 線	S63. 12. 1	約 8. 5Km	市川塩浜駅	S63. 12. 1	塩浜2-2	16, 272	16, 172	14, 074
			二俣新町駅		二俣新町3-4	9, 614	9, 966	9, 338
京 成 電 鉄 株 京 成 本 線	T 3. 8. 30	約 4. 6km	国府台駅	T 3. 8. 30	市川3-30-1	13, 131	13, 201	7, 035
			市川真間駅		真間1-11-1	7, 443	7, 258	5, 827
			菅 野 駅	T 4. 11. 3	菅野2-7-1	4, 154	4, 195	3, 663
	T 4. 11. 3		京成八幡駅		八幡3-2-1	36, 280	36, 364	26, 558
			鬼 越 駅	S10. 8. 3	鬼越1-4-5	5, 696	5, 811	4, 695
東京地下鉄株 東 西 線	S44. 3. 29	約 5. 8Km	南行徳駅	S56. 3. 27	堀之内4-17-1	54, 692	53, 769	41, 083
			行 徳 駅	S44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	58, 627	57, 818	44, 433
			妙 典 駅	H12. 1. 22	富浜1-2-10	52, 953	53, 009	40, 207
東京都交通局 新 宿 線	H 元. 3. 19	約 2. 0Km	本八幡駅	H 元. 3. 19	八幡2-16-13	80, 470	81, 242	60, 603
北 総 鉄 道 株 北 総 線	H 3. 3. 31	約 2. 0Km	北国分駅	H 3. 3. 31	堀之内3-21-1	8, 415	8, 356	6, 362
			大 町 駅		大町175	1, 691	1, 704	1, 365

※出典：各鉄道事業者資料

◆京成沿線整備

京成本線は、市域を東西方向に平面で通っており、踏切での交通渋滞の緩和や安全性の向上を目指し、京成本線の立体化について検討してきた。

平成 19 年度は、京成本線沿線のまちづくり構想案や 5 つの立体化案等について市民アンケート調査を実施し、平成 20 年度には、市民意見交換会やシンポジウムを開催している。また、学識経験者で構成する「京成本線の立体化及び沿線整備に関する有識者委員会」を設置し、専門的見地から整備手法等の検討が行われ、市に提言書が提出されたが、関係機関との合意形成、費用便益比（B/C）など、課題が多く生じている。このようなことから、平成 21 年度から「京成本線沿線整備基本計画」を策定し、踏切による交通渋滞の改善および安全性の向上に関して、立体化の手法以外にも京成沿線の街づくりの視点に立った検討を行った。

現在、供用開始された外環道路及び都市計画道路 3・4・18 号により、南北交通の不足が補完され、既設の踏切における渋滞等に対し一定の効果が見受けられる。今後はアンダーパス化される都市計画道路 3・5・26 号（木下街道）の交通状況を検証し、改めて京成本線の立体化の方向性を見極めていく。

○路線バス

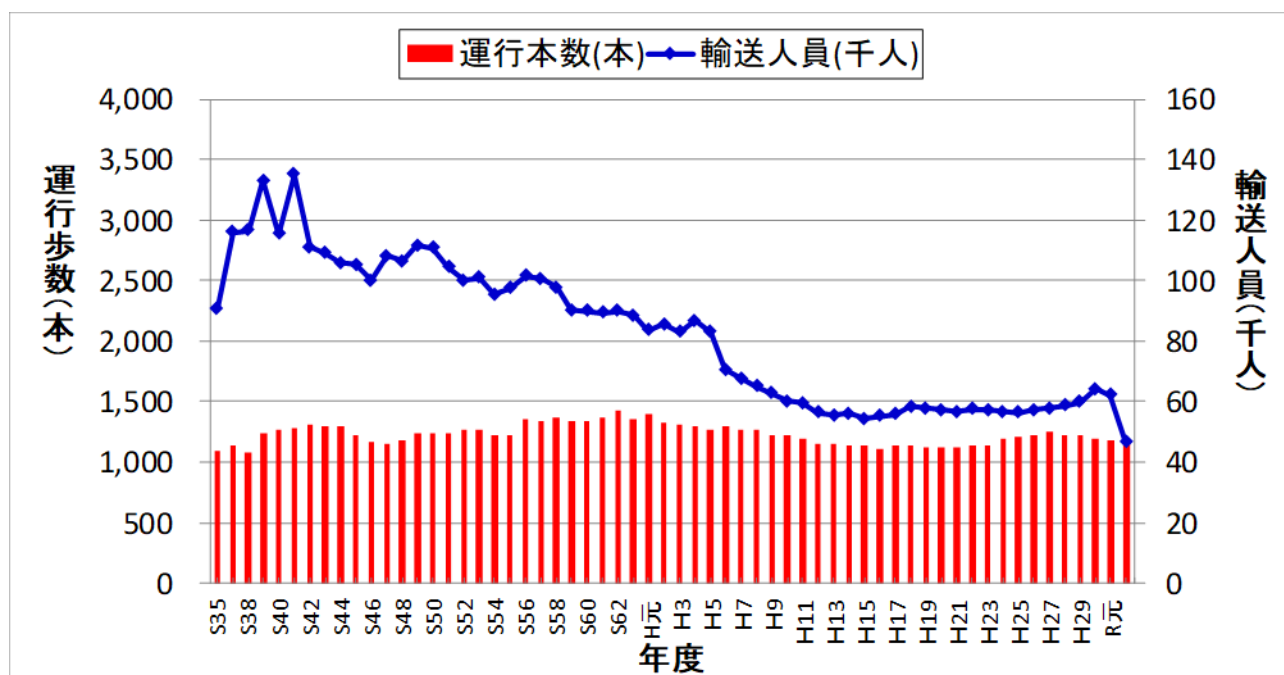
現在、市内には、京成バス、京成トランジットバスをはじめ 5 事業者の民間路線バスが運行されている。輸送人員は、昭和 41 年の 1 日当たり 13 万 5 千人をピークに減少を続けていたものの、平成 9 年度辺りからは、ほぼ横這いの状態で推移していた。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度と比較して輸送人員（総数）が 25%程度減少した。

◆市内バスの 1 日平均旅客輸送状況（主要路線）

路線名		運行本数(本)					輸送人員(人)				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
総 数		1,229	1,229	1,201	1,184	1,166	58,594	59,813	61,495	62,267	46,577
市川 駅	国分線	160	160	160	156	151	7,808	7,843	7,703	7,843	5,903
	中国分線	47	47	47	51	51	2,114	2,124	2,173	2,285	1,750
	市川線	180	182	182	179	179	16,165	16,168	16,898	17,237	12,074
	富貴島線	59	59	56	56	56	2,874	2,880	2,964	3,041	2,237
	大洲線	68	68	68	68	64	2,018	2,067	2,228	2,255	1,749
本八 幡 駅	高塚線	144	143	143	128	137	7,567	8,075	8,670	8,972	7,001
	鬼越線	32	32	32	32	32	608	706	769	806	611
	浦安線	124	124	124	124	114	4,599	4,712	4,606	4,627	3,556
	原木線	16	16	11	11	12	274	289	286	258	181
	姫宮団地線	84	84	84	86	84	4,497	4,612	4,770	4,873	3,603
そ の 他	行徳線	155	155	155	155	148	2,903	3,055	3,233	3,190	2,420
	柏井線	50	50	35	35	35	1,391	1,412	1,315	1,268	943
	臨港線	28	28	23	23	23	964	968	903	892	662
	南行徳線	82	81	81	80	80	4,812	4,902	4,977	4,720	3,887

注：駅に入構する運行本数のみ計上

出典：市川市統計年鑑



○コミュニティバス

市では、既存のバス停や鉄道駅から離れている市民の外出機会を拡大し、交通が不便な地域の解消を目的としたコミュニティバスの社会実験運行を、平成 17 年 10 月から北東部・南部の 2 ルートで開始した。

平成 21 年度には、コミュニティバス導入に関する市の考え方、本格運行を開始する場合の手順や基準、地域の方々・運行事業者・市の三者の役割分担や、協働体制を示した「市川市コミュニティバス運行指針」を策定した。

平成 22 年度からは、地域の代表者・バス事業者・市で構成されるコミュニティバス実行委員会を両ルートで立ち上げ、本格運行に移行した。

令和 3 年 10 月からは実証実験として、あいねすと（行徳野鳥観察舎）入口と行徳駅前周辺を循環するコミュニティバスを運行している。

○自動車駐車場対策

都市内の交通手段として自動車が効率的に利用されるためには、自動車の保管場所（車庫）、移動のための空間（道路）及び目的地での駐車スペース（駐車場）が整備されていることが必要である。このため、本市では、駅周辺の自動車交通が著しく混雑、集中する地区で道路の効用を確保し、駐車場の整備を講ずるため、平成 3 年 2 月に駐車場整備地区の都市計画決定をしている。

また、当該地区における、駐車場の整備に関するマスタープランとして、「駐車場整備計画」を平成 14 年 3 月に策定した。

◆駐車場整備地区

地 区 名	面 積	都市計画決定年月日	告 示 番 号
市川駅周辺駐車場整備地区	約 2 9 h a	平成 3 年 2 月 2 6 日	市川市告示第 1 4 号
本八幡駅周辺駐車場整備地区	約 3 2 h a		
行徳駅周辺駐車場整備地区	約 3 2 h a		
南行徳駅周辺駐車場整備地区	約 3 2 h a		
合 計	約 1 2 5 h a		

「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行。以下、「宅地開発条例」と言う。）」に基づく自動車駐車場の協議台数等

(令和 3 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 2 3 7 台 (事前協議件数: 160 件)
(令和 2 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 2 8 8 台 (事前協議件数: 164 件)
(令和元年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 0 6 3 台 (事前協議件数: 188 件)
(平成 3 0 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	2, 0 3 9 台 (事前協議件数: 209 件)
(平成 2 9 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	2, 1 9 2 台 (事前協議件数: 195 件)
(平成 2 8 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 3 8 9 台 (事前協議件数: 214 件)
(平成 2 7 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 5 8 8 台 (事前協議件数: 189 件)
(平成 2 6 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 6 3 5 台 (事前協議件数: 192 件)
(平成 2 5 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 4 0 8 台 (事前協議件数: 100 件)
(平成 2 4 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	4, 2 8 1 台 (事前協議件数: 113 件)
(平成 2 3 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 7 3 1 台 (事前協議件数: 87 件)
(平成 2 2 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	2, 0 7 6 台 (事前協議件数: 88 件)
(平成 2 1 年度実績)	
① 宅地開発条例に基づく協議台数	1, 0 0 9 台 (事前協議件数: 58 件)
② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	5 7 台 (事前協議件数: 17 件)

※平成 21 年 7 月 1 日より、ワンルーム・中高層に関する要綱は、宅地開発条例に統合。

●放置自転車対策

自転車対策については、『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』の2本立てで行っている。

『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』は、自転車等駐車場を『公の施設』として位置付け、自転車等駐車場の料金を『施設使用料』とし、最寄駅の地価水準や施設の状況に基づき使用料金〔定期利用（一般 2,250 円、1,760 円、1,430 円、1,100 円、710 円の 5 区分。高校生以下半額、原動付自転車倍額）、一回利用（24 時間までごとににつき 110 円）、時間貸し利用（2 時間まで無料以降 2 時間ごと 110 円 1 日 550 円上限、24 時間までごとににつき 110 円）〕を設定、自転車等駐車場の使用許可条件や使用上の禁止事項、不正使用の排除を盛り込むなど管理の充実化を図っている。『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』では、放置禁止区域を定め、放置自転車等の撤去を行い、又はその処分を定めるとともに一定の建物について駐輪施設の設置を義務付けるなど放置対策の実効性を確保している。

現在の市営自転車等駐車場の整備状況は、全体で 11 駅 1 バス停に 40 施設を整備している。駅周辺の放置対策では、①自転車等駐車場の整備 ②放置自転車等の撤去処分 ③街頭指導員の配置 ④自転車等利用者の安全利用の励行と不要不急自転車の利用自粛 以上の 4 点を柱として進めている。

放置対策を行うにあたっては、①地域商店会等との連携を図り放置防止に関する啓発活動を実施、②街頭指導員による駐輪場への誘導強化と③撤去作業の強化により安心で安全な歩道の確保に努めている。

◆自転車等駐車場整備状況 （令和 4 年 4 月 1 日現在）

有料施設 11 駅 1 バス停 40 施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	6 施設	10,476.79 ㎡	6,201 台
八幡 3 駅	13 施設	14,492.5 ㎡	9,281 台
下総中山	1 施設	1,620.00 ㎡	1,035 台
市川大野	3 施設	2,369.12 ㎡	1,611 台
二俣新町	2 施設	1,022.00 ㎡	727 台
市川塩浜	2 施設	1,539.00 ㎡	1,268 台
原木中山	1 施設	1,419.42 ㎡	840 台
妙典	2 施設	2,727.93 ㎡	1,857 台
行徳	3 施設	4,801.14 ㎡	3,893 台
南行徳	5 施設	3,891.29 ㎡	2,421 台
国分高校バス停前	1 施設	331.00 ㎡	235 台
北国分	1 施設	1,199.00 ㎡	777 台
合計	40 施設	45,889.19 ㎡	30,146 台

◆歩道等を利用した自転車置場設置状況

[東西線南行徳駅] (機械式設置台数計：571台)

設 置 場 所	設置台数	形態	料 金	備 考
第1自転車置場	63台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に110円	ロータリー
第2自転車置場	117台	〃	〃	行徳駅寄り高架脇
第3自転車置場	42台	〃	〃	市民センター前
第4自転車置場	45台	〃	〃	今井橋通り側
第5自転車置場	304台	〃	一回110円	第3駐輪場脇
計	571台			

[その他]

設 置 場 所	収容台数	形態	料 金	備 考
国分バス停自転車置場	約125台	平置き	無料	
一本松バス停自転車置場	約20台	〃	〃	
曾谷2丁目交差点 自転車置場	約120台	〃	〃	
計	約265台			

◆放置自転車と処分の状況

年度	一日あたりの の放置台数※	撤去台数	引渡台数	引取率%	売却台数	リサイクル 台数
22	1,062台	9,594台	1,669台	17.4%	7,341台	103台
23	1,169台	8,274台	1,427台	17.2%	5,883台	126台
24	936台	7,455台	1,410台	18.9%	4,729台	66台
25	763台	5,573台	979台	17.6%	3,777台	23台
26	943台	4,950台	1,019台	20.6%	811台	36台
27	1,144台	4,364台	820台	18.7%	1,431台	41台
28	869台	4,680台	1,011台	21.6%	787台	48台
29	550台	3,995台	881台	22.1%	440台	72台
30	559台	3,672台	846台	23%	2,750台	32台
R1	501台	3,384台	798台	23.6%	5,415台	41台
R2	220台	2,734台	498台	18.2%	2,500台	23台
R3	542台	1,880台	374台	19.9%	1,250台	35台

※「一日あたりの放置台数」は、市内鉄道路線の各駅周辺における各年度10月～11月の晴天の平日の概ね午前11時頃を調査日時の基準としている。

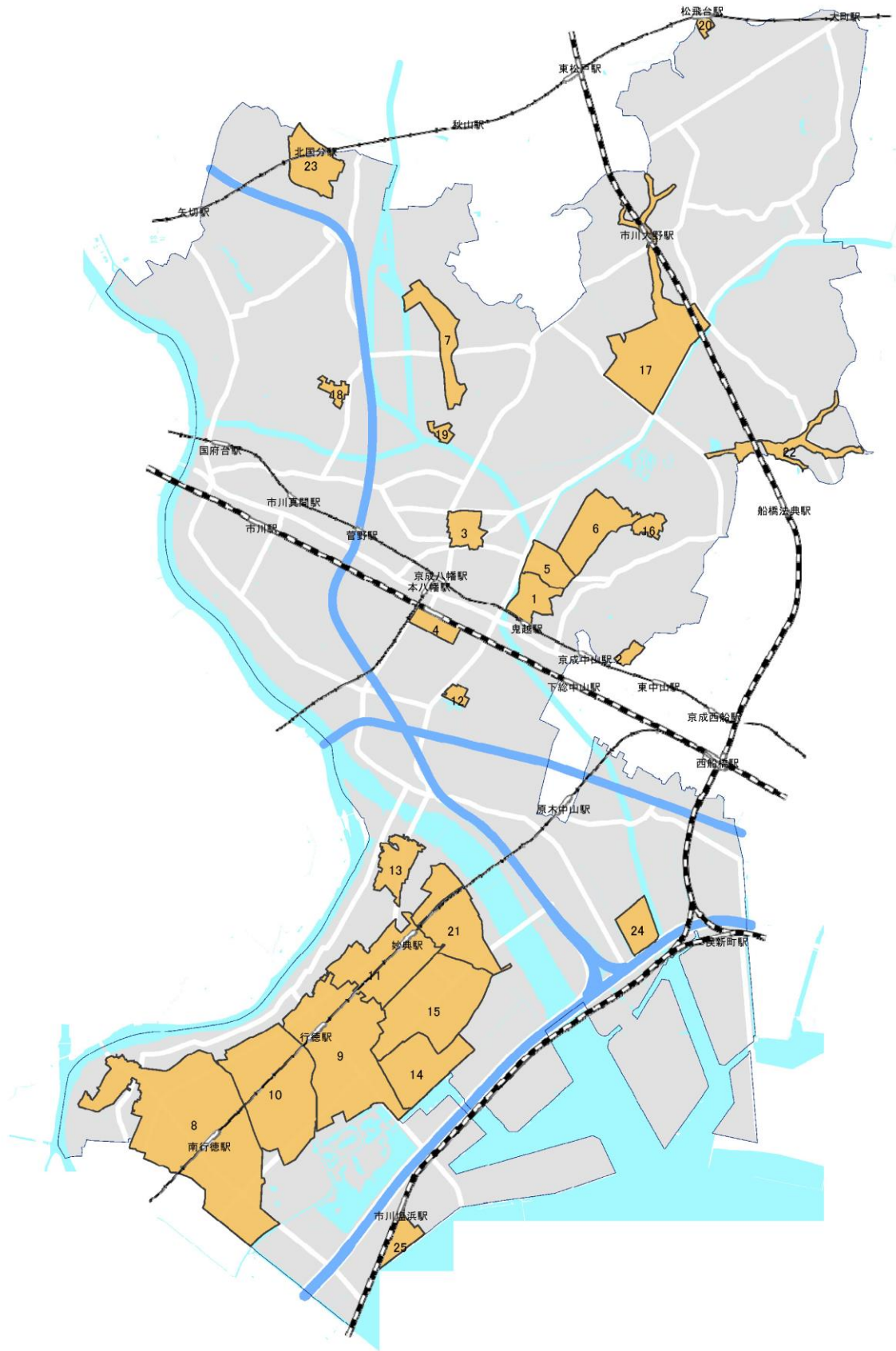
3-4. 市街地の整備

●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。市川市では、人口の都市集中化に対処し、新市街地における有効な土地利用を図るため、昭和12年以降、組合施行により24地区、個人施行により1地区、約865.26ha（市街化区域面積3,984haの約21.7%）の事業が完了している。

◆市川市土地区画整理事業一覧表

番号	組合名	設立認可 年月日	施行面積 (m ²)	事業 年度	減歩率 (%)		解散認可 年月日	組合員数
					公 共	合 算		
1	市川第一	S12. 1. 11	139,273.00	S11-24	—	—	S25. 3. 22	—
2	市川第二	S12. 8. 27	30,414.00	S12-24	—	—	S25. 3. 25	—
3	菅野	S13. 6. 15	103,845.00	S13-24	—	—	S25. 3. 22	—
4	本八幡	S14. 6. 30	93,585.00	S14-26	—	—	S26. 12. 26	—
5	北方	S26. 2. 19	145,889.00	S25-35	—	—	S35. 4. 26	66
6	子の神	S37. 6. 30	313,467.14	S37-44	7.32	19.89	S44. 12. 19	123
7	百合台	S40. 8. 10	217,781.05	S40-43	6.49	19.21	S44. 2. 1	122
8	南行徳第一	S41. 8. 12	1,766,633.38	S41-48	0.89	19.46	S49. 2. 27	765
9	南行徳第三	S41. 8. 22	1,043,353.64	S41-50	2.50	17.98	S51. 2. 20	587
10	南行徳第二	S43. 3. 30	870,627.85	S42-48	4.31	19.20	S49. 3. 27	772
11	行徳	S43. 6. 12	531,229.43	S43-49	5.92	19.44	S50. 3. 28	350
12	南八幡	S44. 12. 10	35,195.00	S44-48	14.72	25.01	S49. 2. 1	28
13	行徳北部	S44. 12. 18	181,642.02	S44-50	12.41	22.74	S51. 3. 30	124
14	行徳南部	S45. 10. 22	389,379.39	S45-53	2.29	23.16	S53. 12. 19	269
15	行徳中部	S46. 12. 1	715,621.07	S46-54	8.13	26.17	S55. 1. 18	494
16	美濃輪	S47. 11. 30	58,174.59	S47-54	6.05	24.66	S55. 3. 25	37
17	大野	S48. 9. 5	726,816.89	S48-H5	13.16	28.74	H 5. 9. 24	990
18	国分	S49. 5. 11	44,648.81	S49-52	18.09	27.22	S52. 7. 15	36
19	宮久保	S50. 9. 2	33,060.90	S50-54	17.23	26.71	S55. 2. 15	39
20	大町	H 2. 1. 24	24,448.83	H1- 5	34.29	38.33	H 6. 3. 3	17
21	妙典	H 1. 1. 24	500,481.18	S63-H12	19.56	28.58	H12. 11. 21	324
22	柏井	H 1. 5. 12	176,605.48	H1-20	10.09	33.61	H21. 3. 13	226
23	堀之内	H3. 3. 1	250,625.28	H2-11	29.52	38.39	H12. 3. 24	95
24	原木西浜	H13. 11. 27	147,309.73	H13-20	11.69	47.24	H21. 2. 10	15
25	市川塩浜第1期 (個人施行)	H29. 3. 31	112,536.86	H29-31	7.40	20.16	R2. 3. 27 (終了認可)	6 (地権者数)



●市街地再開発事業

市川市では、本八幡駅北口地区（約 3.3ha）を組合施行（一部民間施行）で、市川駅南口地区（約 2.6ha）を市施行で市街地再開発事業を実施している。

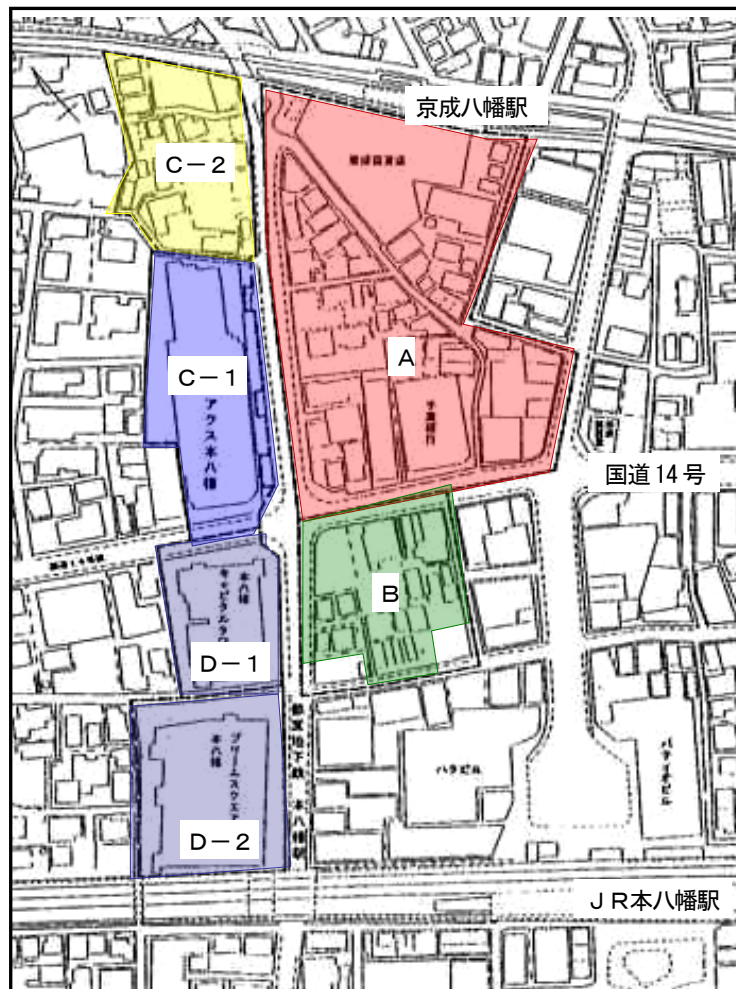
○本八幡駅北口地区再開発事業

本八幡駅北口再開発事業を進めるにあたっては、当該地区を 6 地区に分けて整備を進めている。

C-1 地区、D-1 地区、D-2 地区の 3 地区（約 1.1ha）については平成 2 年 3 月に第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、それぞれ平成 11 年 3 月、14 年 3 月、16 年 11 月に事業が完了した。

B 地区については、優良建築物等整備事業により平成 21 年 3 月に事業が完了した。

A 地区は平成 18 年 3 月に都市計画決定され、平成 28 年 6 月に組合が解散した。



◆地区面積と進捗状況

地区名	地区面積(㎡)	敷地面積(㎡)	進捗状況
A 地区	14,054	11,643	事業完了
B 地区	3,924	2,870	事業完了
C-1 地区	4,269	3,598	事業完了
C-2 地区	4,100	3,500	事業凍結
D-1 地区	2,697	2,357	事業完了
D-2 地区	3,729	3,239	事業完了
合計面積	32,773	27,207	

◆本八幡駅北口再開発事業の状況

		A地区	B地区	C－1地区	C－2地区	D－1地区	D－2地区
現況		事業完了	事業完了	事業完了	事業凍結	事業完了	事業完了
事業種別		(法定) 第一種市街地 再開発事業	(任意) 優良建築物等 整備事業	(法定) 第一種市街地 再開発事業	未定	(法定) 第一種市街地 再開発事業	(法定) 第一種市街地 再開発事業
施行者		組合	民間	組合	－	組合	組合
地区面積		約 1.4ha	約 0.4ha	約 0.4ha	約 0.4ha	約 0.27ha	約 0.37ha
敷地面積		11,643.3 m ²	2,869.55 m ² (都計道除)	3,598 m ²		2,357 m ²	3,239 m ²
用途地域		商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
許容建ぺい率 ・容積率		70% 600% 高度利用地区による	100% 750% 総合設計活用による	80% 550% 高度利用地区による	80% 400%	80% 550% 高度利用地区による	80% 550% 高度利用地区による
建築面積		7,752 m ² (約 67%)	1,560.6 m ² (54.4%)	2,608 m ² (72%)		1,338 m ² (57%)	2,371 m ² (73%)
延床面積 (容対)		63,842 m ² (548%)	21,456.8 m ² (747.7%)	17,500 m ² (486%)		12,906 m ² (547%)	16,874 m ² (520%)
延床面積 (全体)		90,586 m ²	29,112.7 m ²	19,300 m ²		15,595 m ²	21,577 m ²
規模・構造 (最高の高さ)		S・RC・SRC 造 (約 144m) 地上 40 階 地下 2 階	RC 造 (約 119m) 地上 34 階 地下 2 階	SRC 造 (約 27m) 地上 9 階 地下 2 階		RC 造 (約 87m) 地上 24 階 地下 2 階	RC 造 (約 79m) 地上 24 階 地下 2 階
主要用途		住宅：465 戸 店舗：20,907 m ² 業務：16,970 m ²	住宅：250 戸 店舗：1,562 m ² 業務：－	住宅：89 戸 店舗：1,260 m ² 業務：5,440 m ²		住宅：108 戸 店舗：1,304 m ² 業務：－	住宅：122 戸 店舗：3,726 m ² 業務：－
付帯施設	駐車場	371 台	89 台	120 台		76 台	76 台
	駐輪場	1,683 台 (内公共分 850 台)	454 台	1,181 台 (内公共分 1,050 台)		652 台 (内公共分 500 台)	254 台
公共用途床		約 1,300 m ² (うち事務所： 約 400 m ²)	－	約 500 m ² (研修所等)		約 800 m ² (駐輪場)	－
公益用途床		約 900 m ² (うち駐輪場 約 900 m ²)	95.6 m ² (地下鉄接続)	－		－	－
権利関連	土地建物 所有者数	68 人	4 人	23 人		19 人	24 人
	借地権者数	16 人	10 人	11 人		2 人	6 人
	借家権者数	77 人	2 人	0 人		3 人	3 人
	計	161 人	16 人	34 人		24 人	33 人

○市川駅南口地区第一種市街地再開発事業

市川駅南口地区は平成 21 年 1 月に施設建築物、平成 22 年 3 月に駅前広場の工事が完了した。

◆地区概要

全体面積 計		約 2.6 ha	都市計画制限		
公共 敷地	駅前広場	約 4,220 m ²		A街区	B街区
	都市計画道路	約 138 m	建蔽率	80%	
	区画道路(1～4号)	約 415 m	容積率	600%	700%
施設 敷地	A街区	約 10,440 m ²	壁面 後退	3m	2m
	B街区	約 6,170 m ²		4m	2～5m
	小 計	約 16,610 m ²		4～5m	3m

◆事業の経緯

昭和 54 年度	再開発基礎調査 (A調査)
昭和 57 年度	市街地再開発等調査 (B調査)
昭和 63 年度	市・公団基本協定締結
平成 5 年 3 月	都市計画決定 A地区－公団施行：商業＋住宅施設 ・告示 B地区－市施行：商業・業務施設
平成 8 年度～	施設計画見直し着手 (A・B地区共)
平成 11 年度	公団法改正、都市基盤整備公団に改組 一地区市施行型計画案、事業計画案策定
平成 12 年 4 月	市・公団旧協定廃棄、新協定締結
平成 12 年 12 月	都市計画変更
平成 13 年 2 月	特定事業参加者協定締結 (都市基盤整備公団)
平成 13 年 3 月	再開発事業施行条例の公布
平成 13 年 4 月	事業協力者の募集・選定・協定締結
平成 14 年 2 月	事業計画決定
平成 14 年 3 月	特定事業参加者契約締結 (都市基盤整備公団)
平成 15 年 2 月	都市計画変更
平成 15 年 3 月	事業計画変更
平成 15 年 4 月	権利変換計画縦覧 (10月再縦覧)
平成 15 年 12 月	権利変換計画決定
平成 16 年 2 月	権利変換期日
平成 16 年 10 月～	仮設店舗建設、既存建物の除却・整地、仮設店舗建設
平成 16 年 12 月	特定建築者公募
平成 17 年 3 月	特定建築者の県承認・決定
平成 17 年 8 月	施設建築物 (B街区) 工事着工
平成 17 年 10 月	施設建築物 (A街区) 工事着工
平成 20 年 9 月	施設建築物 (B街区) 工事完了
平成 21 年 1 月	施設建築物 (A街区) 工事完了
平成 22 年 1 月	ペDESTリアンデッキ 開設
平成 22 年 3 月	駅前広場 開設

◆施設概要

区 分		A 街 区	B 街 区	計
全 体 計 画	建築面積	約 7,200 m ²	約 4,500 m ²	約 11,700 m ²
	延床面積	約 85,400 m ²	約 55,000 m ²	約 140,400 m ²
	建蔽率・容積率	約 69%・約 600%	約 73%・約 700%	
	建物高さ	約 160m	約 130m	
	階数	地下 2 階 地上 45 階建	地下 2 階 地上 37 階建	
用 途	住宅施設	地上 4～44 階	地上 10～37 階	住戸数 約 970 戸
	商業施設	地下 1 階、 地上 1～2 階	地上 1～2 階	
	公益施設	地上 3、45 階	地上 3 階	
	高齢者施設	——	地上 4～9 階	
	その他	駐車、駐輪施設		

航空写真（平成 21 年 1 月下旬）



●行徳臨海部のまちづくり

市川市の行徳臨海部には、市川二期地区計画の中止により生じた、様々な都市課題がある。

本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

《三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて》

本市と船橋市地先の海域（三番瀬・さんばんぜ）には、これまで市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成 13 年 9 月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げる」ことを表明した。これを受け、本市としては、これまでの基本姿勢に沿って、市議会や行徳臨海部まちづくり懇談会での議論、そして市民の意見を取りまとめ、平成 14 年 12 月に「市川市行徳臨海部基本構想」を策定した。現在、三番瀬の再生と行徳臨海部の課題解決、そしてまちづくりの実現を目指した取り組みを続けている。

(1) 海（三番瀬）の再生

三番瀬の自然環境は、漁業活動など人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や、埋立に伴う海砂の採取による人工渾などの地形的な影響により、著しく変化している。

千葉県では、平成 16 年 1 月に「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」（学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済会・産業界関係者、その他公募による委員で構成）を平成 16 年 12 月に設置し、平成 18 年 12 月に「三番瀬再生計画（基本計画）」、平成 19 年 2 月に「三番瀬再生計画（事業計画）」、平成 23 年 4 月に「三番瀬再生計画（新事業計画）」、平成 26 年 3 月に「三番瀬再生計画（第 3 次事業計画）」を策定した。

平成 29 年度以降、千葉県は、次期事業計画を策定しないこととし、「三番瀬再生計画（基本計画）」を基に、各分野の施策として事業の継続を行うことになった。

(2) 江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場計画地

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和 48 年 3 月に「江戸川左岸流域下水道 江戸川第一終末処理場」の計画地として千葉県が都市計画決定をしたが、地権者の強い反対などにより、県は建設を断念し、埋立計画地へ位置の変更を明言しながらも、都市計画制限を課し続けてきた。

その結果、当地には、大量の残土（約 63 万 m³）が無秩序に堆積され、ほこりや大型車の通行などにより、地域住民の生活環境は著しく悪化し、地権者や地域住民から、早期解決を求める要望書が提出され、その課題解決と将来の土地利用の方策について早急な結論が求められていた。

江戸川第一終末処理場については、埋立計画の中止にともない、平成 14 年 12 月に千葉県知事が当初の計画地での処理場建設を表明した。その後、処理場を含めた本地区全域の将来の土地利用について、地権者や周辺自治会長の代表と千葉県、市川市による「江戸川第一終末処理場計画地検討会」（平成 15 年 3 月設置）での議論を踏まえて、終末処理場敷地ゾーン（30.3ha）、地域コミュニティゾーン（3.3ha）、地権者土地利用ゾーン（12.5ha）に分けた土地利用計画を策定した。その後、千葉県によって用地買収及び工事が進められ、令和 3 年 3 月 1 日から江戸川第一終末処理場の供用を開始した。現在は第 2 系列の工事が行われている。

(3) 地域コミュニティゾーン整備

江戸川第一終末処理場整備の隣接地（約 3.3ha）を「地域コミュニティゾーン」と位置付け、行徳地域の特性を踏まえ、未来を担うこどもたちの健やかな成長と、国際性豊かで多世代が交流出来る地域コミュニティ拠点の形成を図ることを目的として、公園、少年野球場、保育園・児童発達支援センター、こども施設等の整備を行っている。

令和 2 年度より、造成工事等に着手し、3 年度は保育園・児童発達支援センターおよび少年野球場の一部完成に加え、地域の安全・安心の向上を図るため、隣接する水路の改修及び道路の拡幅を行った。

4 年度は、公園、こども施設等の整備を進め、ゾーン全体の完成は令和 5 年度中を見込んでいる。

(4) 塩浜護岸の恒久的整備

塩浜護岸は、暫定的に造られた鋼矢板構造の直立護岸であることから改修が進められ、令和 2 年度末までに、1 丁目（漁港区域を除く）の約 600m と 2 丁目の区間約 1,000m のうち約 950m が完了しており、残りの約 50m の区間については、令和 3 年度に完成した。

3 丁目の区間についても、塩害、波浪等による鋼矢板の腐食、老朽化が進み、管理用通路に陥没等が生じ、安全性が懸念されることから、千葉県に改修を要望しているところである。

【経緯】

1. 塩浜護岸は、本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して、千葉県が管理するものであるとの認識に基づきながらも、昭和 44 年の県市の協定により、本市が管理してきた経緯がある。
2. 塩浜 1 丁目については、「三番瀬再生計画（事業計画）」に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられ、不確定であった市川漁港の改修位置が現漁港区域内で改修を図っていく方針が定まったことと、平成 21 年 1 月に県から「県が主体となり市の支援を受けながら整備する」旨の回答があり、県は、平成 21 年度から基礎調査及び概略設計等を実施すると共に、23 年度から工事に着手し、26 年度に完成した。
3. 海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、平成 14 年 12 月と 15 年 2 月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの市長の意見を提出していたが、県では、16 年 1 月に円卓会議が提出した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜 2、3 丁目については、16 年 6 月 4 日付で公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。17 年度に、三番瀬再生会議と連携しながら「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討を始め、18 年度から塩浜 2 丁目の護岸改修に着手している。

(5) 市川漁港の整備

市川漁港は、市川二期埋立計画により暫定的に建設されたために狭隘で老朽化も著しいことから、早急な整備が求められている。平成 18 年度に市川漁港整備基本計画を策定し、漁港整備位置を決定した。平成 19 年度及び 20 年度は測量及び環境調査、平成 21 年度は基本設計及び環境影響評価、平成 22 年度及び 23 年度は基本設計を基に費用対効果及び事業評価の確認等について、県及び国と協議を行った。平成 24 年度は東日本大震災の影響を受け、漁港施設に対する地震や津波対策から基本設計の修正を実施し、平成 25 年度は県と実施設計に向けた協議・調整を行うとともにパブリックコメントを実施した。

水産庁より平成 27 年 6 月に第 I 期事業の承認を受け、平成 28 年度より工事に着手し、令和 2 年度末に第 I 期工事が完成、同年 4 月 1 日から供用開始している。

(6) JR市川塩浜駅周辺の再整備

昭和 58 年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、昭和 61 年の市川二期地区基本計画（案）の提示を受け、再整備計画（対象面積約 80ha）を検討してきたが、平成 13 年 9 月に埋立計画が中止となったため、改めて、三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として、再整備計画の具体的な検討を進めている。

平成 14 年 6 月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ、「市川塩浜まちづくり方針」を発表し、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方市は、平成 17 年 8 月に「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。平成 19 年 6 月には先行地区約 11.3ha の地権者と市川市で協働して塩浜のまちづくりに取り組むため「市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進協議会」を設立し、土地区画整理事業での基盤整備の推進を図ることとなった。その後、平成 22 年 4 月に組織名を「市川塩浜第 1 期土地区画整理事業準備会」に変更し、施行認可取得を目標に関係者協議を重ねてきた。その後、業務代行方式による事業化を目指し、平成 28 年 8 月に組織名を「市川塩浜第 1 期土地区画整理事業地権者会」に変更した。平成 29 年 3 月 31 日に「市川塩浜第 1 期土地区画整理事業」として施行認可を受け、令和 2 年 1 月 17 日に換地処分公告、令和 2 年 3 月 27 日に終了認可を受けた。今後は新たな土地利用が展開されていく。

(7) 行徳近郊緑地特別保全地区（行徳鳥獣保護区）

行徳臨海部は、昭和 40 年代はじめまで、水辺の鳥の飛来地として国際的に有名であったことから、この地区は市川一期埋立に際し、鳥類の生息地を保全するために確保された。昭和 45 年には、行徳近郊緑地特別保全地区として指定され、市街地に残った貴重な自然的水辺空間として造成された。

近年は、千葉県と NPO 行徳自然ほごくらぶが協力し、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と、

内陸性湿地の保全を行なっている。令和２年には、同地区内に、新たに市川市行徳野鳥観察舎（愛称 あいねすと）を開設した。今後は、三番瀬及び周辺地域との環境的なつながりに配慮し、その利活用について管理者である千葉県と協議を続けて行く。

(8) 臨港地区

港湾を管理運営する上で港湾施設の機能が十分に発揮され、効率的な港湾活動を確保するため定める地区であり、別に指定する「分区（商港区）」内では用途地域とは異なる用途制限（千葉県臨港地区構築物規制条例）が適用となる。

名 称	面 積	都市計画決定年月日	告示番号
千葉港臨港地区	約 59ha	平成 27 年 3 月 24 日	千葉県告示第 288 号

【行徳臨海部の課題に係る主な経緯】

年 月 日	内 容
昭和 3 6 年	京葉臨海工業地帯造成計画の構想の一環として、市川市行徳地先の埋め立てが位置付けられる。
昭和 4 4 年 3 月～	市川一期地区埋立免許取得、市川市地先の埋立事業が始まる。（昭和 4 9 年竣工）
昭和 4 5 年 5 月	首都圏近郊緑地保全法による行徳近郊緑地保全地域（約 83ha）の指定
昭和 4 7 年 1 1 月	浦安二期地区埋立免許取得、浦安二期地区の埋立事業が始まる。（昭和 5 5 年竣工）
昭和 4 8 年 3 月	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場を本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定（県知事決定） 地権者の反対等により県は処理場を埋立地に計画すると説明
昭和 6 3 年 1 2 月	J R 京葉線開通、市川塩浜駅が開業
平成 5 年 3 月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画（計 740ha）が決定、千葉県環境会議に同造成計画に係る環境保全計画書が提出される。
平成 8 年 1 月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画に係る環境の補足調査の現地調査開始（H9.12 終了）
平成 1 0 年 1 2 月 1 7 日	市川二期埋め立て計画の変更について決議（市川市議会）
平成 1 1 年 3 月 2 5 日	「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋立計画の実現へ向けた決議」を議決（市川市議会）
平成 1 1 年 6 月 9 日	県が「市川二期地区・京葉港二期地区計画の見直し案」（面積 1 0 1 ha）を発表
平成 1 2 年 1 月 2 5 日	行徳地区自治会連合会（27 自治会）が県知事あてに「市川市本行徳地先石垣場の残土問題の早期解決についての要望書」を提出、市長あてに「石垣場残土問題の早期解決についての要望書」を提出（10,348 名の署名を添付）
平成 1 2 年 2 月 2 8 日	県が県環境会議に「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画の見直し計画案」（造成面積計 1 0 1 ha）を報告
平成 1 2 年 9 月 2 1 日	「市川二期地区埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けた決議」を議決（市川市議会）
平成 1 2 年 1 0 月 3 0 日	「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」設置、第 1 回会議開催（学識者、市民団体、周辺住民、地元企業等の代表者ら委員 1 5 名で構成）
平成 1 3 年 4 月 5 日	堂本知事が就任
平成 1 3 年 4 月 1 9 日	市川市、船橋市、浦安市の三市が「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置
平成 1 3 年 4 月 2 6 日	「市川市行徳臨海部対策本部」設置
平成 1 3 年 9 月 1 9 日	「市川の海と行徳臨海部の課題解決に向けた決議」を議決（市川市議会）
平成 1 3 年 9 月 2 6 日	堂本知事が県議会で埋立計画の白紙撤回を正式に表明
平成 1 3 年 1 1 月 7 日	県が市川市に対して本行徳石垣場・東浜地区における下水道終末処理場計画の検討について協力要請
平成 1 4 年 1 月 2 8 日	第 1 回「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」開催（千葉県）
平成 1 4 年 2 月 1 7 日	「市川市行徳臨海部まちづくりシンポジウム」開催（テーマ：市川市民が考える「三番瀬と再生とまちづくり」）
平成 1 4 年 9 月 2 0 日	「石垣場・東浜地区の課題解決に向けた決議」を議決（市川市議会）
平成 1 4 年 9 月 2 9 日	第 2 回「行徳臨海部まちづくりシンポジウム」を市川市民会館にて開催（市川市）
平成 1 4 年 1 2 月 4 日	県知事が市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
平成 1 4 年 1 2 月 1 0 日	「市川市行徳臨海部基本構想」決定
平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出

平成15年1月29・30日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催
平成15年 3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催（千葉県・市川市）
平成15年 4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けて―地元市川市の挑戦―」販売開始（市川市）
平成15年 6月24日	「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定（市川市議会）
平成15年 7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」を平成25年4月末まで開設（市川市）
平成15年11月27～29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会（千葉県・市川市合同）」を市川市にて開催
平成16年 1月22日	三番瀬再生計画検討会議が「三番瀬再生計画案」をとりまとめ知事に提出
平成16年 6月 4日	塩浜2・3丁目部分の海岸を「公共海岸」及び「海岸保全区域」に指定・告示
平成16年12月24日	第1回「漁場再生検討委員会」開催（千葉県）
平成16年12月27日	第1回「三番瀬再生会議」開催（千葉県）
平成17年 8月 1日	「塩浜地区まちづくり基本計画」策定（市川市）
平成18年 1月13日	「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」確定（千葉県）
平成18年 1月17日	江戸川左岸流域下水道都市計画変更の告示（千葉県）
平成18年 3月	塩浜護岸の工事に着手（千葉県）
平成18年 3月23日	江戸川左岸流域下水道都市計画事業認可変更の告示（千葉県）
平成18年12月20日	「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」策定（千葉県）
平成19年 2月19日	「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」策定（千葉県）
平成23年 4月 8日	「千葉県三番瀬再生計画（新事業計画）」策定（千葉県）
平成26年 3月25日	「千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）」策定（千葉県）
平成27年 6月19日	市川漁港整備事業に関する「水産生産基盤整備事業基本計画」が国及び県の承認を受ける。
令和 3年 4月 1日	市川漁港（第1期工事）完成、供用開始





3－5. 水と緑・公園

●水辺の環境整備

水辺は潤いと安らぎをもたらすだけでなく、都市空間の貴重なオープンスペースや、様々な生きものの生息空間として欠くことができないものである。都市化の進んだ市川市の河川・水辺環境を市民が十分に親しめる空間となるよう周辺の地域環境にふさわしい自然豊かな水辺環境の整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出を行うことが望まれている。

○国分川調節池

国分川調節池は真間川流域の総合治水対策の一環として、全体面積 24ha の調節池で、千葉県事業として整備が進められ、平成 25 年度末に完成した。

この調節池は都市化が進展した本市に残された貴重かつ広大な水辺空間であることから、平常時における調節池を有効に利用するため、平成 13 年度より千葉県と市、市民との協働により、地元自治会や学識経験者等を含めた「国分川調節池整備計画検討委員会」及び市民参加型の「国分川調節池を考える会」を発足し、整備方針などについて検討を進めてきた。そして平成 15 年には「人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう」というテーマと基本方針、ゾーニング等を定めた「国分川調節池整備基本方針」を策定している。

平成 19 年度からは、市と市民との協働による「国分川調節池を育む会」を立ち上げ、上部活用の検討を行い、平成 21 年度には利用面に関する「国分川調節池上部活用基本計画」を策定した。

平成 25 年度から上部整備の工事に着工しており、平成 29 年度に全ての整備が完成した。

○江戸川活用総合計画事業

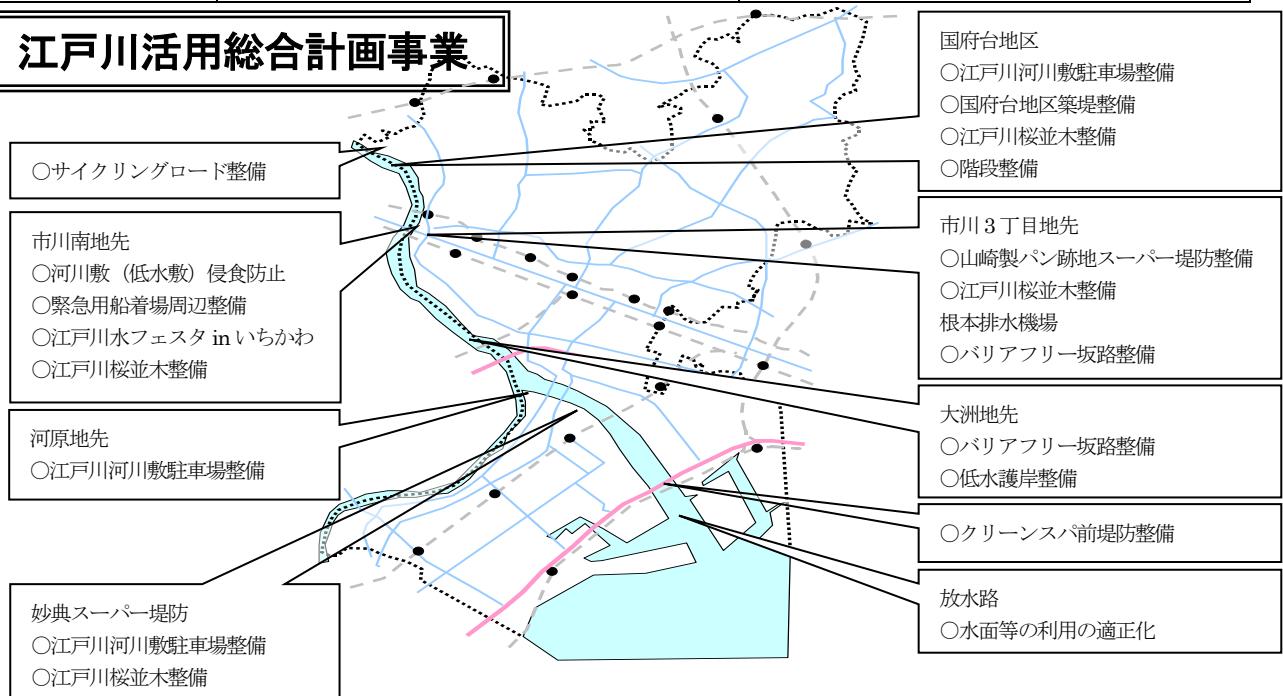
江戸川の広大なオープンスペースを活用し、安全で快適な河川空間の創出と景観向上を図り、市民に憩いと安らぎの場を提供するものである。

No	活 用 項 目	計 画 内 容	関連組織	現在の進捗状況	今後の市川市事業予定概要 () 内は当初予算額
1	サイクリングロード整備	江戸川の葛飾橋よりディズニーランドの間24kmの堤防を、国・県がサイクリングロードとして整備し、市は安全で快適な利用を図るため、休憩施設や情報板、安全対策施設等を整備する。	国土交通省 千葉県 市 川 市	平成11年度より市川市の要望を受けて江戸川の堤防上に国によって順次整備され、江戸川本川上約13kmのうち、約12.8kmが完成している。 この整備の附帯施設として、市でトイレや四阿などの休憩施設やバイク止めなどの安全対策施設を設置した。	当サイクリングロードを、千葉県道として道路認定及び管理移管をするため、協議を継続していく。
2	江戸川河川敷バリアフリー対策	子どもから高齢者・体の不自由な方など、すべての人が川へ行きやすく利用しやすいように、バリアフリーに配慮したスロープや階段等の整備を行う。	国土交通省 市 川 市	江戸川の堤防にアクセスする既存階段に、国とともに、これまで24箇所の手摺りを設置した。また、江戸川のバリアフリー化を国に要望し、平成19年度に根本排水機場敷地内に坂路及び国府台3丁目地先の桜植栽箇所へ階段の整備がされた。平成20年度には、大洲地先への坂路が整備された。	現況及び地元要望を確認しながら、国へバリアフリーに配慮した坂路や階段・手すりなどの整備を要望していく。
3	江戸川桜並木整備事業	市内に点在する桜とのネットワークを図り良好な水辺空間の形成と潤いあるまちづくりを進めるため、江戸川沿川に桜の植栽を行う。	国土交通省 市 川 市 (公財) 市川市花と緑のまちづくり財団 桜オーナー	これまで市川南地区に42本、妙典スーパー堤防に32本、妙典保育園前に19本、里見公園下に24本、旧江戸川に隣接する広尾防災公園内に50本、国分川調節池に29本、平成28年度に市川3丁目山崎製パン跡地前に9本を桜オーナー制度で植栽した。	堤防上に桜を植樹できる場所の確保するため、引き続き国に要望していく。
4	国府台地区堤防整備及び河川空間活用事業	国府台地区の堤防整備にあわせ、周辺の河川空間の活用を図るもの。	国土交通省 市 川 市	平成12年度より柳原排水機場から里見公園山付きまで国が堤防工事を進め、平成16年度末に完成した。 平成18年度に市川市において、堤防と市道が交差する箇所の北側部に遊歩道の整備を行った。	新しく築堤された箇所周辺の河川空間（高水敷）について、活用方法を関係団体等と検討していく。
5	「江戸川・水フェスタ in いちかわ」	江戸川の水辺で水に親しみながら、自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げることを目的とした各種イベントを実施するもの。	「江戸川・水フェスタ in いちかわ」実行委員会	Eボート等の水辺のイベントだけでなく、河川敷を利用した遊びなど、誰もが楽しめるような水辺でのイベントとして、平成12年度より実施している。	令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止。
6	水面等の利用の適正化	江戸川放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とし協議会により対策を検討・実施するもの。	国土交通省 江戸川放水路水面等利用者協議会	平成13年に江戸川放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とした江戸川放水路水面利用計画を策定した。さらに平成17年度に河川利用ルールを策定し、平成18年度に利用ルール看板を設置した。 また令和元年度には、カキ殻注意喚起看板も設置した。	引き続き協議会にて利用者のマナー向上の取り組みを実施していく。
7	河川敷（低水敷）侵食防止	江戸川の水際部分（低水敷）が流水やボートの波等で侵食されることに対して護岸保護の対策を講じる。	国土交通省 市 川 市	市川南5丁目地先の侵食された護岸について平成13年より国へ護岸保護の要望を行っている。平成25～26年度に、高水敷幅が狭い箇所について、国が侵食・地震に強い安全な堤防づくりの一環として、低水護岸整備を行った。	河川敷利用者の安全を確保するため、引き続き国に護岸の整備を要望していく。
8	江戸川河川敷駐車場整備	河川敷緑地の利便性向上と周辺道路の違法駐車対策として、河川区域内に駐車場を設置する。	国土交通省 市 川 市	平成13年度に妙典スーパー堤防が整備され、平成14年度には里見公園下に、平成17年度には河原地先の河川区域内に駐車場を整備し、平成18年1月からは、無料開放している。（一部有料）	今後はスーパー堤防事業など国の事業進捗にあわせ設置箇所を検討していく。
9	江戸川サイン整備	江戸川利用者への情報発信として、主要な箇所に誘導標、案内板等のサインを整備する。	市 川 市	拠点サイン（案内板）5箇所、誘導標（矢羽タイプ）8箇所、道祖神タイプ1箇所を平成19年度に設置し、河川利用者の利便性向上を図った。	江戸川活用に係る新規整備に合わせて、順次サイン整備を行っていく。

○江戸川河川敷緑地の歩み

年	実施主体	
	市川市	国
昭和		
41 年 (1966)	河原地先江戸川右岸（河口出張所前）を国から占用し、広場として供用開始	
43 年 (1968)	江戸川河川敷緑地として都市計画決定（113.6ha） 河原地先江戸川右岸を野球場として整備	
44-49 年 (1969-74)	市川南地先から大洲、大和田地先の河川敷をグラウンド（野球場・広場）として整備	
50-52 年 (1975-77)	河原地先広場を整備	
53 年 (1978)	稲荷木 2・3 丁目地先行徳橋上流部の広場を整備	
55 年 (1980)	稲荷木 2・3 丁目地先行徳橋下流部のグラウンドを整備	
58 年 (1983)	市川 2 丁目地先に市川関所跡を設置	
平成		
10-15 年 (1998-03)		柳原水門から里見公園地先の無堤防地区に築堤工事を施工
11 年 (1999)		サイクリングロードの整備を開始
12 年 (2000)	江戸川活用総合計画を策定	
13 年 (2001)	市川南 5 丁目地先にピオトープを整備 妙典小学校前広場の駐車場の整備	市川南 4 丁目地先に緊急用船着場を整備 妙典小学校前広場の水洗トイレ設置
14 年 (2002)	市川南緊急船着場周辺の環境整備 (修景施設、休養施設の設置) 国府台築堤周辺の環境整備 (駐車場及び水洗トイレの設置)	
15 年 (2003)	市川南地先桜並木基盤及び坂路の整備 市川南地先堤防天端に水洗トイレを設置	
16 年 (2004)	市川南地先、妙典スーパー堤防に桜並木を整備 市川関所跡を改修	
17 年 (2005)	河原地先に河川敷駐車場を整備 妙典保育園前河川敷に桜並木を整備	
18 年 (2006)	国府台 3 丁目地先（里見公園下）に桜並木を整備	
19 年 (2007)	江戸川沿川に案内板・誘導サインの設置 クリーンスパ前堤防上部に広場を整備	根本排水機場敷地内にバリアフリー坂路整備 クリーンスパ前堤防整備
20 年 (2008)		大洲地先にバリアフリー坂路整備
21 年 (2009)		江戸川放水路高潮堤防整備着手（現在整備中）
25 年 (2013)		低水護岸整備
28 年 (2016)	山崎製パン跡地前に桜並木を整備	山崎製パン跡地スーパー堤防整備
令和		
2 年 (2020)		低水護岸整備

江戸川活用総合計画事業



●公園・緑地

○都市公園整備状況

都市公園の整備状況は、420 箇所、面積 179.72ha を整備し、市民 1 人当りの公園面積 3.66 m²/人（墓園：10.0ha を含むと 3.86 m²/人）となっている。（国：10.7 m²/人、千葉県：7.05 m²/人）

また、民有地を含む緑の保全施策として、特別緑地保全地区 3 箇所、面積約 2ha、行徳近郊緑地特別保全地区 1 箇所、面積約 83ha、風致地区 5 地区、面積約 769ha、生産緑地地区 309 地区、面積約 88.11 ha、保存樹林 5 箇所、面積約 1.8ha、緑地協定 9 箇所、面積約 5.5ha により緑の保全を図っている。

◆公園種別一覧

公園種別	箇所数	開設面積 ha
街区公園	349	32.70
近隣公園	12	19.65
地区公園	3	16.67
総合公園	1	14.98
運動公園	3	13.13
歴史公園	3	6.18
都市緑地	49	76.41
合 計	420	179.72
一人当り公園面積m ² /人		3.66
墓 園	1	10.0
一人当り公園等面積m ² /人		3.86

児童遊園地	68	2.38
-------	----	------

◆地域別公園・緑地

			江戸川以北	江戸川以南
公	園	箇所数	261	110
		面積 ha	70.62	32.69
緑	地	箇所数	47	2
		面積 ha	67.48	8.93
合	計	箇所数	308	112
		面積 ha	138.10	41.62
一人当り公園面積㎡/人			4.24	2.51
都市計画 決定済 公園・緑地 (未開設含)	公 園	箇所数	36	44
		面積 ha	54.89	21.12
	緑 地	箇所数	20	0
		面積 ha	135.27	0.00
	合 計	箇所数	56	44
		面積 ha	190.16	21.12
児童遊園地		箇所数	51	17
		面積 ha	1.78	0.60

◆公園整備状況 注：墓園を除く

年 度	総 数		街区公園		近隣公園		運動公園・その他		人口 1 人当り 公園面積(m ²)	市の総面積に 対する割合(%)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
15	355	126.08	304	30.11	10	13.96	41	82.01	2.72	2.23
16	356	129.16	304	30.11	11	16.80	41	82.25	2.78	2.29
17	359	129.12	306	30.02	11	16.80	42	82.30	2.77	2.29
18	361	131.89	305	30.16	11	16.80	45	84.93	2.82	2.34
19	365	140.62	308	30.18	11	16.80	46	93.64	2.99	2.49
20	372	141.51	315	31.07	11	16.80	46	93.64	2.98	2.51
21	377	141.96	320	31.52	11	16.80	46	93.64	2.99	2.52
22	381	146.36	322	31.78	11	16.80	48	97.78	3.08	2.60
23	383	146.63	324	31.98	11	16.80	48	97.84	3.12	2.60
24	386	147.33	326	32.36	11	16.80	49	98.17	3.15	2.61
25	387	147.34	326	31.13	11	16.80	50	99.41	3.13	2.61
26	395	153.56	333	31.31	11	16.80	51	105.45	3.24	2.72
27	406	163.98	337	31.42	11	16.80	58	115.76	3.43	2.91
28	410	165.61	340	31.30	12	17.93	58	116.38	3.43	2.94
29	412	174.27	341	31.32	12	17.94	59	125.01	3.59	3.09
30	415	174.43	344	31.48	12	17.94	59	125.01	3.57	3.09
元	417	175.20	346	32.00	12	17.94	59	125.26	3.56	3.09
2	419	175.52	348	32.07	12	17.94	59	125.51	3.56	3.09
3	420	179.72	349	32.70	12	19.65	59	127.37	3.66	3.19

○緑地保全対策

本市の特徴的な緑である樹林地について、明治 20 年から現在までの変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられる。

明治 20 年から昭和 30 年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられる。また、下貝塚地区周辺でも宅地開発により消失し、帯状のものが分断されている。

令和元年の山林の総面積は 121.5ha であり、近年見受けられる主な減少の要因としては、宅地化や土地造成等がある。主に国府台や大野地区周辺の市街化区域内で、風致地区や農業振興地域等の指定がかかっていない部分での喪失が目立っている。

◆法によるもの

施 策 名 称	根 拠 法 令	箇所又は地区	面 積
都市緑地	都市公園法	49箇所	約76ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3地区	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1地区	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	309地区	約88.1ha
保存樹林	都市美観法（略）	5箇所	約1.8ha
風致地区	都市計画法	5地区	約769ha
緑地協定	都市緑地法	9箇所	約5.5ha

◆条例等によるもの

施 策 名 称	根 拠 法 令	保 全 内 容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林（民有地）の保全
市川市屋上等緑化推進事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全（巨木、クロマツ）

○緑地保全協定山林：163名、約37.2ha（市川みどり会）

○市川市保存樹木協定制度

	30年度	元年度	2年度	3年度
協定本数（本）	170	175 (+5)	172 (-3)	173 (+1)
主な樹種別本数 （本）	クロマツ 133 その他 37	クロマツ 132 (-1) その他 43 (+6)	クロマツ 129 (-3) その他 43 (0)	クロマツ 130 (+1) その他 43 (0)

※ その他：クスノキ、イチヨウ等

（ ）内の数字は減失本数

◆山林の面積の推移

年 度	面積 (h a)
平成24年	123.0
平成25年	123.0
平成26年	123.0
平成27年	123.0
平成28年	123.0
平成29年	123.0
平成30年	123.0
令和元年	123.0
令和2年	123.0
令和3年	123.0

◆公園・緑地用地の取得状況

年 度	面 積 (㎡)	金 額 (千円)	公 園 名
8	2,429	323,964	じゅん菜池緑地
9	4,129	576,732	北国分第3緑地、じゅん菜池緑地、柏井町2丁目緑地
10	2,425	406,472	国府台1丁目緑地、前畑緑地
11	639	90,099	前畑緑地
12	29,013	5,398,283	前畑緑地・大洲防災公園
13	1,624	286,573	前畑緑地・もときたかた第2公園
14	7,348	600,540	前畑緑地・迎米公園・八幡東公園・柏井町2丁目緑地
15	32,026	566,866	小塚山公園・柏井町2丁目緑地・大和田4丁目公園 梨風東緑地・大野町2丁目緑地
16	69,604	4,901,342	小塚山公園・国府台緑地・柏井町1丁目緑地 真間山緑地・柏井緑地・広尾防災公園
17	7,979	599,191	小塚山公園・柏井緑地・八幡東公園
18	4,917	255,714	小塚山公園・梨風東緑地・国府台緑地
19	7,467	554,019	小塚山公園・国府台緑地
20	7,725	594,381	新田2丁目公園・稲荷木2丁目公園・国府台緑地
21	17,781	474,417	曾谷3丁目緑地、大町公園、国府台緑地、北国分2丁目公園
22	2,684	350,498	平田公園、下妙典公園（公社買収）
23	2,935	210,849	大野町4丁目公園、下妙典公園（公社買収）
24	2,320	168,570	下妙典公園（公社買収）
25	5,703	633,352	国府台緑地、小塚山公園（公社買収）、 小宮山第2公園（公社買収）、下妙典公園（公社買収）
26	3,708	282,124	稲越公園、新田南公園、下妙典公園（公社買収）
27	33,414	1,270,683	北市川運動公園、下妙典公園
29	333	29,855	国府台緑地
30	1,351	139,100	宮久保台公園
元	1,243	75,077	小塚山公園（1件買収、1件交換）、柏井町2丁目緑地 国府台緑地（公社買収）
2	119	8,731	小塚山公園（公社買収）
3	1204.74	92,163	小塚山公園（1件買収）

○小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化すると共に、地域の特長を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成 15 年 12 月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成 15 年度より事業に着手している。

(事業概要) 位 置：市川市北国分 1-2518 外
面 積：約 5.9ha (拡張面積：約 1.9ha)
事業期間：平成 15 年度～令和 3 年度 (事業認可)
進捗状況：用地取得 約 1.86ha (進捗率 98%)

○国府台緑地整備事業

国府台緑地は、市街地に残る樹林地として、また江戸川から堀之内貝塚公園にいたる市北西部地域における「水と緑の回廊」の緑の核となっていることから、保全・活用するとともに、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図るものである。

(事業概要) 位 置：市川市国府台 4 丁目 3455 番外 5 筆
面 積：約 5.1ha
事業期間：平成 19 年度～30 年度 (事業認可)
進捗状況：用地の取得 約 5.1ha (進捗率 100%)

○国分川調節池上部活用事業

国分川調節池は、平常時には市内に残された貴重なオープンスペースとして、地域のシンボルとなるような貴重な水辺空間であることから、水辺環境の保全を図り、自然と触れ合える場を創造するため、上部に散策・休息する広場やスポーツ広場等を整備した。

整備については、平成 25 年度に社会資本整備総合交付金を導入して上部活用の整備工事に着手しており、H29 年度完成しました。

(事業概要) 名 称：国分川調節池緑地
位 置：市川市東国分 3 丁目 1491 番 2 外 (東国分中学校周辺)
面 積：約 9.8ha
事業期間：平成 25 年度～29 年度
進捗状況：平成 29 年度末現在、約 9.8ha 整備済 (進捗率 100%)

○(公財)市川市花と緑のまちづくり財団

■概要：(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、前身である財団法人市川市緑の基金から名称を改め、平成 25 年 4 月 1 日に設立された。広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的として活動している。

市からの出資金のほか開発負担金、市民からの寄付が基本財産を形成しており、これまで、寄附金や基本財産の利息収入で運営を行ってきたが、長引く超低金利の状況下、利息収入での事業運営が難しくなってきたため、平成 8 年度からは、市から補助金を受け事業運営を行っている。

■基本財産額：約 14 億 6 千万円

■役員：理 事 7 名、監事 2 名 (代表理事 竹内 一雄)
評議員 5 名 (会長 山口 まり)

■主な事業活動

- ①花と緑に関する講座の開催、園芸相談
- ②催し物の開催 (いちかわローズフェア等)
- ③市民活動支援 (緑のボランティア活動支援、いちかわガーデニングクラブ活動支援、花壇づくり支援)
- ④バラの普及促進 (普及啓発、管理公開、バラ育成体験学習、バラボランティアの人材育成)
- ⑤花と緑の普及促進 (桜並木整備、公共施設の草花植栽管理)
- ⑥緑化助成事業 (生垣・屋上等緑化・花壇・駐車場緑化設置への助成、緑化活動への助成)

■生垣助成事業

生垣が作り出す緑の壁は、潤いある緑豊かな空間を作るだけでなく、地震や火災などの災害時には、延焼防止の役割も果たしている。(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、これまで市民の生垣づくりを支援するため、平成元年から助成してきた。平成16年度からは、市川市から補助金を受けて助成してきたが、平成18年度から、生垣設置費用の助成基準(1m当り助成限度額15,000円+ブロック塀撤去5,000円。民地境界は除外)を設け、市民の生垣づくりのより一層の推進を図っている。

・生垣助成事業(実績)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	累計(H元～)
申請件数(件)	2	5	2	4	4	3	417
整備延長(m)	18	42	44	38	50	58	6,390
補助金額(千円)	262	562	660	557	738	873	53,918

■屋上等緑化助成事業

建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド減少の緩和及び良好な自然的環境の創出を図るため、平成13年度から平成16年度は市川市が、平成17年度からは市川市から補助金を受けて(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が助成を行っている事業である。

助成額は、これらの緑化を行う際に、緑化区画の造成、樹木の植栽等に係る費用の2分の1であり、助成の上限額は、屋上緑化で50万円、ベランダ緑化で20万円、壁面緑化で10万円となっている。

なお、これらの緑化の種類によって1㎡当りの単価の上限も定めている。

・屋上等緑化推進事業

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	累計(H13～)
申請件数(件)	0	2	0	0	0	1	40
緑化面積(㎡)	0	69	0	0	0	28	1,534
補助金額(千円)	0	400	0	0	0	70	8,631
緑化の種類	0	屋2	0	0	0	壁1	屋35、べ2、壁3

※ 屋：屋上緑化、べ：ベランダ緑化、壁：壁面緑化

○市川みどり会

【設立の経緯】

市川みどり会は、緑の減少を憂慮した山林所有者が集まり、自然景観を守り、どこよりも住みよい環境を次代に引き継ぐことを目的とし、都市の緑地を保全する組織としては全国初の団体として昭和47年12月10日に設立された。

【事業活動】

市との「緑地保全に関する協定」に基づき、山林の維持管理に努めるとともに、緑化の啓発及び緑化に関する事業を強力に推進することと併せて、市が推進している「人と自然が共生するまち」づくりに積極的な参加と協力を行っている。

また、市は「緑地保全に関する協定」を締結した緑地等の所有者に対し、「市川市緑化対策事業補助金交付規則」に基づき、緑地等の管理費の一部として補助金を交付している。

※令和3年度 協定面積・・・ 37.2ha
協定者数・・・ 163名
補助金交付額・・・ 11,808千円

なお、主な事業活動は以下のとおりである。

■緑化の啓発

「市川みどり会」の活動を広く紹介するため、市民まつり等の催し物に積極的に参加している。

■里山再生事業

会員の山林の維持管理について、「市川みどり会」より、一定の基準で支援を行い、会員の山林をむかしの里山に近づけていく、また同時に緑地保全及び緑地推進に関して調査研究を実施する。

■寄附

(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が行う緑化推進に係わる事業や東日本大震災義援金に対し、寄附を行っている。

■相続税対策

緑地を保全し、次代まで引き継げるよう、山林相続税の農地並納税猶予制度の創設について、国・県に対し積極的に要望を行っている。

○広尾防災公園整備事業

広尾地区周辺は、住宅や工場が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、快適で安全な街づくりが課題となっている。そこで、榊原製鋼所工場跡地等を活用して、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難場所等の防災機能を備えた都市公園を整備し、地域の緑地空間の拡大と防災拠点の形成を図るものである。平成22年3月末に整備事業が完成し、同年4月1日に開園した。

なお、本事業は旧行徳市街地地区都市再生整備計画に位置づけられた事業として、まちづくり交付金を活用し整備したものである。

【事業概要】

- (1) 所在地：広尾2丁目36番外
- (2) 面積：約3.7ha
- (3) 公園種別：地区公園（防災拠点・一時避難場所の機能を有する都市公園）
- (4) 主な計画施設：多目的広場、管理事務所・備蓄倉庫、耐震性飲料用貯水槽、雨水貯留槽等
- (5) 整備スケジュール

平成17年度	整備計画策定（基本計画・基本設計）
平成18年度	都市計画修正、都市計画決定、実施設計、用地取得
平成19年度	実施設計、公園整備工事
平成20年度	用地取得、公園整備工事
平成21年度	公園整備工事、管理棟等建設工事
平成22年4月	開園

○葛南広域公園

昭和59年に、市川・船橋両市長連名で千葉県知事にあてて、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市にまたがる自然環境が多く残っている地域に県立公園建設の要望書を提出した。昭和61年には千葉県『緑のマスタープラン』に位置付けられ、また、平成元年には『さわやかハート千葉5ヵ年計画』に葛南広域公園が位置付けられた。

第1期事業分として、市川市柏井町の「市川市青少年の森キャンプ場」を含む一帯と船橋市藤原にまたがる合計22.7haが計画された。

この公園は、「葛南自然ふれあいモデル地区事業」として、出来る限り現況の緑地を保全した施設整備を計画しており、平成12年度には予定地内の自然環境調査が実施された。

平成15年には、千葉県立都市公園の整備のあり方調査検討委員会において、構想中の公園としては優先順位が一番にあげられている。今後は、千葉県による事業化の段階になるが、千葉県の財政状況から予算確保が厳しい状況にある。

○市川市みどりの基本計画

本市では、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法第4条に基づき、平成16年3月に「市川市みどりの基本計画」を策定した。本計画から20年後の2025年を目標年次と定め、基本理念「人と緑とのかかわりを大切にする」のもとに6つの基本方針と計画実現のための基本的な施策、及び計画の目標水準、緑地の配置方針などについて明記している。

また、みどりの基本計画の将来像を実現するため、その実施計画として「市川市みどりの基本計画アクションプラン」を平成18年3月に策定し、基本計画の効率的な推進を図ってきた。令和3年度は、平成28年度に策定した第3次アクションプランの実績を取りまとめるとともに、第4次アクションプラン（令和3年度～令和7年度）を策定したことから、引き続き基本計画の推進を図っていく。

●動植物園

大町公園を中心に、自然と緑が残されている大町地区約150ヘクタールを大町レクリエーションゾーンとして設定し、その拠点として動植物園がある。そのほかゾーン内には、観賞植物園、自然観察園、バラ園、自然博物館、少年自然の家(プラネタリウム)、民営のフィールドアスレチックなど、自然学習やレクリエーションの場として、市内外の多くの人たちに親しまれている。

動植物園は、小動物を中心に、動物とのふれあいをテーマに、なかよし広場・家畜舎・小獣舎・サル山・サル舎・フライングケージ・オランウータン舎に分けて48種365点の動物を飼育展示している。

所在地	市川市大町284番1外
敷地面積	約15ha
開設年月日	昭和62年8月21日
総事業費	約53億円〔自然博物館含む〕

◆入園者数

	大人	小人	幼児	合計
28年度	129,870人	26,784人	74,729人	231,383人
率	56.1%	11.6%	32.3%	100%
29年度	141,474人	29,473人	77,696人	248,643人
率	56.9%	11.9%	31.2%	100%
30年度	145,777人	29,141人	80,302人	255,220人
率	57.1%	11.4%	31.5%	100%
元年度	128,636人	26,623人	72,873人	228,132人
率	56.4%	11.7%	31.9%	100%
2年度	84,820人	14,184人	45,760人	144,764人
率	58.6%	9.8%	31.6%	100%
3年度	138,270人	22,024人	70,819人	231,113人
率	59.8%	9.5%	30.7%	100%

◆管理費推移

28年度	283,288,787円
29年度	316,427,980円
30年度	306,954,944円
元年度	343,095,991円
2年度	304,509,763円
3年度	320,776,264円

○観賞植物園

観賞植物園は、大温室とサボテン温室があり、サボテン温室では、多肉植物と呼ばれる熱帯の乾燥地域に生える植物を中心に、大温室では、熱帯・亜熱帯の高温多湿な地域に生育する植物を展示している。

所在地 市川市大町2 1 3 番 1 1
敷地面積 6, 7 6 9 m²
開園年月日 平成5年1 0 月 1 1 日
展示植物 熱帯植物 191 種 2434 本
サボテン 145 種 1011 本

◆入園者数

28 年度	42, 038 人
29 年度	41, 906 人
30 年度	36, 934 人
元年度	31, 600 人
2 年度	19, 733 人
3 年度	35, 703 人

※入園時において大人小人区分は行っていない。

○バラ園

ローズいちかわ等1 1 0 種 9 3 4 株のバラを植栽するとともに、芝生広場、パーゴラ、彫刻などを設置している。

◆年次行事実績

	期 間	令和元年度入園者数	平成30年度入園者数
バラまつり	令和元年 5 月 25 日	1, 2 3 9 人	1, 0 0 0 人
ホテル観賞会	令和元年7 月 20 日～ 8 月 4 日	1 1, 6 2 0 人	1 2, 1 7 7 人
開園記念	令和元年8 月 18 日	1, 0 7 3 人	2, 2 2 5 人
秋のフェスティバル	令和元年 11 月 17 日	2, 8 1 1 人	2, 2 1 4 人
もみじ観賞会	令和元年11 月 23 日～12 月 8 日	1 2, 0 6 5 人	1 3, 1 6 3 人
小学生によるサマー動物教室	令和元年8 月 3 日	3 1 人 (参加者)	2 4 人 (参加者)
観賞植物園 ロビーコンサート	令和元年 4 月 28 日 他7 回	6 0 3 人	8 0 7 人

※令和2年度及び3年度は感染症拡大防止のため実績なし

◆研修生等受入状況

	令和元年度受入者数	平成 30 年度受入者数
中高生による 職場体験の受入	6 校 21 人	8 校 29 人
施設研修生の受入	3 校 3 人	6 校 7 人

※令和2年度及び3年度は感染症拡大防止のため実績なし



(市川市動植物園:コツメカワウソ)

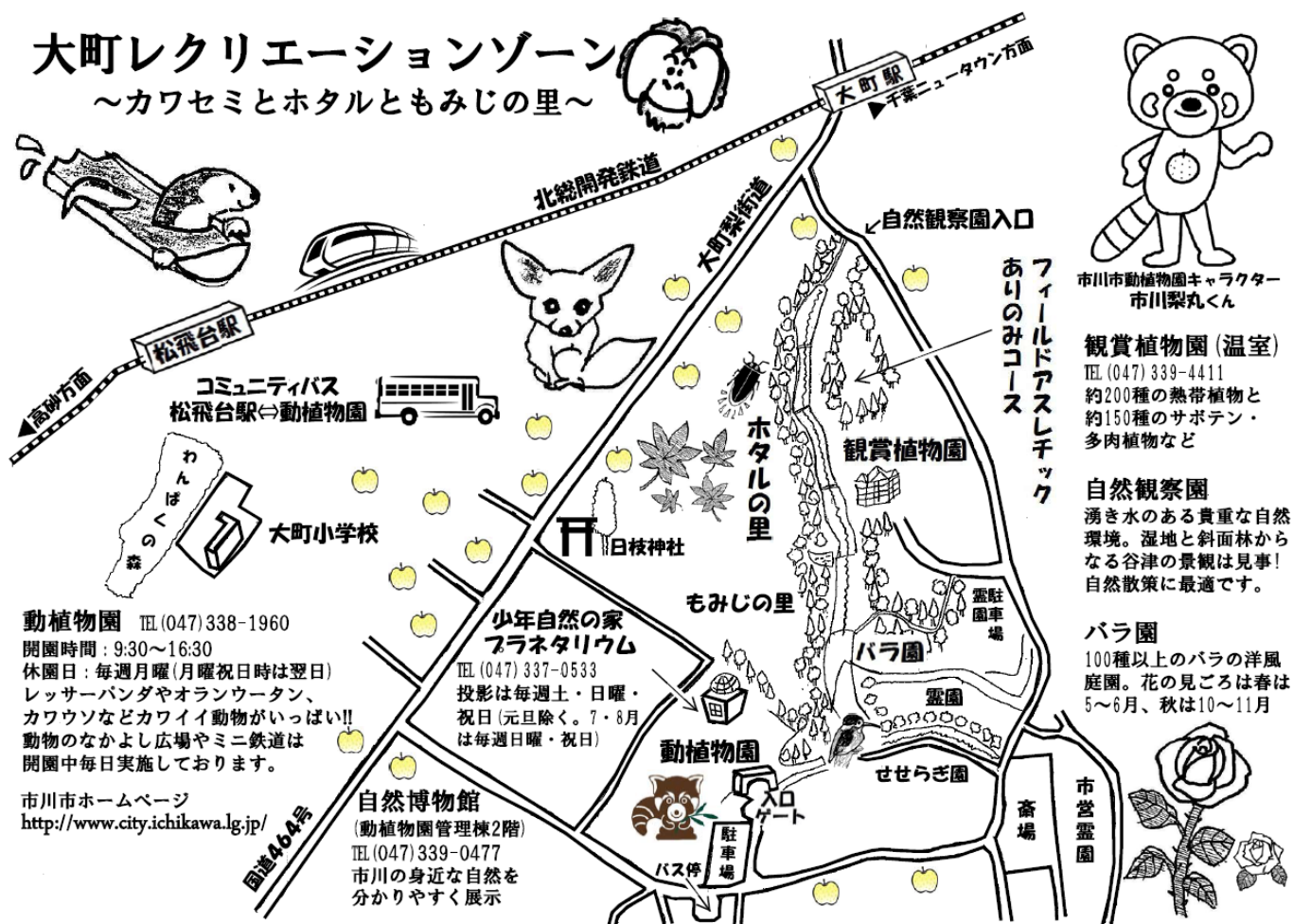
●大町レクリエーションゾーン構想と概要

- ・大町レクリエーションゾーンの自然環境の保全及び活用、並びに施設の有効利用を図る。
- ・大町地区150haを市民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、民間施設と公共施設が一体となった憩いと安らぎの場を市民に提供する。

○市川市大町レクリエーションゾーン協議会（昭和62年3月設置 10名で構成）

大町レクリエーションゾーンにおける自然環境の保全、活用及び施設の有効利用等に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

- ・令和3年度 感染症拡大防止のため書面開催



3-6. 治水

市川市の治水対策は、昭和 56 年 10 月の台風 24 号による大水害を契機に、真間川流域及び旧行徳地域等の低地域の浸水を解消するため、河川改修計画と整合を図った「市川市雨水排水基本計画」を昭和 59 年度に策定した。

この計画は、時間雨量 50mm 対応に整備するもので、雨水幹線排水路の延長 229,177m を整備するものとしており、令和 3 年度末時点で 133,533m の整備が完了している（整備率 58.3%）。

排水機場・ポンプ場については、船橋市から引き継いだものや下水道施設のものを含め、現在 29 箇所の整備が計画されている。令和 3 年度末で、整備済みが 6 箇所、暫定整備が 16 箇所、未整備が 7 箇所となっている。

◆雨水排水幹線水路整備の状況（計画総延長 229,177m）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
実施延長(m)	155	99	0	0	10	0	0
累計延長(m)	133,424	133,523	133,523	133,523	133,533	133,533	133,533
進捗率(%)	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3

◆市川市内の河川の状況

水系別	河川名	等級別	諸元	
			市内延長	流域面積※
			(m)	(k m ²)
利根川	真間川	一級河川	7,850	5.9
〃	国分川	〃	2,500	6.8
〃	春木川	〃	2,210	2.1
〃	大柏川	〃	5,000	11.6
〃	派川大柏川	〃	1,580	0.9
〃	高谷川	〃	3,820	3.3
〃	秣川	〃	170	5.4
〃	江戸川	〃	11,830	—
〃	旧江戸川	〃	4,970	—

※ 千葉県真間川改修事務所「平成 26 年度 事業概要」より抜粋

◆調整池の状況

名称	貯留量(m ³)
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野ごとと南北公園池	31,620
保健医療福祉センター	16,333
開発行為調整池帰属分	3,953
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
曾谷暫定調整池	600
東菅野暫定調整池	5,656
合 計	159,895

◆河川の整備状況

市川市では、大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間について、床上浸水被害の早期解消を図るため、平成 7 年度から「都市小河川改修事業」、平成 9 年度からは「都市基盤河川改修事業」により、河川改修を進めている。

改修にあたっては、河川改修による治水機能の向上を前提に、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりを目標としている。

令和 3 年度末までの整備状況は、河川拡幅用地の全ての取得、橋りょう全 8 橋の架け替え、そして護岸整備 1,621m（100.0%）が完成した。

◆多自然川づくり

整備前



整備後



◆親水施設

真間川



大柏川



◆水質浄化対策

真間川水系の水質は、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で汚濁状況をみると、水質環境基準（BOD10 mg/ℓ以下）を満足していない河川がある。これは、主に真間川流域の公共下水道の整備率が低く、家庭からの排水等が河川に流出してしまうためである。公共下水道の計画がない地域では、合併処理浄化槽の設置によって汚濁源である生活雑排水を浄化することが望まれている。このような流域の現状に対して、千葉県及び市川市では河川及び流入排水路に浄化施設を設置し、真間川水系の水質改善に取り組んでいる。

河川浄化施設

施設名	施設概要	目標値 (BOD)	事業者
派川大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 2,400 m ³ /日	40 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
春木川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 3,000 m ³ /日	40 mg/ℓ →20 mg/ℓ	千葉県
大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 36,000 m ³ /日	35 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県

流入水路浄化施設

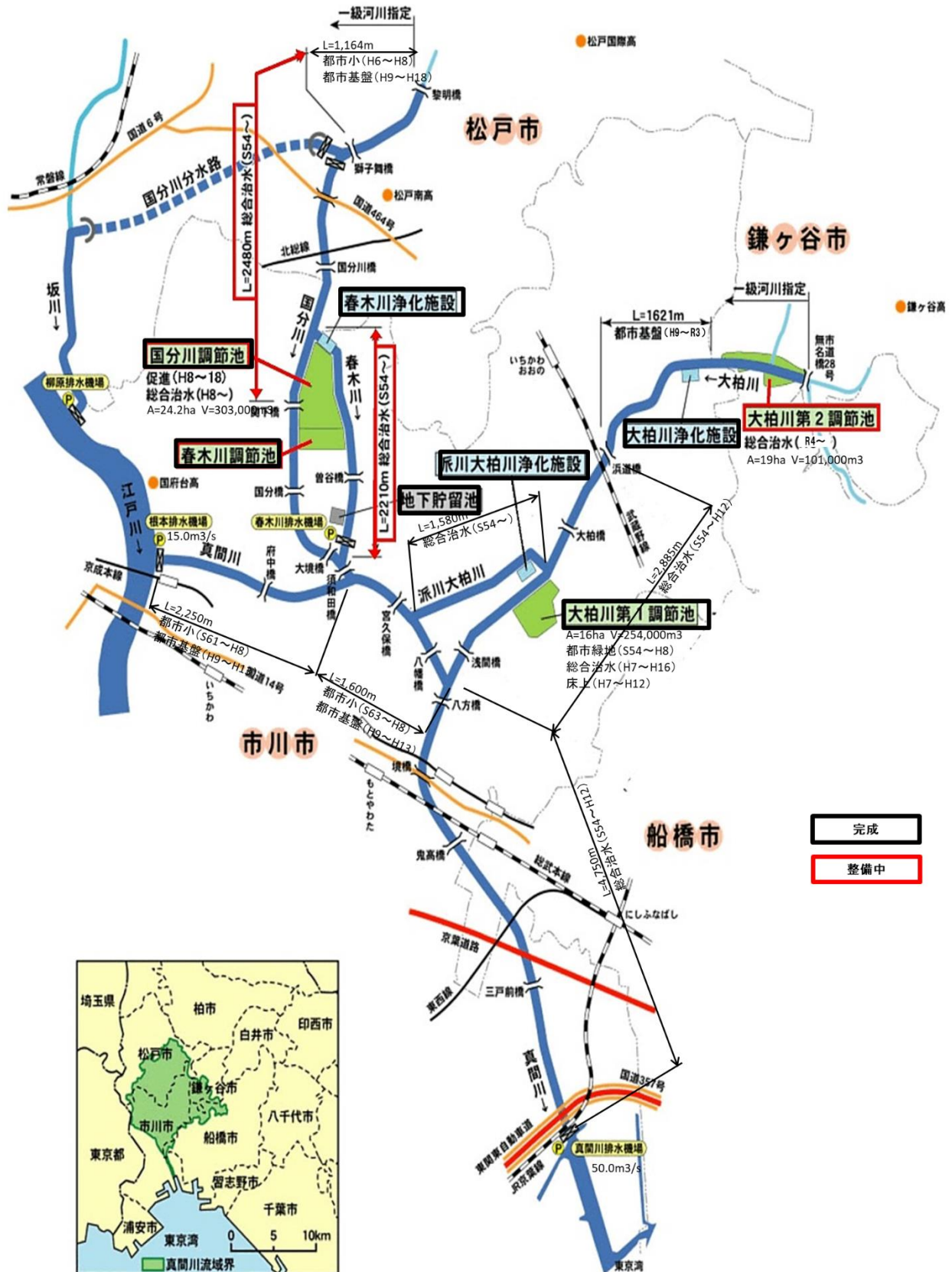
施設名	施設概要	R3 (BOD)	事業者
市川市浄化施設 1号機 (曾谷 8 丁目市道下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 300 m ³ /日	69.8 mg/ℓ →3.9 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 2号機 (曾谷公民館駐車場下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 350 m ³ /日	14.4 mg/ℓ →2.2 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 3号機 (百合台小学校前市道下)	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 850 m ³ /日	25.8 mg/ℓ →5.0 mg/ℓ	市川市

◆排水機場等の整備状況

排水機場名		排水面積 (ha)	計画排水量 (m³/sec)	現排水量 (m³/sec)	整備率 (%)	排水ポンプ
1	須和田	30.40	3.351	1.667	50	計画 φ900×1 600×2 設置 φ450×2 (S61)
2	宮久保	13.60	1.714	1.000	58	計画 φ600×1 450×2 設置 φ450×2 (S61)
3	美里苑	15.70	1.877	0.973	52	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2 (H1)
4	八幡	10.40	1.269	0.646	51	計画 φ600×1 400×2 設置 φ400×2 (H3)
5	本北方	13.8	1.678	0.833	50	計画 φ500×2 700×1 設置 φ500×2 (S60)
6	北方ポンプ	55.30	3.793	3.790	100	計画 φ600×1 1200×1 設置 φ600×1 (S62) 1200×1 (S62)
7	鬼高	5.30	0.799	0.683	86	計画 φ450×2 設置 φ400×2 (R3)
8	原木第1	64.00	4.600	3.933	86	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ600×1 (S52) 600×1 (S56) φ700×2 (H18)
9	原木第2	29.90	3.220	3.100	100	計画 φ900×1 600×2 設置 φ600×2 (H2) 900×1 (H28)
10	原木第3	54.20	5.408	1.667	31	計画 φ900×2 700×2 設置 φ600×1 (S54) 600×1 (S56)
11	二俣	57.10	5.653	1.583	28	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ600×1 (S54) 600×1 (S57)
12	河原	39.00	6.233	2.058	33	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ700×2 (H10) 450×1 (H10)
13	本行徳	42.00	6.176	4.499	73	計画 φ1000×1 900×1 700×2 設置 φ1000×1 (H2) 700×2 (H2)
14	押切ポンプ	23.00	3.814	3.817	100	計画 φ900×1 700×1 600×1 設置 φ600×1 (S58) 900×1 (S58) φ700×1 (H20)
15	香取	14.00	2.244	1.928	86	計画 φ700×1 450×1 300×1 400×2 設置 φ400×2 (S47) 450×1 (S52) φ300×1 (H7) 700×1 (H13)
16	欠真間	44.00	5.932	4.133	70	計画 φ900×3 500×2 設置 φ900×2 (S61) 500×2 (S61)
17	相之川第1	5.00	0.846	0.800	95	計画 φ400×1 300×2 設置 φ400×1 (S49) 300×1 (S51) φ300×1 (H7)
18	相之川第2ポンプ	6.00	1.340	1.340	100	計画 φ500×2 200×1 設置 φ200×1 (H20) 500×2 (H20)
19	新井ポンプ	62.00	8.319	8.303	100	計画 φ1000×2 800×2 700×1 設置 φ1000×2 (H1) 700×1 (H20) 800×2 (H20)
20	妙典	67.00	12.130	9.950	82	計画 φ1200×3 800×2 設置 φ1200×1 (H7) 800×2 (H7) φ800×1 (H12) 1200×1 (H18)
21	本郷	7.87	1.500	1.500	100	設置 φ500×1 (S52) 1900×1 (S52)
22	大和田ポンプ	244.00	26.748	19.620	73	計画 φ1200×2 1800×3 設置 φ1200×2 (H28) 1800×2 (H28)
23	曾谷第2	19.90	2.382	0.000	0	計画 φ800×1 600×2
24	東国分第1	20.40	2.083	0.000	0	計画 φ700×1 500×2
25	国分第2	8.00	1.048	0.000	0	計画 φ500×2
26	宮久保第5	11.90	1.563	0.000	0	計画 φ700×1 400×2
27	二俣第2	19.40	1.980	0.000	0	計画 φ700×2
28	二俣第3	13.90	1.500	0.000	0	計画 φ600×2
29	市川南ポンプ	70.00	9.811	0.000	0	計画 φ1200×2 600×2

※No.21 は H19 に船橋市より移管（令和元年に電気設備のみ改修）。No.23～29 は整備計画。No.6, 7, 11, 14, 18, 19, 22, 29 は下水道施設として整備又は整備予定。

◆真間川流域図



3-7. 下水道

【市川市の下水道の基本理念】

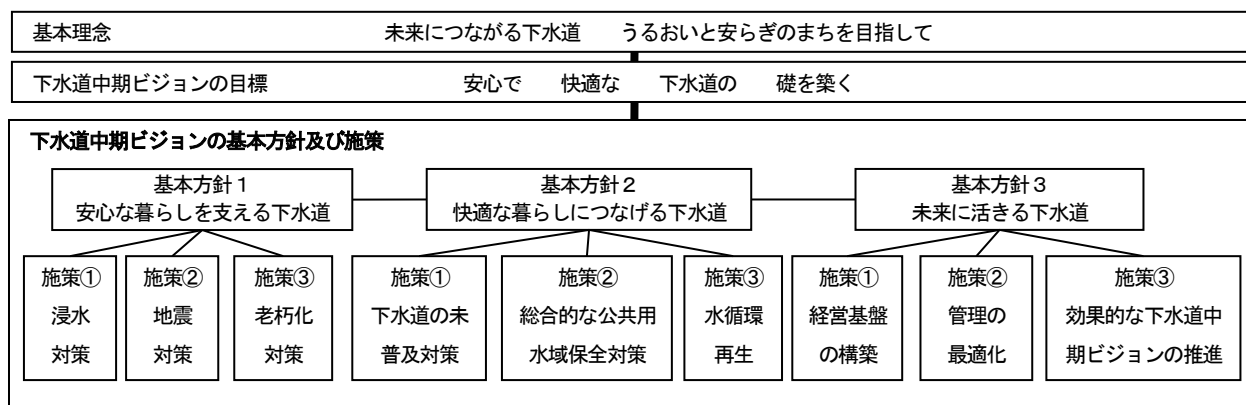
未来につながる下水道 うるおいとやすらぎのまち目指して

本市下水道が、いつまでも安心で快適な私たちの暮らしを支える重要な静脈であり続けるため、持続可能な経営を進めていきます。そして、市川という名のとおり江戸川をはじめとする多くの水辺に恵まれた本市の魅力を高めるため、生命の源である水環境が良好に保たれ水への親しみを通じた「うるおいとやすらぎ」のあるまちを目指します。

【中期的な施策の体系（市川市下水道中期ビジョン）】

少子高齢化や厳しい財政事情などの状況の中で、未普及解消の停滞や施設老朽化などのさまざまな課題を同時並行的に解消することが不可能であることから、「安心で 快適な 下水道の 礎を築く」を目標に、本市の下水道が果たすべき役割について中長期的な展望を持ち、健全で持続性のある下水道経営を維持しつつ、平成26年度から令和7年度という中期的な期間で重点的に取り組む施策の方向性を定めています。

○基本理念と下水道中期ビジョン 体系の全体像



【汚水事業：合流式含む】

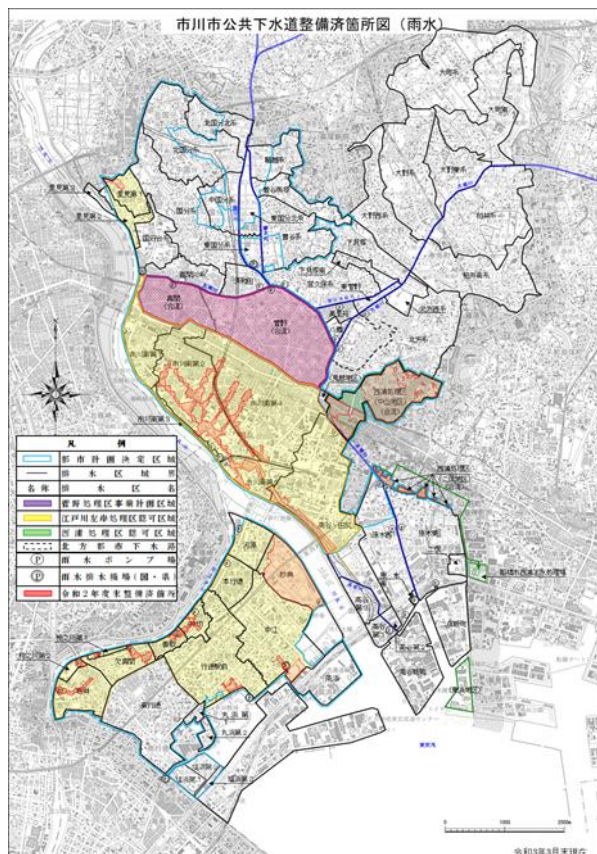
本市の公共下水道事業（汚水：合流式含む）は、昭和36年に、単独公共下水道事業として菅野処理区（合流式）の整備に着手した。一方、広域的な水質保全を目的とした千葉県江戸川左岸流域下水道計画にあわせて、昭和47年より本市も流域関連公共下水道事業（分流式）に着手し、以後、事業区域を拡大しながら整備を進めている。

また、平成9年には、船橋市と共同の単独公共下水道事業として西浦処理区（合流、一部分流）の整備に着手している。令和3年度末の整備面積は2,423ha、処理人口は377,400人となり、下水道普及率76.8%（住民基本台帳人口ベース）となっている。

【雨水事業】

公共下水道事業（雨水）としては、昭和47年、市川南・南八幡地区539haの整備に着手、以後、汚水事業にあわせて整備区域を拡大し、平成24年度より外環道路事業に合わせて、市川南排水区及び高谷・田尻排水区でポンプ場や雨水管渠の整備を行っている。

都市下水路事業としては、その区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路、中山都市下水路及び北方都市下水路の3都市下水路を整備しており、うち市川駅南都市下水路及び中山都市下水路については、現在は公共下水道に都市計画変更されている。令和3年度末における下水道事業による雨水整備面積は568ha、**全体計画面積に対する整備率は10.9%**となっている。



【下水道事業の財源について】

下水道は、都市施設として重要な役割を果たすものであり、その広域的な公共性、公益性からも国の補助金（管渠補助率 1/2）を受け整備が進められている。また、下水道（污水）整備により、整備区域においては、未整備区域に比べて生活環境が向上することから、直接的な受益のある、整備の完了した区域の住民に整備費用の一部を負担していただいている（受益者負担金制度）。

また、公共下水道（污水）の利用者は、利用者負担の原則に基づき、污水排除量に応じて下水道使用料を負担して頂くこととしており、下水道使用料は、主に下水道施設（処理場、管渠等）の維持管理費用に充当されている。

下水道事業会計の推移

(千円)

	収益的収支				資本的収支			
	収入		支出		収入		支出	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
平成 30 年度	8,436,424	8,224,113	8,287,968	8,046,461	7,045,077	5,584,912	9,242,032	7,792,335
令和元年度	8,769,763	8,439,880	8,445,821	7,849,478	8,052,310	7,181,948	10,354,179	8,810,154
令和 2 年度	8,900,432	9,004,536	8,685,716	8,324,845	8,170,423	6,740,718	10,049,284	8,458,631
令和 3 年度	8,756,323	8,749,002	8,510,156	8,291,197	8,705,360	7,993,659	11,324,844	10,585,405

※下水道事業は、平成 30 年度から公営企業会計に移行しました。

【今後の下水道整備について】

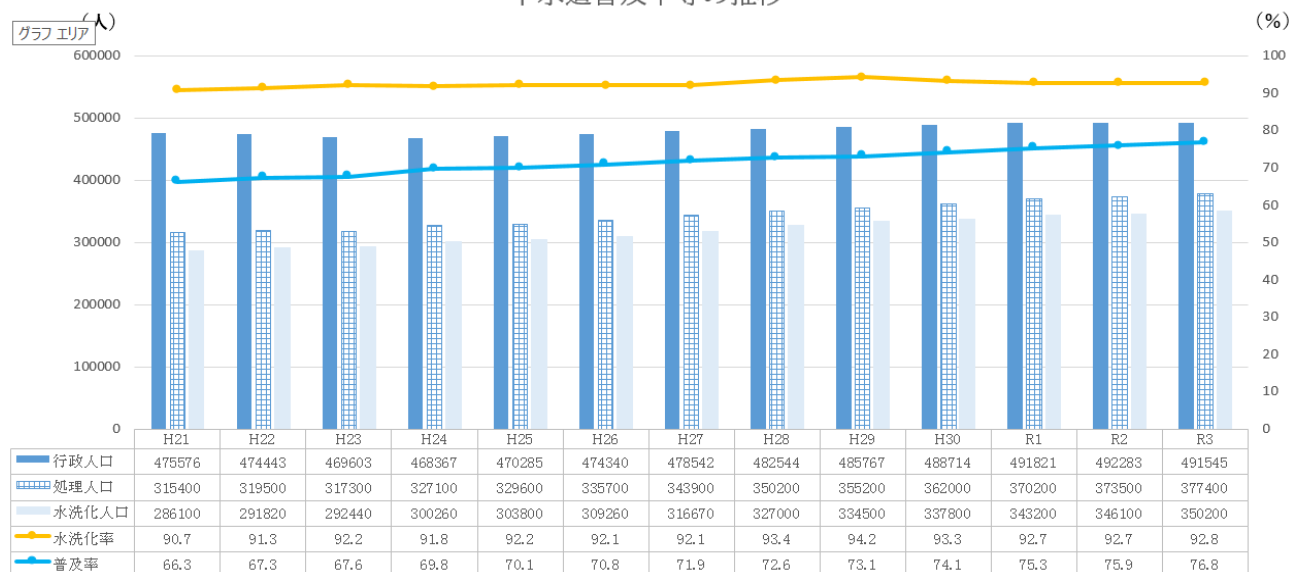
公共下水道整備汚水事業としては、千葉県江戸川左岸流域下水道市川幹線が平成 27 年 11 月に、松戸幹線が平成 28 年 9 月に供用を開始したことから、本市北東部及び北西部地域を中心に効率的な未普及対策を推進していく。

一方、公共下水道整備雨水事業（浸水対策）としては、整備優先区域と位置づけている市川南地区及び高谷・田尻地区において引き続き集中的に整備を進めていく。また、雨水浸水対策として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、土のうステーションの活用等による自助の取り組みへの支援も合わせて実施していく。

◆市川市の下水道事業年表

年 度		事 項
1960	昭和 35 年	公共下水道計画を作成
1961	36 年	真間、菅野地区 282ha（合流式単独公共下水道整備）着手
1967	42 年	市川駅南都市下水路事業 65ha（S43 年事業完了）
1972	47 年	菅野終末処理場完成処理開始 市川南、南八幡地区 539ha（流域関連公共下水道）着手 市川南排水区 539ha 雨水整備着手
1974	49 年	中山都市下水路事業 113ha（浸水解消目的）着手
1976	51 年	真間、菅野地区整備完了
1979	54 年	行徳地区 566ha（流域関連公共下水道）着手
1981	56 年	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場処理開始
1984	59 年	行徳駅前排水区 159ha 雨水整備着手 中山都市下水路事業完了 北方都市下水路事業 55ha 着手
1987	62 年	北方都市下水路事業完了
1990	平成 2 年	鬼高、田尻、本行徳地区 426ha（流域関連公共下水道）着手
1993	5 年	中江排水区 147ha 雨水整備着手
1995	7 年	北国分、国府台地区 209ha（流域関連公共下水道）着手
1997	9 年	中山、二俣地区 126ha（合流式単独公共下水道整備）着手
2003	15 年	大野・柏井、宮久保、北方地区 252ha（流域関連公共下水道）着手
2005	17 年	菅野処理区 合流式下水道改善事業着手
2008	20 年	高谷・田尻排水区 35ha 雨水整備着手
2013	25 年	曽谷、国分地区 96ha（流域関連公共下水道）着手
2014	26 年	下水道中期ビジョンに基づく事業の推進開始
2015	27 年	市川市污水適正処理構想を見直し、アクションプランを策定 市川市下水道総合地震対策計画を策定
2018	30 年	地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行
2020	令和元年	市川市下水道事業経営戦略を策定
2021	2 年	上下水道料金徴収一元化を開始

下水道普及率等の推移



※ H23 までは常住人口をベースとして数値を算出していたが、住民基本台帳法の改正に伴い H24 より住民基本台帳人口をベースとしている。



本市の住宅行政の基本的な方針として、平成26年度に住生活基本法に基づく「市川市住生活基本計画」を策定した。

市内の住宅総数は、平成30年住宅・土地総量調査によると約26万戸である。これに対して世帯数は約23万世帯であり、世帯数に対して住宅数は充足していると考えられる。これからは、既存住宅の良質化や住宅の適切な維持管理など、住宅及び住環境の向上を図ることが必要となるため、下記の施策を行っている。

また、近年、管理不全な空き家が増加しており、防災、衛生、景観など住生活の環境に影響を与えている。こうした事態を受け、平成27年5月26日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空き家の所有者等に対して助言・指導を行っている。

○住宅への支援

住宅ストックの良質化を推進するため、住宅リフォーム相談事業や住宅の性能を向上させる改修工事に対する補助事業を行なっている。

また、分譲マンションについては、マンション管理士の派遣を行うなど維持管理等に関する相談支援も行なっている。

・住宅リフォーム相談窓口

住まいの修繕や模様替えなどに関する市民からの相談に、「市川住宅リフォーム相談協議会」所属の増改築相談員・マンションリフォームマネージャーが応ずるものである。

◆相談状況

	開設回数	相談件数
平成29年度	22 回	21 件
平成30年度	23 回	19 件
令和元年度	23 回	26 件
令和2年度	14 回	18 件
令和3年度	20 回	26 件

・あんしん住宅助成制度

住宅の性能を向上させるための改修工事に要する費用の一部を助成することにより、安心して居住することができる住宅の普及を図ることを目的としている。対象となる改修工事は、バリアフリー、防災性の向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかに資する分野である（平成25年度開始）。

	助成件数
平成30年度	256 件
令和元年度	251 件
令和2年度	258 件
令和3年度	260 件

・マンション管理士派遣等

分譲マンションが適正に維持管理されることを支援するものとして、セミナーの開催及び無料のマンション管理士派遣を行うものである。

◆セミナー開催、管理士派遣状況

	開催回数	派遣件数
平成29年度	5 回	10 件
平成30年度	4 回	5 件
令和元年度	4 回	14 件
令和2年度	0 回	9 件
令和3年度	0 回	15 件



3-9. 宅地・建築

●宅 地

○都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法、市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、市街化区域内及び市街化調整区域内における開発行為の規制並びに市街化調整区域内の土地における建築等の制限を行っている。

都市計画法施行例の改正により、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害が多く発生していることを踏まえ、「市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例」の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）を行った。

◆申請受付状況

区 分	年 度	開 発 行 為	
		件 数	面 積 (㎡)
市街化区域	29 年度	42	169,286.30
	30 年度	55	153,075.34
	元年度	49	81,563.08
	02 年度	37	140,534.82
	03 年度	38	79,201.40
市街化調整区域	29 年度	18	28,600.37
	30 年度	23	32,017.31
	元年度	25	26,882.87
	02 年度	13	55,750.61
	03 年度	25	21,930.22

○「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」

1 目的及び効果

工業地域・準工業地域において、大型マンション等建築事業は急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることや工業地域・準工業地域は、居住するための公共施設等が他の住居系地域に比べて整っていないことから宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例を定め、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした条例を平成 16 年 1 月 1 日より施行した。

本市の自動車保有率等の実態を踏まえ、自動車駐車場整備基準の一部改正（平成 31 年 7 月 1 日施行）を行った。

2 条例の概要

- ① 大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談（土地所有者の同意書の添付）を行う。
- ② 市川市宅地開発調整会議を開催して、事業計画の調査・検討を行う。
- ③ 調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測されるときは、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④ 上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。
- ⑤ 大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

3 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

- ① 【大型マンション建築事業】
 - ・事業区域が 1 h a 以上又は計画人口 800 以上の事業
- ② 【中型マンション建築事業】
 - ・事業区域が 3,000 m²以上 1ha 未満で、計画人口 800 未満の事業
 - ・事業区域が 3,000 m²未満で、計画人口 250 以上 800 未満の事業
- ③ 【特定地域マンション建築事業】
 - ・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域（規則で定める、新井小学校を通学区域に指定されている区域）で、事業区域が 500 m²以上の事業

○宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成等に伴って起こるがけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するため「宅地造成工事規制区域」内で造成工事を行う場合に必要な規制を行うものであり、本市においては 3 地域がこの区域に指定されている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	件 数	面 積 (m ²)
宅地造成工事	29 年度	3	1,949.58
	30 年度	5	989.31
	元年度	5	1,219.4
	02 年度	2	1,772.66
	03 年度	4	2,532.38

○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、契約後 2 週間以内に買い主が土地の利用目的及び取引価格等を県に届け出るよう義務づけている(届け出窓口は市)。(国土利用計画法第 23 条第 1 項)

◆届出受理状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	市街化区域 (2,000 m ² 以上) 市街化調整区域 (5,000 m ² 以上)	29 年度	19
		30 年度	22
		元年度	18
		02 年度	40
		03 年度	44

○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地(届出の対象となる)を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などに買い取ってほしい場合に、市を経由して県に届出及び申出をする受付業務を行っている。

平成 24 年度からは、県から市への権限委譲に伴い市が届出及び申出の業務を行うこととなった。

◆届出・申出受付状況

	区 分	年 度	届出・申出件数
法定面積にかかる届出	- 土地有償譲渡届出 市街化区域 (5,000 m²以上) 都市計画施設の区域内等 (200 m²以上) - 土地買収希望申出 市内で都市計画施設の区域内等に 100 m²以上の土地を所有し、 市に買収を希望する方	29 年度	38
		30 年度	23
		元年度	21
		02 年度	30
		03 年度	37

※平成 18 年 9 月以降、市川市では市街化調整区域内の土地の届出は不要となった。

(申出は、市街化調整区域でも可能。)

●建築の指導

市川市は、昭和 46 年 4 月 1 日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲されて、建築基準法に基づく建築確認、許可、認定、指定、検査などを行っている。

また、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及びラブホテルの建築規制に関する条例の手続き、既存建築物の耐震改修指導、特殊建築物の防災指導などの業務を行っている。

平成 16 年度より建築物の耐震改修を促進し、地震による倒壊を防ぐため、耐震診断に要した費用の一部を助成する事業を行っている。平成 20 年度からは耐震改修促進の施策として、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成する事業を開始した。

平成 23 年度より交通の安全性の確保や防災性の向上を図るため、狭あい道路のセットバック部分を市に寄付する意向のある土地所有者に対し、分筆測量登記費用の助成を行っており、平成 25 年度からは、セットバック部分の道路整備や分筆測量を市で行う制度を追加した。

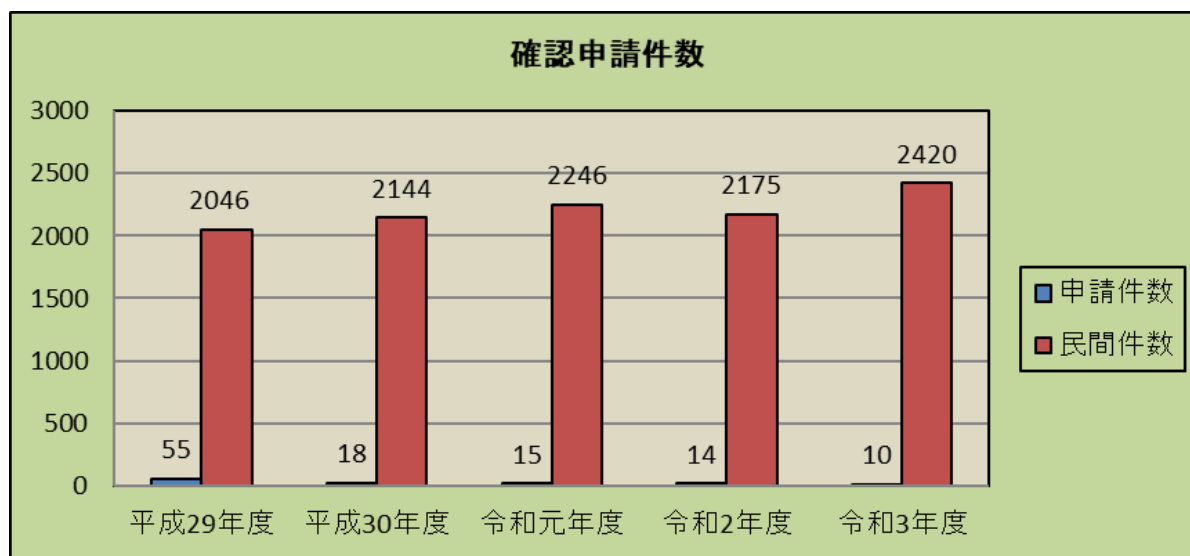
◆年度別市川市確認申請受付件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請件数	55 (19)	18 (11)	15 (23)	14 (15)	10 (13)

() は計画通知申請件数

◆年度別民間確認申請受付件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請件数	2,046	2,144	2,246	2,175	2,420



◆市川市検査件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
中間検査	2	0 (2)	0 (0)	3 (0)	2 (0)
完了検査	17 (19)	50 (8)	12 (5)	6 (33)	13 (9)

() は計画通知件数

◆民間検査件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
中間検査	514	558	552	486	535
完了検査	1,833	1,819	1,964	1,880	1978

◆許可・認定等申請件数（令和３年度）

許可・認定条項	第43条	第44条	第48条	第51条	第85条	県条例	その他	計
件数	95	0	2	1	20	1	0	119

◆道路位置指定取扱申請件数（令和３年度）

区 分	指定	廃止	変更	取消
件 数	0	0	1	0

◆違反建築物処理件数（令和３年度）

違反建築物 件数	是正勧告書 を出した件 数	法第9条による通知・命令を出した件数				是正された 件数 (是正工事 中含む)	指導中	告発件数
		1項 措置命令	2項1項 通知	7項 仮命令	10項 工事停止 命令			
20	0	0	0	0	0	6	14	0

◆防災査察件数（令和３年度）

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類	0	公会堂又は集会場	0
ホテル	0	地下街	0
病院等	0	その他	0
興行場等	0		
キャバレー等	0	合計	0

◆長期優良住宅申請件数 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成21年6月4日施行）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	393	393	492	454	531

※住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的とするもの。

◆建築物省エネ法申請件数 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成28年4月1日施行)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
性能向上計画認定(容積率特例)申請件数	1	1	0	4
基準適合認定(表示制度)申請件数	0	0	0	0
基準適合義務(適合性判定)件数	0	0	0	0
届出件数	147	154	124	98

※建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とするもの。

◆低炭素建築物申請件数 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年12月4日施行)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	22	10	46	68	181

※地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素発生量が多い都市の低炭素化を図ることを目的とするもので、建築物の新築・改築等や空気調和設備の設置等の計画について、認定するもの。

◆建築協定

名 称	協定区域面積	制限の概要	有効期間
八幡台住宅地区 建築協定	市川市宮久保 2丁目28-81他 12,369.87 m ²	○建築物は、一戸建専用住宅 及びその附属建物(物置、 自家用車庫)とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H20.12.2) 公告日 (H20.12.3) 公告日から廃止さ れるまで
市川南行徳住宅 地建築協定	市川市南行徳 4丁目4他 12,822.28 m ²	○敷地の分割を禁止する ○建築物は、一戸建住居専用 (2世帯住宅を含む)もし くは一戸建併用住宅とする (ただし共同住宅は除く) ○その他	認可日 (S56.9.12) 公告日 (S56.9.21) 公告日から廃止さ れるまで
ばらき苑住宅地 建築協定	市川市原木 4丁目1427-3他 17,108.95 m ²	○建築物は、一戸建ないし 2戸建の専用住宅及びその 附属建物(車庫、物置の類) とする ○原則として地階を除く階数は 2以下とする ○その他	認可日 (H20.4.22) 公告日 (H20.4.22) 公告日から廃止さ れるまで

◆狭あい道路対策事業に基づく補助金交付及び市測量委託件数

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金交付件数	3	5	5	6	4
市測量委託件数	5	6	4	0	1

※道路拡幅部分の寄附を受け、確実にセットバックさせることにより、一般の通行の問題解消ばかりでなく、緊急時や災害時において緊急車両の通行の支障がないよう、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

◆特定中高層建築物申請件数及び紛争調整件数

	申請件数	幹 旋	斡旋結果			調停	調停結果		
			和解	打切り	継続		和解	打切り	継続
29 年度	163	2	0	0	2	0	0	0	0
30 年度	153	0	0	0	2	0	0	0	0
元年度	175	2	0	4	0	0	0	0	0
02 年度	157	0	0	0	0	0	0	0	0
03 年度	145	0	0	0	0	0	0	0	0

※中高層建築物の建築計画に関し、近隣住民との間に紛争が生じた場合、良好な近隣関係を維持し、地域の健全な生活環境の維持及び向上を図るため、建築主と近隣住民との調整、あっせん等を行っている。

◆ラブホテルの建築規制に関する条例に基づく申請件数

年 度	29 年度	30 年度	元年度	02 年度	03 年度
申請件数	2	1	0	0	0

※ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全している。

◆千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等件数

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
届出件数	30	27	35	33	15
指導書交付件数	22	27	30	30	16
適合証交付件数	3	0	0	1	1

※高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することが出来る社会を構築するために、公益的施設の整備基準の策定、特定施設の新設又は改修に係る届出等を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とするもの。

◆耐震診断・改修助成事業に基づく補助金交付件数（危険コンクリートブロックは長さ(m)）

年 度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
木造住宅	耐震診断	16	13	11	13	16
	耐震改修	—	—	—	3	8
	補強設計	3	3	5	—	—
	補強工事	1	3	5	1	—
	リフォーム工事	1	3	5	1	—
マンション	耐震診断	1	1	0	0	0
	補強設計	0	1	0	1	0
	補強工事	0	1	0	0	1
危険コンクリートブロック	全部除却	116.8	859.1	811.5	212.8	423.5
	部分除却	—	—	356.3	138.4	117.3

※地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、市民が所有し、かつ居住する住宅の耐震診断、耐震改修及び補強に伴うリフォーム並びに危険コンクリートブロック塀除却などに要する費用の一部を助成し、耐震改修の促進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

●公共建築物の耐震対策

◆市有建築物耐震化整備プログラムの完了

市川市では平成 18 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正を受け、平成 9 年より行っている市有公共建築物の耐震補強工事を迅速かつ計画的に行うため、平成 20 年に「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を策定し、法に位置づけられた特定建築物の耐震化完了年度を前倒して平成 25 年度を整備完了年度と定めた。

対象建築物 278 棟（※ 1）及び、対象建築物以外の建築物 62 棟（※ 2）について、耐震補強工事が進捗したことから「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を完了している。

※ 1 対象建築物とは、「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」の対象建築物に定められた特定建築物をいう。

（校舎、体育館、保育園、公民館、生涯学習センター、市営住宅、終末処理場、消防署及び出張所等の建築物）

※ 2 対象建築物以外の建築物とは、特定建築物の規模要件以下のため対象建築物とはならないが、市の耐震改修計画に盛り込んでいる建築物をいう。

※ 詳しくは、市ホームページへ http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus05/taishin_keikaku.html

3-10. 環境・清掃

●環境の現況

○大気環境

(大気環境の状況)

大気汚染の発生源としては、主に工場・事業場などの固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源があり、主な大気汚染物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質等で、更にこれらの汚染物質が大気中で光化学反応を起こして生成される光化学オキシダントがあります。

令和2年度は一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局3局の計7局で測定し、光化学オキシダントを除く全ての項目において環境基準を達成しています。

◆令和元年度／令和2年度測定結果

測定局	No.	測定項目 (単位)	二酸化硫黄 (SO ₂) (ppm)		二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)		浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)		光化学オキシダント (Ox) (ppm)		一酸化炭素 (CO) (ppm)		微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	
		環境基準	0.04以下 (2%除外値による 長期的評価)		0.06以下 (98%値による 長期的評価)		0.10以下 (2%除外値による 長期的評価)		1時間値 0.06以下 (年間最高値に よる長期的評価)		10以下 (2%除外値による 長期的評価)		※上段 98%値35以下 中段 年平均値15以下 下段 評価	
		年度	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
一般環境大気測定局	1	本八幡局 (八幡小)	0.003 ○	0.002 ○	0.032 ○	0.037 ○	0.037 ○	0.038 ○	0.132 ×	0.114 ×	—	—	21.9 (○) 8.7 (○) ○	22.5 (○) 8.7 (○) ○
	2	二俣局 (二俣小)	—	—	0.037 ○	0.043 ○	0.039 ○	0.034 ○	—	—	—	—	—	—
	3	行徳駅前局 (行徳駅前公園)	0.003 ○	0.002 ○	0.034 ○	0.038 ○	0.037 ○	0.033 ○	0.147 ×	0.122 ×	—	—	—	—
	4	大野局 (大柏小)	0.002 ○	0.002 ○	0.028 ○	0.033 ○	0.038 ○	0.036 ○	0.126 ×	0.115 ×	—	—	24.6 (○) 10.3 (○) ○	24.8 (○) 10.4 (○) ○
自動車排出ガス測定局	5	市川局 (市川にども館)	—	—	0.034 ○	0.041 ○	0.037 ○	0.034 ○	—	—	0.6 ○	0.6 ○	—	—
	6	行徳局 (第七中)	—	—	0.035 ○	0.040 ○	0.035 ○	0.035 ○	—	—	0.6 ○	0.6 ○	20.5 (○) 8.3 (○) ○	20.8 (○) 7.8 (○) ○
	7	稲荷木局 (稲荷木2丁目公園)	—	—	0.035 ○	0.039 ○	0.047 ○	0.038 ○	—	—	0.5 ○	0.6 ○	24.4 (○) 10.5 (○) ○	25.5 (○) 10.4 (○) ○
環境基準 適合状況		一般局	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	—	—	100%	100%
		自排局	—	—	100%	100%	100%	100%	—	—	100%	100%	100%	100%
		全 体	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	100%	100%	100%
県目標値 (0.04ppm)					100%	71.4%								

備考

①光化学オキシダントの測定値は、昼間の1時間値の最高値。

②表中の○×は、環境基準の長期的評価による達成状況を表す (PM2.5 以外)。PM2.5 の環境基準達成状況は、上段カッコ内は短期基準との評価、中段カッコ内は長期基準との評価による達成状況を表し、下段は短期基準と長期基準の両方の評価による環境基準の達成状況を表す。

※PM2.5 の環境基準には長期基準 (年平均値が 15 μg/m³ 以下) と短期基準 (1 日平均値が 35 μg/m³ 以下) があり、両者の基準を満たした場合に環境基準達成となる。

○水環境

(河川・海域の水質状況)

令和2年度は、河川等9地点・海域7地点で調査した結果、河川の環境基準点におけるBOD(75%値)は、根本水門(真間川)、三戸前橋(真間川)、須和田橋(国分川)、国分川合流前(春木川)の4地点全てで環境基準E類型を満たしていました。

(※環境基準点とは、類型指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点である。
また、補助地点とは環境基準点以外で、補助的に水質の常時監視を行っている地点をいう。)

海域については、市独自の調査のため参考値ですが、COD(75%値)は、沿岸部(C類型)3地点、沖合部(B類型)4地点全てで環境基準を満たしていました。

富栄養化の指標でもある全窒素(平均値)は沿岸部3地点及び沖合部4地点の全てで環境基準を満たしていましたが、全りん(平均値)は沿岸部3地点及び沖合部3地点で環境基準を超えていました。

全シアン、カドミウム、水銀などの健康項目27項目については、河川5地点(環境基準点、補助地点)で環境基準を満たしていました。

◆令和2年度/令和元年度 河川の水質状況(BOD)

(単位 mg/l)

NO	河川名	調査地点	類型	環境基準	令和2年度				元年度 平均値
					検体数	基準 適否	75% 値	平均 値	
1	真間川	根本水門	E	10	24	○	2.1	1.5	2.0
2		三戸前橋	E	10	24	○	2.8	2.9	3.4
3	国分川	稲越地先	E	10	4	—	—	6.1	5.7
4		須和田橋	E	10	24	○	7.6	6.7	6.2
5	春木川	国分川合流前	E	10	24	○	10	10	7.6
6	大柏川	浅間橋	—	—	24	—	—	5.5	6.2
7		霊園前	—	—	4	—	—	5.5	7.4
8	高谷川	高谷3-8地先	—	—	4	—	—	2.9	3.5
9	大柏川水路	大野町4-2432地先 (旧市川北高横)	—	—	4	—	—	1.8	2.4

1, 2, 4, 5は環境基準点。6は環境基準補助点。

◆令和2年度/令和元年度 海域の水質状況

(単位 mg/ℓ)

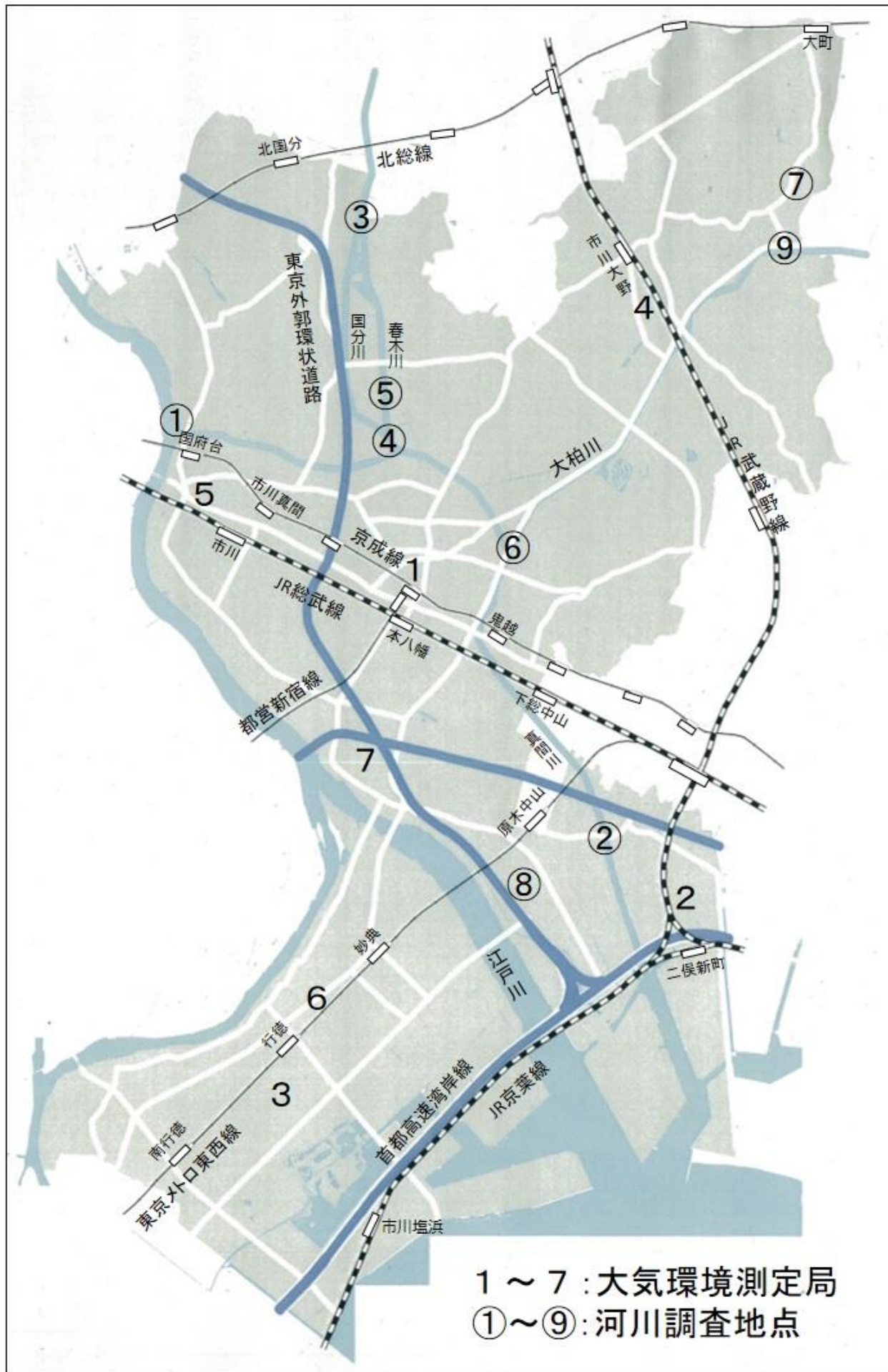
No	地 点	C O D						類 型	全 窒 素			全 り ん				
		類 型	環 境 基 準	令和2年度			元値		環 境 基 準	令和2年度		元値	環 境 基 準	令和2年度		元値
				基 準 適 否	75 % 値	平 均 値	平 均 値			基 準 適 否	平 均 値	平 均 値		基 準 適 否	平 均 値	平 均 値
1	塩浜3丁目地先	C	8	○	1.9	1.9	3.5	東 京 湾 IV	1	○	0.95	0.72	0.09	×	0.11	0.11
2	塩浜1丁目地先			○	2.1	2.1	3.0			○	0.91	0.59		×	0.10	0.079
3	日新製鋼地先			○	2.2	2.2	3.9			○	0.89	0.95		×	0.10	0.13
6	南行徳漁協 半ベタ流し漁場	B	3	○	2.1	2.1	4.0			○	0.96	0.62		×	0.10	0.079
7	船橋市漁協 半ベタ流し漁場			○	2.2	2.2	4.3			○	0.82	0.50		×	0.098	0.066
8	行徳漁協 ベタ流し漁場			○	2.4	2.4	3.8			○	0.75	0.59		○	0.087	0.074
9	船橋市漁協 ベタ流し漁場			○	2.3	2.3	5.0			○	0.69	0.56		×	0.094	0.070

※No. 4、No. 5は欠番

備考 公共用水域(河川、海域)における環境基準の評価について

BOD(河川)、COD(海域)の環境基準の適否は、年間測定日数(n回)の測定値を小さなものから並べ、 $n \times 0.75$ 番目(整数でないときは小数点以下切り上げ)の数値(75%値)が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価する。他の項目(全窒素、全りん、健康項目等)については、年平均値により評価する。

大気環境測定局・河川調査地点



○道路の騒音・振動

令和2年度は、主要道路6路線8地点で実施し、自動車騒音は昼間54～71デシベル、夜間53～67デシベルでした。

振動レベルは昼間31～47デシベル、夜間29～41デシベルでした。

◆令和2年度道路騒音・振動測定結果

No	道路名	調査地点	測定年月日	騒音 (dB)				振動 (dB)			
				L eq				L 10			
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度	夜間	要請限度
1	一般国道 14 号	市川 2 丁目	R2. 11. 25	69	70	67	65	38	70	35	65
2	一般国道 298 号	国分 1 丁目	R2. 11. 30	54	70	53	65	31	65	29	60
3	市川浦安線	稲荷木 1 丁目	R2. 11. 25	67	70	65	65	42	65	38	60
4	市川浦安線	相之川 2 丁目	R2. 12. 1	71	70	67	65	47	65	41	60
5	市川浦安線	新井 2 丁目	R2. 12. 1	69	70	63	65	44	65	38	60
6	船橋松戸線	柏井町 3 丁目	R2. 11. 25	66	70	60	65	44	65	34	60
7	高塚新田市川線	国分 1 丁目	R2. 11. 25	65	70	60	65	43	65	36	60
8	市道 0101 号	南行徳 2 丁目	R2. 11. 30	68	70	66	65	41	65	35	60

※1 時間帯 騒音：昼間6時～22時、夜間22時～翌日6時

振動：昼間8時～19時、夜間19時～翌日8時

※2 国分1丁目、南行徳2丁目は3日間測定(要請限度測定)を行っています。

測定年月日は、3日間測定の初日を表します。

●地球温暖化問題への取り組み

○概要

近年、台風の大規模化や夏場の気温上昇といった、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響は私たちの生活の様々な所で表れており、地球温暖化問題への対応は世界共通の喫緊の課題となっています。

地球環境化問題へ対応するためには、二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気温の上昇や生態系の変化といった環境への影響に対して備えを講じる必要があります。

このような中で、本市は『環境に責任をもつまち』として、令和3年3月に地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素排出量の実質ゼロを長期目標に掲げた、第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

今後はこの計画に基づき、脱炭素社会の構築に向けて、地球温暖化への取り組みを推進していきます。

○市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるものです。

本計画は、市川市環境基本計画に定める「地球温暖化の防止」及び、「地球温暖化への備え」に関する施策を推進していくための実行計画としても位置づけられています。

◆市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本理念

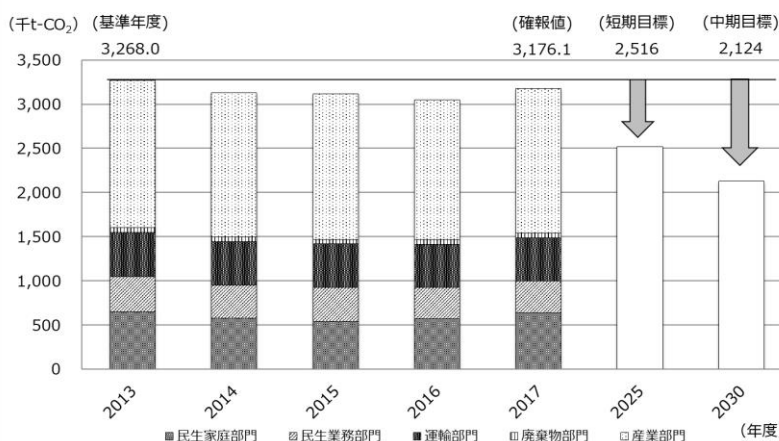
項番	基本理念	内容
1	資源・エネルギーを賢く使うとともに、再生可能エネルギーへの転換を進める	資源エネルギーの効率的な利用を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいきます。
2	脱炭素化に向けたまちづくりを進める	ごみの排出量削減、次世代自動車や公共交通機関の利用、まちの緑化などを推進することにより脱炭素なまちづくりに取り組んでいきます。
3	みんなが地球温暖化問題を共有し、環境に配慮して行動する	市民・事業者・市が地球温暖化の進行による深刻な影響や危機感を共有し、協働により、環境に配慮した行動を実行する環境づくりを進めます。
4	気候変動による影響に備える	気候変動に対して日頃から情報収集を行うとともに、変化に対する備えや対策を推進することによって、気候変動によってもたらされる影響の軽減を図っていきます。

削減目標

- ・ 短期目標（2025 年度）：
23%削減
- ・ 中期目標（2030 年度）：
35%削減
- ・ 長期目標（2050 年度）：
100%削減

※基準年度 2013（平成 25）
年度比

市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移



○市川市スマートハウス関連設備設置助成事業

（住宅用太陽光発電設備）

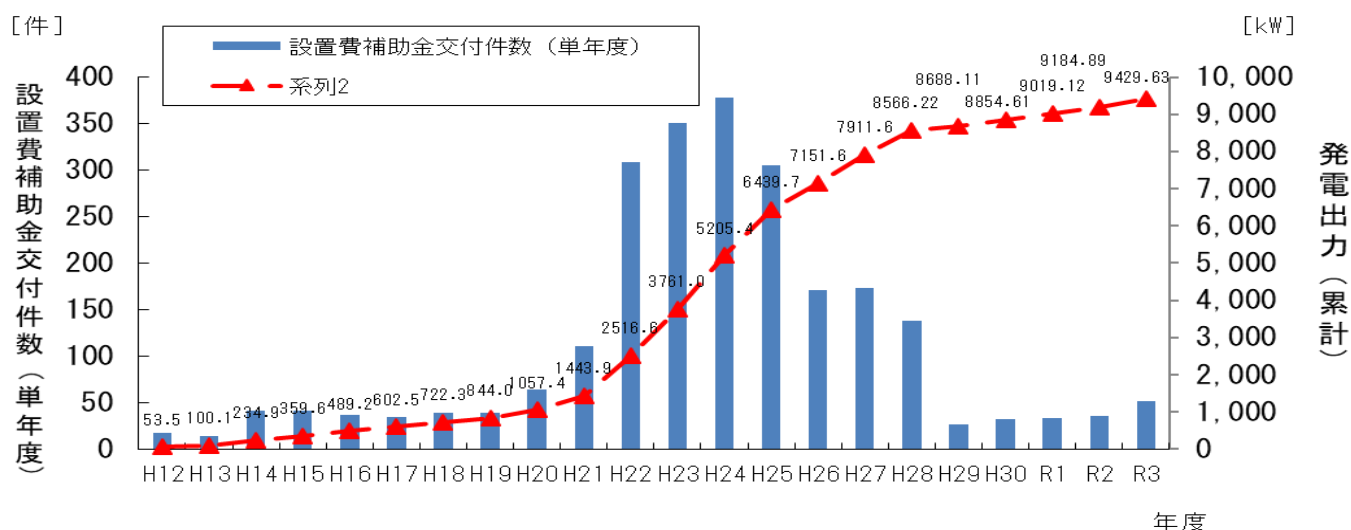
枯渇性資源である化石燃料の使用量削減と地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギーの有効利用の普及促進を目的に、平成 12 年度から市内の住宅用太陽光発電設備設置者を対象に補助金を交付している。令和 3 年度の補助金額は、2 万円/ kW（上限 9 万円）。令和 3 年度累計設置費補助金交付件数は 2,440 件、発電出力値は 9429.63kW となっている。

◆住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実績の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
設置費補助金交付件数	26	32	33	36	51
発電出力値 (kW)	121.89	166.50	164.51	165.77	244.74

※平成 28 年度より、申請時の出力値を少数点以下 2 桁とした

設置費補助金交付件数及び発電出力値の推移



（住宅用省エネルギー設備）

地球温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、省エネルギー設備を備えた「省エネ住宅」の普及促進を目的に、平成 25 年度から市内の住宅用省エネ設備設置者を対象に補助金を交付している（補助対象設備の種類、設備毎の補助金額及び設置費補助金交付件数は下表参照）。

なお、平成 29 年度からはエネルギー管理システム（HEMS）及び電気自動車充電設備は補助対象外となった。

また、令和 3 年度から定置用リチウムイオン蓄電システムの補助を受ける場合は、太陽光発電設備が設置されていることが要件となった。

設備の種類	令和 3 年度 補助金額	令和 3 年度 設置費補助金交付件数
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 5 万円	13 件
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	上限 10 万円	102 件
太陽熱利用システム（強制循環型のみ）	上限 5 万円	1 件

○第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編（暫定版）＞

市の施設から排出される温室効果ガスの抑制措置に関する計画として、「第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編（暫定版）＞」を策定し、平成 28 年度までに平成 23 年度を基準として 4.0%以上削減することを目指して取り組んできた。しかし、新庁舎開庁にあたっての仮設庁舎への一時移転等により温室効果ガス排出量の推移の比較検討が難しいこと、また新庁舎の運用開始までエネルギー使用量の詳細動向が見通せないことから、計画期間を令和 2 年度まで延長したものである。

なお、削減目標については、本計画の取り組み自体を継続することで、市の事務事業全体からの温室効果ガス排出量を平成 23 年度比で 8.0%以上削減するものとして、引き続き地球温暖化対策の推進を図った。

令和元年度の排出量は、基準年度比で 8.9%の削減であったが、令和 2 年度の排出量は、基準年度比で 1.6%の削減に留まった。これは新型コロナウイルス感染対策として不要不急の外出自粛が求められ、自宅で過ごす人が増えたことから、事業系であるごみの焼却処理量が大幅に増加したことによるものと考えられる。

なお、令和 4 年 2 月に「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、基準年度を平成 25 年度として短期目標（令和 7 年度で 27.2%減）、中期目標（令和 12 年度で 50%減）に向けて、引き続き地球温暖化対策の推進を図っている。

◆「第二次市川市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編（暫定版）＞」取組結果

（二酸化炭素換算 単位：t-CO₂）

項目		23 年度 (基準年度)	令和 2 年度	増減率 (%) (基準年度比)
事務系	電気	18,660.5	14,984.1	△19.7
	都市ガス	5,803.3	5,218.8	△10.1
	L P G	130.4	60.9	△53.3
	重油	413.8	253.9	△38.6
	灯油	1,870.0	657.5	△64.8
	自動車用燃料 (ガソリン) (軽油) (C N G)	916.6	697.2	△23.9
	可燃ごみ	29.0	13.4	△53.7
	小計	27,823.7	21,885.8	△21.3
事業系	廃プラスチック類の焼却	47,233.2	51,604.3	9.3
	合成繊維の焼却	7,960.9	8,346.5	4.8
	廃棄物の焼却	2,131.9	2,252.1	5.6
	し尿処理	669.6	377.9	△43.6
	下水処理	236.5	252.8	6.9
	小計	58,232.0	62,833.6	7.9
合計		86,055.7	84,719.4	△1.6

○地球温暖化対策

(公共施設への再生可能エネルギー等の導入)

地球温暖化対策の推進の普及を図るため、平成 12 年度より、太陽光発電システムや風力発電システムの再生可能エネルギー設備を公共施設に設置している。

特に学校においては、子ども達に地球環境問題への関心を高める等の効果もあることから、平成 12 年度以降順次整備を進め、現在、20 の小中学校に設置している

設置した学校では、同システムを活用し、地球温暖化の状況や省エネルギー、再生可能エネルギーの必要性等についての環境学習を実施してきた。また、発電した電気は、教室の照明等、電源供給として活用している。

学校を除く公共施設には、平成 14 年度以降整備を進め、令和 2 年度は、市役所第 1 庁舎やあいねすとに太陽光発電システムを導入するなど、令和 2 年度末時点で 13 施設に設置している。



中山小学校の太陽光発電設備



妙典中学校の太陽光発電

(市川市環境活動推進員制度)

この制度は、地球温暖化対策及び生活排水対策に取り組む「エコライフ活動」を実践する市民を増やし、市川市全体としての温暖化防止（温室効果ガスの排出抑制）、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の軽減を図るために設置されたものである。

この制度のもと、「市川市環境活動推進員」は、地球温暖化問題及び公共用水域の水質の汚濁問題に対して、少しでも多くの人に問題解決に向けた実践活動をしてもらうために、日常生活の中で一人ひとりが自然にエコライフに取り組めるようプランニングする役目を担い、エコライフ活動を実践する人材を育成することを目的として活動するものである。

その際、啓発や取り組み手法の検討などを推進員と市が協働で行っている。具体的には、30 名の環境活動推進員が市内の自治会等の集会、保育園、小学校や地域のイベントなどの機会を通じ、参加者が自然にエコライフに取り組めるように、マイエコバッグ作りやアクリルたわし作りなどの事例を紹介し、実践を呼びかけている。

令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響で活動を休止した。

●生物多様性いちかわ戦略

○生物多様性と「生物多様性いちかわ戦略」

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルの多様性があり、地球規模の問題から、わたしたちの日常生活にまで関連していると考えられています。生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から進めていくため、平成26年3月に生物多様性基本法に基づいて「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

○生物多様性いちかわ戦略の概要

- ◆基本理念 都市化が進展した市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「人と自然と文化」など、様々なつながりの形成を進めていくことを基本理念としている。
- ◆基本戦略
 - ①生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）
 - ②豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）
 - ③様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）
 - ④生物多様性の持続可能な利用（人と自然と文化をつなげる）
- ◆計画期間 策定から2050年まで
(短期目標:2020年、中期目標:2025年、長期目標:2050年)
- ◆行動計画 基本戦略ごとに具体的な行動計画を定めるとともに、短期目標である2020年に向けて実施していく施策を列挙した。
- ◆戦略の推進 市、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の役割と協働による推進体制を記載。

○生物多様性いちかわ戦略の推進状況

◆庁内の推進体制

平成26年9月に関連27部署による「生物多様性いちかわ戦略推進会議」を立ち上げ、関連施策の進行管理等を実施している。

◆様々な主体との協働による取り組み

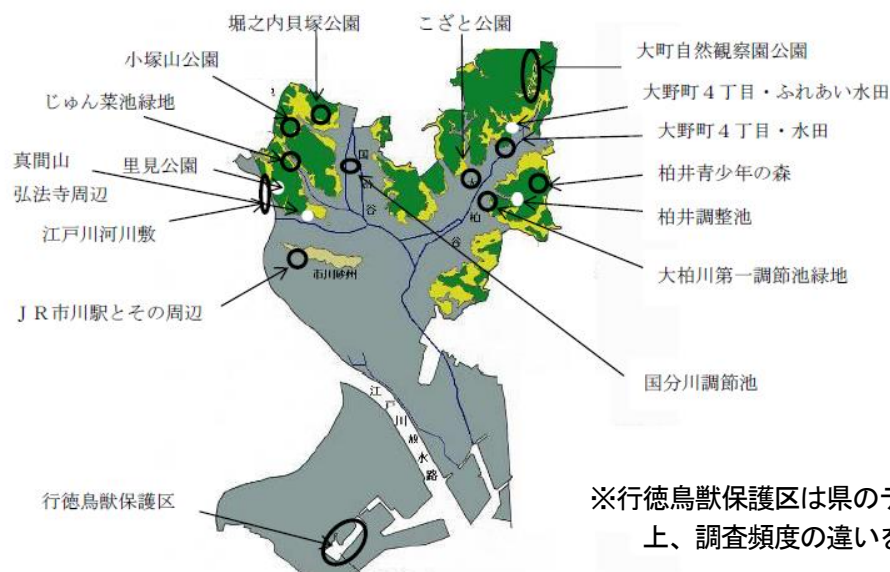
里山の保全活動を担う緑のボランティアの活動を支援するとともに、市民や事業者を対象とした「生物多様性セミナー」を開催し、活動主体の拡充を図っている。

◆生物多様性モニタリング調査

自然環境政策専門員を活用した専門的調査（鳥類ラインセンサス調査）と市の地図情報システムいち案内による市民参加型の「いちかわ生きものマップ」調査を実施し、市内の生物多様性の状況把握に努めている。

○令和3年度鳥類ラインセンサス調査状況（令和3年3月～令和4年2月）

◆調査地点



◆調査結果

※3年度分は行徳鳥獣保護区のデータは含んでいない

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
H29	572 羽	121 羽	106 羽	1 羽	55 羽	24 羽
H30	707 羽	81 羽	148 羽	1 羽	40 羽	12 羽
R元	1,091 羽	143 羽	150 羽	5 羽	47 羽	11 羽
R2	1,355 羽	139 羽	153 羽	3 羽	56 羽	14 羽
R3	1,094 羽	130 羽	156 羽	2 羽	46 羽	4 羽

○令和3年度いちかわ生きものマップ投稿・閲覧数（令和3年3月～令和4年2月）

◆調査内容

市民調査員から指標となる 29 種の動植物の発見情報の投稿を受けるとともに、市のHP上で公開するもの。自然のサイクルに合わせて春（3月～5月）、夏（6月～8月）、秋（9月～11月）、冬（12月～2月）の季節ごとにマップを作成している。

◆調査結果

節	春	夏	秋	冬	計
投稿数	114 件	115 件	200 件	87 件	516 件
閲覧数	1,067 件	1,148 件	915 件	628 件	3,758 件

●循環型社会の構築

廃棄物行政には生活環境の保全や公衆衛生の向上という従来からの目的に加えて、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進することにより、低炭素型社会・自然共生型社会と統合的に持続可能な社会の形成を目指していくことが求められている。

本市においては、廃棄物処理法の規定に基づき、市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」を定めて、市民・事業者・市の協働による「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを進めている。

○ごみ総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は、近年減少傾向にあったが、令和元年度以降は増加した。前年度比では、総排出量の約 7 割を占める収集量は 5.4%増加したが、持込量は 7.4%減少した。

なお、集団資源回収量については前年度から 2.9%減少したが、資源物の収集量と合わせた資源物の回収量は増加した。

◆ごみ総排出量の推移（単位：t）

年 度			H28	H29	H30	R1	R2	R1 → R2 増減比較	
処理人口			486, 017	489, 696	492, 752	495, 592	497, 565	1, 973	0. 4%
処理世帯			233, 002	236, 824	240, 224	243, 880	246, 860	2, 980	1. 2%
世帯当たり人数			2. 09	2. 07	2. 05	2. 03	2. 02	▲ 0	▲ 0. 8%
年間ごみ排出量 t／年	収 集 量	燃やすごみ	77, 056	74, 889	74, 854	75, 484	78, 190	2, 706	3. 6%
		燃やさないごみ	3, 421	2, 842	2, 968	3, 169	3, 752	583	18. 4%
		大型ごみ	1, 714	1, 652	1, 671	1, 915	2, 098	183	9. 6%
		有害ごみ	24	51	73	110	68	▲ 42	▲ 38. 2%
		資源物	17, 988	17, 926	17, 928	18, 729	20, 623	1, 894	10. 1%
		小型家電	1	2	5	5	7	2	40. 0%
		小 計	100, 204	97, 362	97, 499	99, 412	104, 738	5, 326	5. 4%
	持 込 量	燃やすごみ	32, 902	33, 520	33, 039	33, 799	30, 712	▲ 3, 087	▲ 9. 1%
		燃やさないごみ	665	784	782	785	836	51	6. 5%
		大型ごみ	1, 607	1, 613	1, 611	1, 728	2, 065	337	19. 5%
		資源物	0	0	0	0	0	—	—
		小型家電	0	0	0	0	0	—	—
		小 計	35, 174	35, 917	35, 432	36, 312	33, 613	▲ 2, 699	▲ 7. 4%
	収 集 量＋持 込 量	燃やすごみ	109, 958	108, 409	107, 893	109, 283	108, 902	▲ 381	▲ 0. 3%
		燃やさないごみ	4, 086	3, 626	3, 750	3, 954	4, 588	634	16. 0%
		大型ごみ	3, 321	3, 265	3, 282	3, 643	4, 163	520	14. 3%
		有害ごみ	24	51	73	110	68	▲ 42	▲ 38. 2%
		資源物	17, 988	17, 926	17, 928	18, 729	20, 623	1, 894	10. 1%
		小型家電	1	2	5	5	7	2	40. 0%
		合 計	135, 378	133, 279	132, 931	135, 274	138, 351	2, 627	1. 9%
	集団資源回収量		4, 414	4, 322	4, 229	4, 067	3, 949	▲ 118	▲ 2. 9%
	総排出量 (収集量＋持込量 ＋集団資源回収量)		139, 792	137, 601	137, 160	139, 791	142, 300	2, 509	1. 8%
割 合	収集量		71. 7%	70. 8%	71. 1%	71. 1%	73. 6%	—	—
	持込量		25. 2%	26. 1%	25. 8%	26. 0%	23. 6%	—	—
	集団資源回収量		3. 1%	3. 1%	3. 1%	2. 9%	2. 8%	—	—

※処理人口・世帯数は、各年度の 10 月 1 日現在の値

○市民 1 人 1 日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民 1 人 1 日当たりの排出量について、平成 14 年度の 12 分別収集以降、減少傾向にあり、平成 26 年度以降は比較的大きく減少していたが、令和 2 年度は前年度と比較して 1.7% の増加となった。さらなるごみの減量を進めるためには、広報啓発の強化や新たな施策の導入が必要と考えられる。

◆市民 1 人 1 日当たりの排出量（単位：g）

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R1 → R2 増減比較	
収集量	565	545	542	548	577	29	5.3%
収集量＋持込量	763	746	739	748	762	14	1.9%
集団資源回収量	25	24	24	22	22	0	0.0%
総排出量（収集量＋持込量＋集団資源回収量）	788	770	763	771	784	13	1.7%

○ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した焼却灰、破碎残渣の埋立量は、前年度と比較して 1.8% の増加となった。

◆最終処分量の推移（単位：t）

年 度		H28	H29	H30	R1	R2	R1 → R2 増減比較	
埋立量	焼却灰	13,165	13,000	12,543	12,668	12,790	122	1.0%
	破碎残渣	1,567	1,483	1,655	1,759	1,898	139	7.9%
	計	14,732	14,483	14,198	14,427	14,688	261	1.8%
(参考)	灰転換率	12.0%	11.9%	11.4%	11.7%	11.5%	▲0.2%	▲1.7%
	最終処分率	10.5%	10.5%	10.4%	10.3%	10.3%	0.0%	0.0%
	反応生成物量	2,314	2,213	2,135	1,975	2,211	236	11.9%

※灰転換率：焼却量に対する焼却灰の発生割合

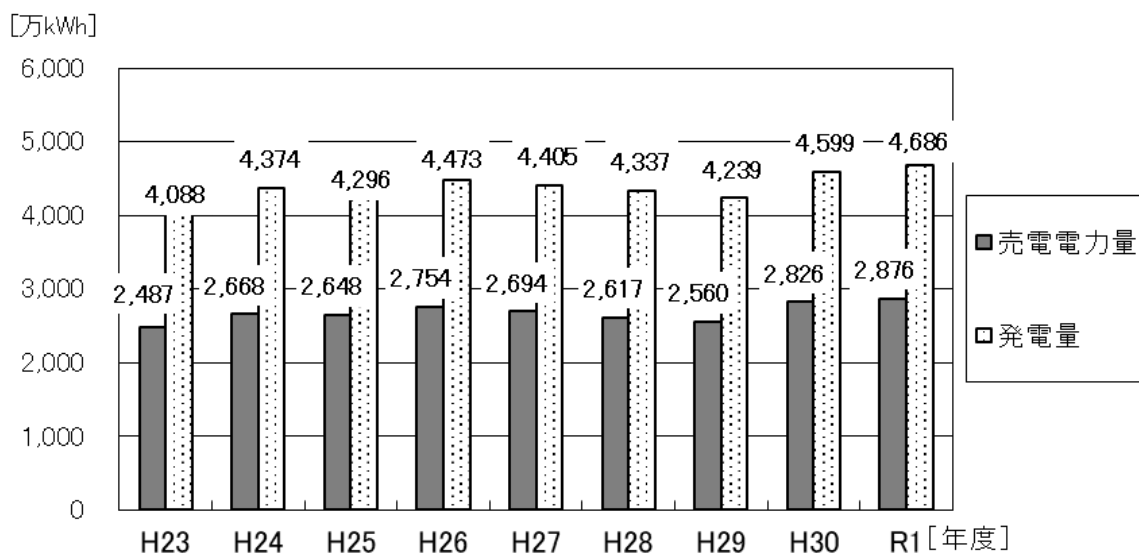
※最終処分率：総排出量に対する埋立量の割合

（計算に用いる総排出量及び埋立量に、他市の一般廃棄物は含まれていない。）

※焼却灰埋立量に、県内他自治体の災害廃棄物分は含めていない。

○熱回収・余熱利用

クリーンセンターでは、ごみ焼却によって発生する熱を回収し、クリーンセンターと余熱利用施設の冷暖房、給湯に利用しているほか、その熱を利用した発電をしている。発電により得られた電力は施設の動力源や余熱利用施設で利用し、余剰電力を売電している。



○事業系一般廃棄物対策

本市において事業者が事業系一般廃棄物を適正に処理するためには、自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、あるいは市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければならないが、家庭用ごみ集積所に排出するケースが散見されるため、個別訪問・文書等による指導を実施し、適正処理への移行を促している。

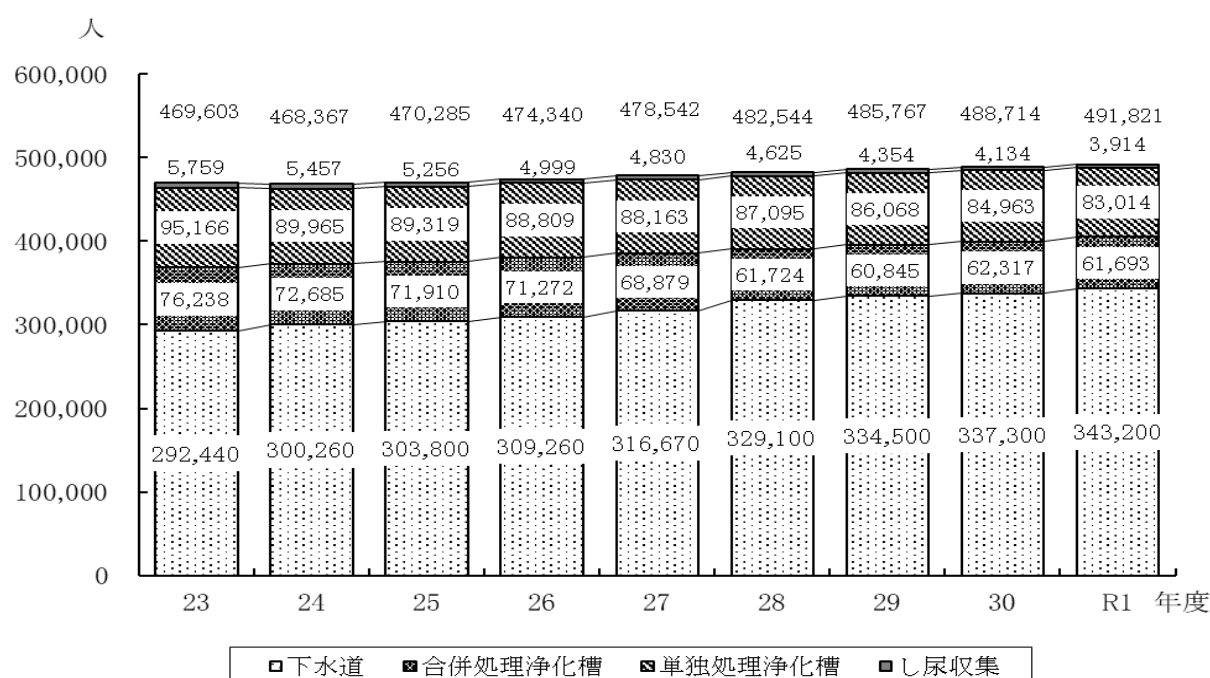
このほか、事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場の設置・使用等に関する事前協議や事業用大規模建築物における廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する助言・指導・立入り検査等を実施している。

○生活排水処理

生活排水処理のうち、し尿処理の方法については①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別される。

下水道整備には膨大な経費と長い年月がかかるため、下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われている。

◆処理形態別人口の推移

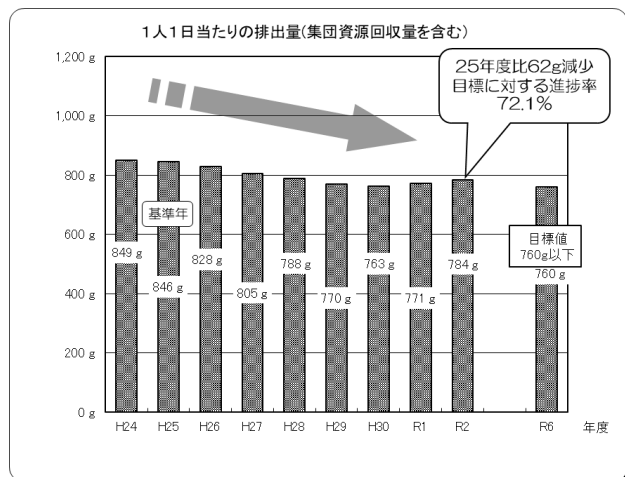


○じゅんかんプラン21の達成状況

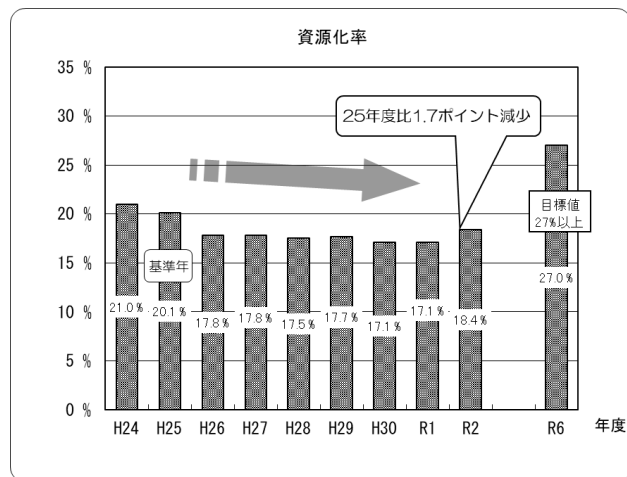
	基準年 (H25 年度)	R2 年度	目標 (R6 年度)	推移
1人1日当たりの排出量の削減	846g/人日	784g/人日	760g/人日 以下	図1
資源化率の向上	20.1%	18.4%	27%以上	図2
焼却処理量の削減	118,215t	0.5%減 (117,670t)	96,000t 以下	図3
最終処分量の削減	12,199t	20.4%増 (14,688t)	7,200t 以下	図4
生活排水処理率	81.4% 基準年：H29 年度	82.8%	H29 年度比 10%以上向上 ※	図5

※生活排水処理率については、R10 年度における目標。

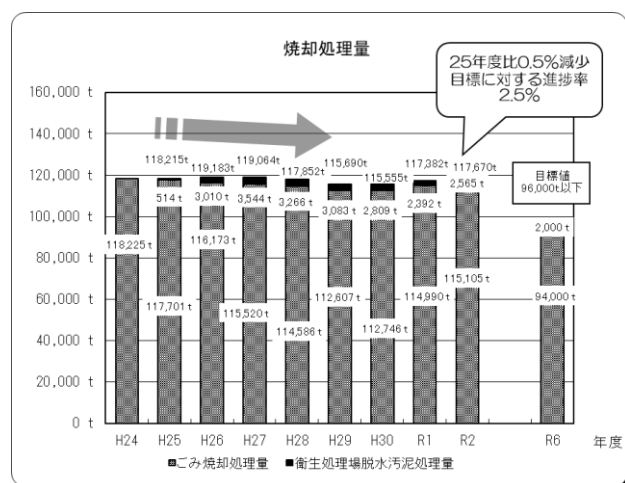
図 1



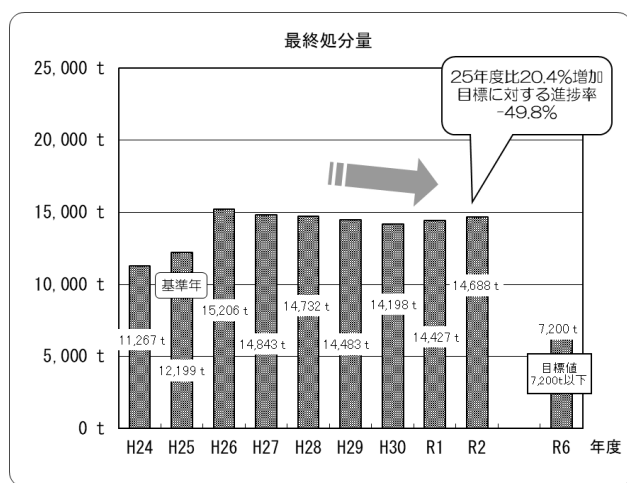
◆図 2



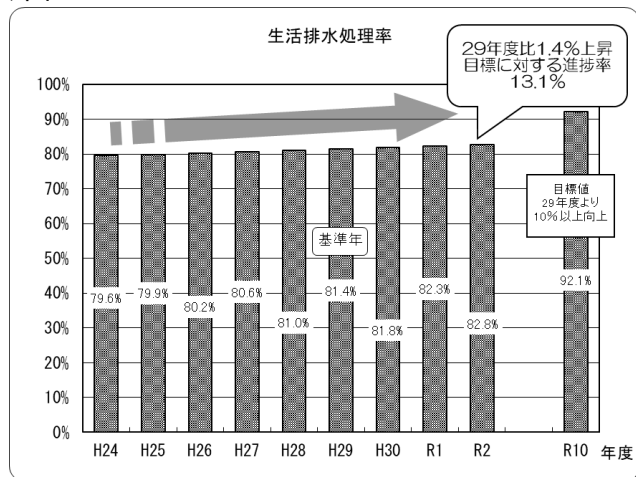
◆図 3



◆図 4

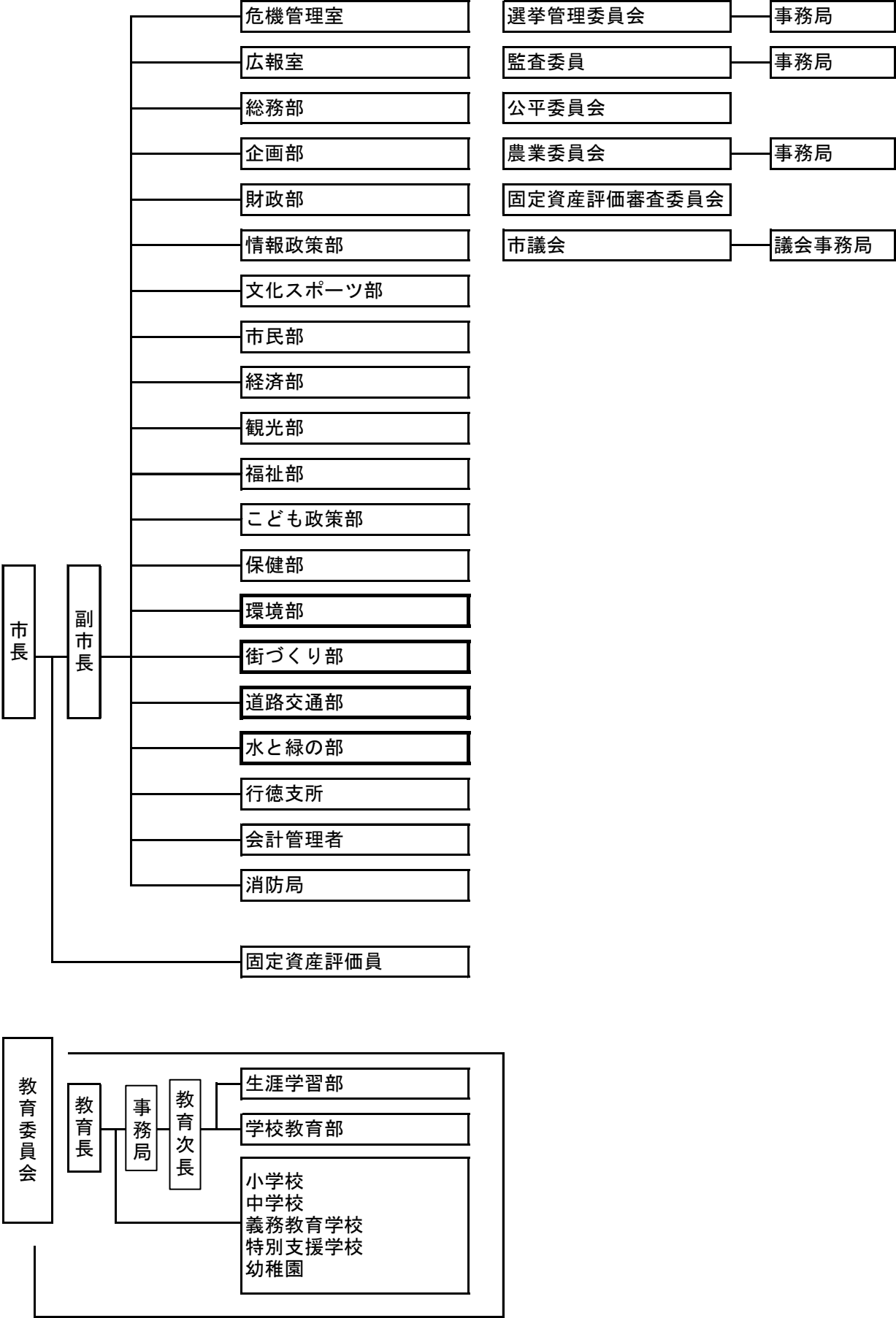


◆図 5



参考. 1 組織

● 市川市の組織



● 都市基盤関連部の組織図

(令和4年4月1日現在)



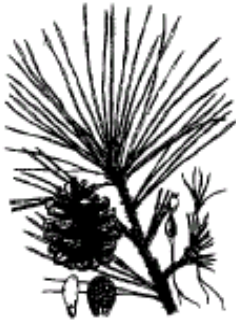
街づくり部(5課1担当室)	107人
道路交通部(4課)	112人
水と緑の部(5課)	148人
環境部(6課)	154人

都市基盤関連部 合計	521人
------------	------

市川市定数条例上の職員数 3,049人

市川市の木・花・鳥・昆虫

市の木／クロマツ
(昭和45.12.3指定)



市民の花／バラ
(昭和50.7.21決定)



市民の鳥／ウグイス
(昭和51.10.21決定)



市民の昆虫／スズムシ
(昭和51.10.21決定)



(データに関する主な引用元)

- 1 市川市統計年鑑
- 2 市政概要
- 3 市政ガイドブック
- 4 I & Iプラン21

データにみる市川市の都市基盤(概要)2022
令和4年6月発行

編集／発行
市川市街づくり部 街づくり計画課

市川市南八幡2丁目20番2号
第2庁舎 2階
TEL 047-712-6323
FAX 047-712-6324

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>
